

(第二十一部)

第一百四十五回

平成十一年六月二十八日(月曜日)

午前九時二分開会

委員の異動

辞任

山下 芳生君

高格  
今朝君

左藤道夫傳

六月二十一日

甲子年夏  
丁巳月  
丁巳日  
丁巳时

丁巳仲夏  
音福仁子君

山本　王四郎

六月二十五日

大田 豊秋君  
辭任

水島 裕君

但馬久美君

六月二十八日

辭任

木村 次夫君

三九

委員長  
理事

石渡 清元君  
大島 慶久君  
田村 公平君  
吉村剛太郎君

出席者は左のとおり。

吉川	太田	山下
芳勇君	善彦君	豊秋君
寺崎	高嶋	東君
昭久君	良充君	輿石
藤井	山下八洲夫君	寺崎
俊勇君	益田	高嶋
山下	洋介君	良充君
榮一君	山下	山下
渡辺	幹幸君	吉川
孝勇君	池田	大島
八田ひろ子君	幹幸君	吉村剛太郎君
	田村	大島
	公平君	慶久君
	太郎君	吉村剛太郎君

委员

朝日俊弘君  
伊藤基隆君  
弘友和夫君  
富樺練三君  
日下部禧代子君

奥村  
展三君

伊藤	松田
康成君	隆利君
宮房 安 全 保 障 大 臣	內閣 自房 内閣安 全保障 大臣
理室長 兼內閣總 理大臣	內閣 自房 内閣安 全保障 ・危機管 理大臣
内閣 自房 内閣安 全保障 ・危機管 理大臣	兼中 央省 廳等改 革推進 本部事務 局次長

科学技術政策局長	加藤 康宏君	建設省道路局長	井上 啓一君
開発局長	池田 要君	自治省行政局長	鈴木 正明君
国土庁大都市圏 整備局長	板倉 英則君	内閣審議官	成瀬 宣孝君
兼国会等移転審 議会事務局次長	横山 匠輝君	常任委員会専門	志村 昌俊君
法務省人権擁護 局長	上田 秀明君	員	入内島 修君
外務省総合外交 政策局長	竹内 行夫君	裁	緒方信一郎君
外務省欧亜社会 協力部長	西村 六善君	参考人	
外務省北米局長	大島 正太郎君	日本道路公団總	
外務省経済協力 局長	大島 賢三君	員	
外務省条約局長	東郷 和彦君	議院送付	
大臣官房長	溝口 善兵衛君	内閣府設置法案(内閣提出、衆議院送付)	
大臣官房企画 局長	伏屋 和彦君	○国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣 提出、衆議院送付)	
文部大臣官房長	小野 元之君	○総務省設置法案(内閣提出、衆議院送付)	
文部省教育助成 局長	辻村 哲夫君	○郵政事業法設置法案(内閣提出、衆議院送付)	
文部省学術国際 局長	御手洗 康君	○法務省設置法案(内閣提出、衆議院送付)	
厚生大臣官房給 務審議官	工藤 智規君	○外務省設置法案(内閣提出、衆議院送付)	
厚生省保健医療 局長	伊藤 雅治君	○財務省設置法案(内閣提出、衆議院送付)	
厚生省老人保健 福祉局長	近藤 純五郎君	○文部科学省設置法案(内閣提出、衆議院送付)	
厚生省保険局長	羽毛田 信吾君	○厚生労働省設置法案(内閣提出、衆議院送付)	
厚生省年金局長	矢野 朝水君	○農林水産省設置法案(内閣提出、衆議院送付)	
労働大臣官房長	野寺 康幸君	○経済産業省設置法案(内閣提出、衆議院送付)	
労働大臣官房政 策調査部長	坂本 哲也君	○国土交通省設置法案(内閣提出、衆議院送付)	
労働省女性局長	藤井 龍子君	○環境省設置法案(内閣提出、衆議院送付)	
労働省職業安定 局長	渡邊 信君	○中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律 の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)	
労働省職業能力 開発局長	日比 邦久君	○独立行政法人通則法案(内閣提出、衆議院送付)	
建設大臣官房長		○独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整 備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)	
		○地方分権の推進を図るために関係法律の整備等 に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)	
		○委員長(吉川芳男君) 内閣法の一部を改正する 法律案、内閣府設置法案、国家行政組織法の一部 を改正する法律案、総務省設置法案、郵政事業法 設置法案、法務省設置法案、外務省設置法案、財 務省設置法案、文部科学省設置法案、厚生労働省 設置法案、農林水産省設置法案、経済産業省設 置法案、国土交通省設置法案、環境省設置法案、中 央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整 備等に関する法律案、独立行政法人通則法案及び 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整 備等に関する法律案(各案を一括して議題とし、質 疑のある方は順次御発言願います。	

○委員長(吉川芳男君) ただいまから行財政改革・税制等に関する特別委員会を開会いたします。理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川芳男君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に日下部稟代子君を指名いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川芳男君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本日、内閣法の一部を改正する法律案外十七案の審査のため、日本道路公団總裁緒方信一郎君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川芳男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉川芳男君) 内閣法の一部を改正する法律案、内閣府設置法案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、総務省設置法案、郵政事業法設置法案、法務省設置法案、外務省設置法案、財務省設置法案、文部科学省設置法案、厚生労働省設置法案、農林水産省設置法案、経済産業省設置法案、国土交通省設置法案、環境省設置法案、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案、独立行政法人通則法案及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(各案を一括して議題とし、質疑のある方は順次御発言願います。

○阿南一成君

自由民主党の阿南一成であります。

私は、今回審議の対象になりました中央省庁等改革関連法案及び地方分権推進一括法案につきまして、基本的に提案の趣旨なり目的について反対をするものではありません。しかし、何分にもこれらの法案が国の行政機構のかなりの部分について今までにない大改革を行うことになるものであります。そして、この構想なり法案自体が大変膨大なものであります。そして、その作成に当られた方は別といたしまして、国民の皆さんにも、また大半の議員の方々自体にしても、これだけうずたかく積まれた数多くのこれら法律案を今すぐ通すことが本当に国民のためになるものなのかどうかを判断する十分な情報を持っていないのが現状であろうかと思うのであります。

かつて瀬島龍三氏も新聞紙上で、内閣が我が國の中央組織の改革、改編に取り組むとき、頼みとなるのは唯一国民の支援であり、せめて国民の七割程度の賛意が必要ではないかと感想を述べておられます。むしろ、日本経済が失業者の増加を初め瀕死の重症にあるときでありますので、経済再生の一点に全力を集中し、他のもうもうの改革は日本経済が浮揚してくるまではしばらく打ち止めにすべきではないかという考え方もあったと聞いております。

そこで、私は、この法律が施行されるならば、国の中の政治や行政がどのように変化をするのか、そして今までの行政システムに比べて具体的にどのようなメリット、デメリットがあるのかをしっかりと見据えることが重要であると考え、幾つかのことについて質問をさせていただきます。

まず、小渕総理にお伺いをいたします。

私は、この中央省庁等改革関連法案及び地方分権推進一括法案は二十世紀の日本の命運を左右する極めて重要な法案であるので、ぜひとも小渕総理に直接私の疑問を真っ正面から受けとめていただき、お答えをいただきたかったのであります。しかし、総理も極めて多忙であるとのことで

あり、残念ではあります、理解をいたしました。そこで、同じく大変多忙を極めている野中官房長官にお出ましをいただき、総理不在の間は私の対総理質問に対してもお答えをいただきたいと思つておるところであります。

私は、小淵総理の現下の最大の課題は戦後最悪の不況から我が国経済を脱却させることであると思つております。

馬一九三〇年  
このようなときに中央省庁改革を強行することは、官僚の士気の喪失と力の分散を招くことから

好ましくないのではないか。また、地方分権の強行は受け皿である地方公共団体の多くの首長の皆さんが人的整備を初めとする体制の問題を危惧しているのが実情ではないか。そして、多くの国民の方々、特に年金生活者や社会的に弱い立場にある高齢者、激しい企業のリストラで家族・子供たちに不安を与えないよう、職を失いながらも毎日定時にネクタイを締めて家を後にし、定期に家路につく涙ぐましいお父さんの姿もある昨今であります。私は、これらの企業の生き残りをかけた激しいリストラ、大量の失業者の出現、ホワイト

カラーのモラルの崩壊等を引き金とした治安の悪化を見るととき、経済不況への認識が政府は少し甘いのではないかというふうに思っております。

そこで第一点目であります。マスコミ等の世論調査を見ても、民意は中央省庁再編及び地方分権の改革への関心度は決して高くなく、経済不況

からの脱出を願っております。この際、財革法を一時棚上げしたときと同じように、これらの諸改

革の施行時期を政令にゆだねてフリーハンドにし、経済再生に官民の総力を結集すべきときではないかという考え方もあるのです。

私は、この中央省庁再編及び地方分権の大改革は、明治維新、終戦に続く統治機構の大改革であ

ると思います。その間にあって、血氣にはやる青年将校に敵とされ、成功を見なかつた五・一五、二・一六事件もありました。しかしながら、これらの明治維新、五・一五、二・一六、終戦、いづれも單一民族である重臣、閥僚を初めとする多く

の大和民族の血を流したものでありました。

ト集団である官僚側の抵抗は思つたほど強く、二三月の文部省、財政省の二大官僚團は、その如きが何よりも強烈な印象を残す。

くことはどの大改革か小済総理のもとで無達成されようとしております。自民党員の中  
パックン内閣とか、たらい内閣などと言いた

とを言つておる人もおるようであります  
が、私は、この大改革が成功するならば、小潤  
は歴史に残る名総理として後世の歴史家が評

ことは間違いないと思うのであります。

が、一政策として最も陥る危険性がある。これに対するいささかの混乱や不便を与えないことがあります。そうして、人は石垣、人は

風林火山の歌にあるごとく、どんな立派な組織つくっても、そこで働く公務員の士気が落ちてしまうでは成績が上がりません。政府としては、

制への移行を急ぐ余り、国民の不安に対しても配慮しているのか、公務員の士気に気配りしているのか疑問がないわけではありません。

世界列強は軍事における核戦略の閉塞状態にあって、経済戦争を中心とする世界戦略をもつてゐるときがあります。その上に、我が

が、してしまってあります。そのときに、まだ行政改革をにしきの御旗にして官僚だけをやっていて、世界戦略におくれること

いのか心配であります。特に、私は今、霞が頭脳集團にやる気を起させることが極めてあると思います。政治にすり寄る者を排

に国家国民のことを考える者が元気に頑張れ  
境をつくることが重要であると考えております  
そこで、第三点目ですが、国民が小選挙を

第三回目で、かく日本がハサウエイの手に委ねられ、その運命が決する。待する最大の願いは、一日も早く日本の経済を復させ、もうこれ以上失業者を出させないと

ことであろうかと思ひます。  
新聞によりますと、多発している一年間の  
死亡事故が一万人ちょっとであるのに、自殺

三万人に達したと報じております。マスコミ論調査を見ても、民意は中央省庁再編及び地方権の改革にそれほど高い関心を示さずとも右

第二十一部 行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第五号

參議院

立をしておるところでございまして、今回の法案

の国会審議、実際面での準備が進むにつれまして、「二十一世紀に向けての新しい行政の構築に前向きに取り組んでその意識が浸透してきているよう認識をしておるところでございます。

中央省庁そのものが国民一般に不安を与えるようなことはないとと思うわけではございますけれども、今後の行政のあり方につきまして国民が強い関心を持っています。我々も努力をしていかなくてはならないと思うわけでございますし、その移行期におきまして国民に混乱や不便が生じないように十分注意し、準備を進めていかなくてはならないと思うわけでございます。

いずれにいたしましても、現在、非常に景気を初めとするさまざま国民の心配の一因は将来に対する不透明感であるわけでございますので、そのような中で中央省庁改革につきましても先延ばしをするということは、かえってその不安感を増幅することになります。しかし、その時期が私は問題であると思っておりますので、早期にこれを実現することがこうした不透明感あるいは不安感を払拭することにつながるものと考えておるところでございます。

○阿南一成君

ありがとうございます。

さらに総理、官房長官にお尋ねをいたします。

今回のこの大改革を提言した行政改革会議の最

終報告を読ませていただきました。「肥大型・硬

直化し、制度疲労のおびただしい戦後型行政シス

テムを根本的に改め、自由かつ公正な社会を形成

し、そのための重要な国家機能を有効かつ適切に遂行するにふさわしい、簡素にして効率的かつ透明な政府を実現することにある。」としているのであります。もはや既存の一府二十二省庁という長年続してきた体制では今日の変化の激しい内外の諸情勢に対応できなくなつたと宣言をしておりま

す。この際、既存の府省の組織を解体し、官僚支

配の既存の組織に生じた積年の宿弊を一掃しなけ

れば自由かつ公正な社会の形成と簡素にして効率

的かつ透明な政府は実現できない、このように断

言をしております。

そこで第一点目であります、「ここで言うところの肥大型化したとは、また硬直化したとは、さらに戦後型行政システムと単純に位置づけることによく、既存のシステムを変えることだけが自己目的化してしまい、我々は深い洞察なしに本来安定的であるべきシステムに手を加えようとしておるのではないか。そうして、このことが国民に無用の経済不安を与え、消費の収縮を生み、未曾有の経済状況の一因になつてゐるのではないかと危惧する者

らわれておりますのか。

そしてさらに、ある学者をして言わしめるならば、価値選択のない理念なき配分や行政各部への括的な政策委任の結果生じた縦割りの弊害や官僚組織の自己増殖、肥大型化であり、省庁の専横的、領土不可侵的所掌システムによる全体調整機

能の不全であるとまで指摘しております。

確かに、一九四九年に施行されました国家行政組織法のもとにつくられた現行の行政組織は、年月の経過とともに若干の制度疲労を起こしていることは私も認めるところであります。したがって、英断を持って行政改革を断行する必要性のあることは私も十分に理解できるところであります。しかし、その時期が私は問題であると思っております。

第三点目、例えば福祉行政を減量化するなら

ば、弱者を切り捨てるにならないか。また、

今はやり玉に上げられております護送船団行政自体

が国益に資することもあつたのではないか。私

は、弱者も含め国民が安心して暮らしていく社

会を維持するには行政にコストをかけることが必

要である場合もあると考へております。

第四点目ですが、我々は、現在の行政システム

の中において、世界列強の経済先進国を相手に

ジャパン・アズ・ナンバーワンと呼ばれたことも

あつたことを忘れてはならないと思うのであります。

その意味において、私は、現行の行政システ

ムをある学者が言つておられるところに断罪すること

には若干の疑問を覚えるものであり、また政治は

行政の側に反論の場を十分に与え、それに耳を傾

ける謙虚さを持つべきであると考へる者の一人で

あります。

現行の行政システムについて、このように一方的

的な断罪を行い、泣く子と地頭よろしく行政側の

十分な弁明を聞くことなく、また良識ある国民

に対する十分なパブリックコメントをとることもなく、これを今回の改革の出発点とすることには若干の疑問を覚えます。

あります。

にもかかわらず、現在、我々がこのもとで暮らしている行政システムを制度疲労のおびただしい戦後型行政システムと単純に位置づけることにより、既存のシステムを変えることだけが自己目的化してしまい、我々は深い洞察なしに本来安定的であるべきシステムに手を加えようとしておるのではないか。そうして、このことが国民に無用の経済不安を与え、消費の収縮を生み、未曾有の経済状況の一因になつてゐるのではないかと危惧する者

であります。

そこで第一点目であります、「ここで言うところの肥大型化したとは、また硬直化したとは、さらに戦後型行政システムと単純に位置づけることによく、既存のシステムを変えることだけが自己目的化してしまい、我々は深い洞察なしに本来安定的であるべきシステムに手を加えようとしておるの

ではないか。そうして、このことが国民に無用の経

済不安を与え、消費の収縮を生み、未曾有の経済

状況の一因になつてゐるのではないかと危惧する者

であります。

第三点目、例えは福祉行政を減量化するなら

ば、弱者を切り捨てるにならないか。また、

今はやり玉に上げられております護送船団行政自体

が国益に資することもあつたのではないか。私

は、弱者も含め国民が安心して暮らしていく社

会を維持するには行政にコストをかけることが必

要である場合もあると考へております。

第四点目ですが、我々は、現在の行政システム

の中において、世界列強の経済先進国を相手に

ジャパン・アズ・ナンバーワンと呼ばれたことも

あつたことを忘れてはならないと思うのであります。

その意味において、私は、現行の行政システ

ムをある学者が言つておられるところに断罪すること

には若干の疑問を覚えるものであり、また政治は

行政の側に反論の場を十分に与え、それに耳を傾

ける謙虚さを持つべきであると考へる者の一人で

あります。

現行の行政システムについて、このように一方

的で、制度疲労の私物ではなく、国民のもの、公共財

でなければならぬとの信念を持つ者であります。

そうして、国民は、自分たちの生活がよって

ある場合もあると思うが、どうか。第四点目、こ

れだけの大きな改革を行以上、政治は行政の側にも反論の場を十分に与え、それに耳を傾ける謙虚さを持つべきであると考えるが、今回反論の場をどのようない形で十分に与えられたのか。第五点目、一番重要な点であります、「これだけのエネルギーをかけ、社会的弱者や多くの国民に不安を

与え、消費の収縮を生みながら改革を断行した新

しい行政組織のどこが既存の組織に比べて理想的な形になるのか、またそこに民意はあるのか。

これら五点についてお伺いをいたしたいと思

います。

○國務大臣(野中広務君) 非常に経験豊富な委員

からの御指摘でございまして、的確なお答えにな

らないかもわからないわけでございますが、まず

中央省庁の改革につきましては、我が国の経済の

活力のためにも不可欠の課題でございまして、内閣の最重要課題の一つとして取り組んでおるところ

でございます。

現在の景気が厳しい状況にあります原因の一つ

は、我が国経済社会の先行きに対する、先ほども

申し上げましたように、不透明感にあるわけでござります。そのような中で、中央省庁改革につきましても先延ばしをすることなく、申し上げまし

たように、早期に実現することがむしろ今、先行

き不透明感の払拭につながると考へるところ

でございます。

また、今回の改革では、国の行政の果たすべき

役割を見直しまして、規制緩和やあるいは官民分

担を徹底することとしておるわけでござりますの

で、ともすれば行政に依存しがちであった個人の

意識の改革を促し、自由で活力のある経済社会の

構築に資するものと考えておるところでございま

す。さらには、今回の改革の大きな柱の一つとし

て内閣機能の強化が挙げられるわけでござります

が、これによりまして、政治主導のもと、経済運

営を初めとする行政の諸課題に対しまして機動的、弾力的に対応することが可能となると思うわ

けでございます。

今日、少子高齢化が進行をいたします中におきまして、国民が安心できる社会を築いていきますために、国民に信頼され、将来にわたって安定的に運営できる福祉等の社会保障制度を構築していくことが重要でございます。今後、高齢化の進展に伴いまして給付の増大が見込まれる中で、高齢者介護や子育て支援といった国民の新たなニーズズに的確に対応しながら、経済との調和がこれた、将来世代への負担を過重なものにならないよう配慮していくことが重要な課題であると考えております。このようにございまして、このような考え方方に立つて社会保障制度全体の構造改革に取り組んでいかなくてはならないと思っておるところでございます。

指すものでございまして、法律案において「二十世紀の我が国にふさわしい中央省庁の具体的な改革」をお示したものであると思っておるところでございます。本改革によります取り組みを通じまして、国民のより質の高い行政サービスの実現が可

宮澤大蔵大臣の抑制的きいた謙虚な御答弁に深い感銘を覚えますとともに、この問題の奥の深さ、そしてその困難さを再認識いたした次第であります。

まして、私にいたしましても改めて哀悼の意を表させていただきたいと思います。

今回の法改正は、各地域において特色ある主体的な教育行政が展開できるよう、教育の分野においても国と地方の役割分担を見直して新たな連携協力体制を構築する観点から行うものでございま

今御指摘ありました広島県における問題のような法令違反等の事態に対しましては、今回の改正により地方自治法において必要な是正の要求を行うことができる」ととされております。ま

た、地方教育行政法におきましては従来どおり指導、助言を行うことができる」ととされておりましたから、これらを適切に行うことにより、国全体としての適切な教育の事務の確実な運営を確保しました。

でまいりたいと考えております。  
最後に、外部からの不当な介入を受けた場合に  
どうするかというふうな御質問でございますが、  
学校教育は外部の不当な介入を受けることなく法

令にのっとり教育の中立性を確保することが極めて重要なことであると認識いたしております。

文部省といたしましては、今後とも、我が国全体の教育の発展、充実を図る観点から、教育に関する事業の適正な実施のための指導、助言等を適

切に行い、各教育委員会において教育の中立性を確保する取り組みが行われるように努めてまいり

たいと考えております。  
○阿南一成君 ありがとうございました。

大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。  
中央省庁等改革基本法で定めました新省庁名に

対して反対意見が多く出されたことから、小渕総理は、私の先輩後藤田正晴元副総理を座長とする有識者懇談会を設置して再検討を諮問しました。

省の名称存続が答申をされたにもかかわらず、総理はその後態度を明らかにすることなく、四月に突如財務省への名称変更を決定いたしました。大蔵省は律令時代から続く由緒ある名称であり、國

民にも長く親しまれてきました。また、財務省への名称変更は職員の士気の著しい低下を招くものではなかろうかと私は推察いたします。

したがいまして、私は名称変更には反対であります。宮澤大臣の率直な感想をお伺いいたしたいと思います。

さらに、総務庁、自治省、郵政省、公正取引委員会などを抱えた巨大官庁である総務省をつくる一方で、大蔵省の権限縮小だけを玉としましたような感じを受ける今回の省庁改革にも、国家戦略を考えるとき私は違和感を覚えるものであります。

第二点目であります、言うまでもなく財政と金融は我が国経済の根幹をなす重要事項であります。この重要な事を担当する行政機構をいかなる形で仕組むかという問題は、我々のみならず将来の世代まで影響を及ぼすものであり、これを審議する我々の責務は極めて大きいものがあると思ひます。少なくとも、今までの制度、体制の中にあって、優秀な人材が集中している大蔵省及び大蔵官僚に対する、単に大蔵省に帰すという魔女狩り的な感情論のみで、国家戦略もなく大蔵省の名称変更や財政と金融の分離を討論するようなことがあつてはならないと思います。

第三点目ですが、私は、大蔵省の金融行政の改革は、業界との癒着を断ち切ることや金融行政の決定過程を透明化することが重要であり、大蔵省から金融行政を独立させることではないと考えております。

第四点目ですが、先進主要国でも財政と金融行政の企画立案は同一の省庁が担当しております。しかも、歐州は現在單一通貨ユーロを発足させ、財政を含むダイナミックな経済政策の融合に向かっております。世界列強は軍事における核戦略の閉塞状態の中であつて、経済戦争を中心とした世界戦略に向かっているときに、我が国だけが行政改革の目玉として大蔵省の力を弱めることのみに目を奪われて、財政と金融を分離してしまつてよいものか、私は若干の疑問を覚えるところであります。

以上、第一点、財務省への名称変更に対する率直な御感想。第二点、財政と金融の分離の前国会からの一連の改革に対する受けとめ方。第三点、大蔵省の金融行政の改革は業界との癒着を断ち切ることであつて、大蔵省から金融行政を独立させることではないという私の考え方。第四点目、財政と金融を分離させて国内の金融破綻時に素早い対応ができるのか。また、国際的な金融危機のときに機能的に対応できるのか。

以上、四点について宮澤大臣の御所見をお伺いしたいところであります。第一点目、財務省への名称変更については既に決着がついていることでもありますので、心中のお思ひはありますかと思ひますが、お立場上難しいということであれば答弁は御無理をなさらなくても結構でございます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 省の名称につきましては、中央省庁等改革基本法に規定がございまして、その規定の趣旨に従いまして、閣内におきまして名称の決定は総理大臣の御決定にお任せするということを定めております。したがいまして、総理大臣が財務省と御決定なされましたことに異存ございません。

次に、財金分離に関する問題でございますが、大蔵省の金融行政について長いこと厳しい世論の批判がございました。それを受けて昨年、両院におきましていろいろ御討議がなされましたし、また関係各党の間で党首の御協議もございました。このたびの御提案は、それらの御協議の趣旨を踏まえまして御提案を申し上げたつもりでございました。

第三点目であります、アメリカのクリントン大統領それからイギリスのブレア首相、いずれも教育問題を政策の中心課題に置いて、国力・経済力の向上のために、教育水準の向上を教育政策の最優先課題としております。まさに日本とは逆方指向へ向けた教育改革、教育政策であるわけであります。そのときに当たって、何ら資源のないマンパワーのみが頼りの我が日本が、日本の教育改革の方向性において、荒れる生徒に目を奪われてのボタンのかけ違えがなればよいがという不安を覚えるのは私一人ではないと思うのであります。

以上、第一点目、偏差値教育が魔女狩りの対象となっているが、政府は、勉学を通じて競争することが我が國にもたらしたものを正直に評価しようととしたことはあるのか。

先生の自殺、そうしてバタフライナイフによる女性教師殺害事件等が時の経過とともに風化をしております。政府は教育のこの負の部分に真っ正面から取り組むべきであると考えるが、どうか。

以上、五点について総理の御見識を伺いたいと思います。

○國務大臣(小淵惠三君) 五つの点についてのお尋ねがございましたが、まとめて言って御答弁しではいかがかと思ひますけれども、幾つかの諸点について考え方を申し述べさせていただきます。

まず、偏差値教育の問題でございますが、子供たちが勉学において切磋琢磨し、自分を磨いていくことは極めて大切なことがあります。しかし、点数の多寡のみを競うことについての問題があることは承知をいたしております。

てきた所期の目的を超えて、偏差値がすべてであるというような形になってきたということを述懐されながらこの番組に登場されておったのをついせんだけて拝見いたしまして、戦後の教育の中での偏差値問題の経緯、経過の中でのいろんな諸問題があつたような気がいたしております。いずれにいたしましても、すべての点についてであります、委員御指摘のように、要是極度に一方に偏ってしまうということの問題があるんじゃないかと。ですから、要是果たしてバランスがとれておるのかと。偏差値の問題もそうでありますが、所期の目的から変じて偏差値そのもののが一種の目的化してきておるというようなこともございまして、そういった点も含めまして常常反省を進めながら対応すべきものではないかというふうに考えております。

地城が一体となってこうした問題に取り組んでいかなければならぬのではないかというふうに考えております。

日本の教育は、非常に熱心に親御さんもまた本人も努力をしてこられた。それを、ゆとりある教育という名のもとにそうした勉学の意欲というものをそぐことがあってはならぬということをおしゃっておるとすれば、それはそのとおりだとうふうに思いますが、我々の若き時代を考えましても、いわゆる苗雪時代とかそういうことで、本当に能力の限界を何とか生かしていくこととで真剣に取り組んできた。その総合力が日本の教育を大きく進展させてきたということもこれまでの事実であります。物は行き過ぎということであり、余りにもそれが過ぎたるは及ばざるがこととで、余りになつて全く余裕のない、この時代を生き残すということであつてはならない。そ

先生の自殺、そうしてパッフライナイフによる女性教師殺害事件等が時の経過とともに風化をしておりません。政府は教育のこの負の部分に真っ正面から取り組むべきであると考えるが、どうか。

以上、五点について総理の御見識を伺いたいと思います。

○國務大臣(小淵惠三君) 五つの点についてのお尋ねがございましたが、まとめて言って御答弁申します。いかがかと思いませんけれども、幾つかの諸点について考え方を申し述べさせていただきます。

まず、偏差値教育の問題でございますが、子供たちが勉学において切磋琢磨し、自分を磨いていくことは極めて大切なことがあります。しかし、点数の多寡のみを競うことについての問題があることは承知をいたしております。

本人の努力によりまして学校に学び、能力を高めることによって社会で活躍するという考え方方は、我が国社会の成長に大きな役割を果たしていくことは否定できません。しかし、どの学校へ入学するかというようなことへの関心が高くなり過ぎ、過度な受験競争など問題を生み出していることも認めざるを得ないと考えております。これからの学校教育においては、子供たち一人一人がその長所を存分に伸ばすことができるような教育を進めていくことが重要であると考えております。

実は、偏差値教育というものにつきましても、私もその道は専門でございませんでしたので十分勉強しておりませんでしたが、ついせんだけってテレビ番組でたしかこの偏差値問題を取り上げられました。偏差値をつくったと言われる中学校教師が、戦後、中学から高校に入るということです。だその当時は進学率が五〇%を切つておった時代、今日はもう九三・四%になつておるんじやないかと思いますけれども、そういう中で各校の生徒の進学に対して、どのような学校に推薦するかということについて、非常にまじめな先生がこわいから取り組まれて偏差値というものをつくり出してきた。しかし、それが、以降、偏差値がつくられた

てきた所期の目的を超えて、偏差値がすべてであるというような形になってきたということを述懐されながらこの番組に登場されておったのをついせんだけて拝見いたしまして、戦後の教育の中で偏差値問題の経緯、経過の中でのいろんな諸問題があつたような気がいたしております。いずれにいたしましても、すべての点についてあります、委員御指摘のように、要是極度に一方に偏つてしまつていうことの問題があるんじゃないかと。ですから、要是果たしてバランスがとれておるのかと。偏差値の問題もそうであります、所期の目的から変じて偏差値そのものが一種の目的化してきておるというようなこともございまして、そういった点も含めまして常々反省を込めながら対応すべきものではないかというふうに考えております。

それから、教育改革の方向性と、荒れる生徒に目を奪われてボタンのかけ違え等があつたのではなくかということでございますけれども、我が国が二十一世紀において引き続き発展していくためには、教育の役割が極めて重要と考えております。我が国発展の原動力であつた高い教育水準を引き続き維持させるとともに、行き過ぎた平等主義を是正し、個性や能力を伸ばすことを重視した教育を進めるという明確な方針のもとに教育改革を進めていかなければならないと考えております。

それから、いろいろ事件が起りますと、事件を反省し、それを是正しようということで適正な対応は望ましいわけですが、事によっては非常にその是正を急ぐ余りといいますか、改善に対するところまで進んでいったらいいかというような点について、行動について、やはりこれも検討すべきことがないかということをおっしゃられておるんだろうと思います。

いろいろ事件が起ることは残念なことです。であり、これを深刻に受けとめなければならぬと思つておりますが、結論から言いますと、子供たちは心健やかに育っていくために、家庭、学校、

地盤が一体となつてこうした問題に取り組んでいかなければならぬのではないかというふうに考えております。

日本の教育は、非常に熱心に親御さんもまた本人も努力をしてこられた。それを、ゆとりある教育という名のもとにそうした勉学の意欲というものをそぐことがあってはならぬということをおしゃっておるとすれば、それはそのとおりだといふふうに思いますが、我々の若き時代を考えましても、いわゆる笛雪時代とかそういうことで、本当に能力の限界を何とか生かしていくことを真剣に取り組んできた。その総合力が日本の教育を大きく進展させてきたとすることもこれまでの事実であります。物は行き過ぎということとで、余りにもそれが過ぎたるは及ばざるがこととして、全く余裕のない、この時代をただ過ごすということであつてはならない。それをどう調和させていくかというところに問題があるのではないかなという気が私はいたしております。

学歴偏重のことにつきましても、学歴そのものが確かに一つのメルクマールになることは事実であります。しかし、余りにもそれが、学歴であり、ある一定の名門校を卒業したがゆえにすべての人生を決定づけるというようなことがあってもならないということとで、これまたある意味で、のりを超えたことは望ましいことではないのじゃないかと思ひます。

それから、外国の例を取り上げられました。なるほどイギリスにおきましてもアメリカにおきましても教育問題というのが今最大の課題である。二十一世紀に向けてのそれぞれの国民、国家の繁栄を考えると、教育にいま一度大きな明かりを照らしていかなければならぬということは、当然だと思います。

しかし、イギリス並びにアメリカその他の国でもうであろうと思いますが、やや国々によっては事情も異なつておるのじゃないか。例えば、アメリカあたりはいわゆる理科系の勉強をする人がだ

んだん少なくなつてきているような点もあって、その反省もあるわけござります。

我が國におきましては、我が國としてのあるべき教育の姿というものをきちんとこれから定めていかなきやならぬということは、橋本前内閣におきましてもいわゆる六大改革という中にこの教育改革ということを大きく取り上げておるわけでござりますので、我々も改めて教育改革の何ぞやということを真剣に取り組ませていただきまして、新しい世紀が我が国にとってより立派な国民、國家であるためには、教育のあり方について、過去を振り返り将来にわたっての方向性を定めていかなければならぬ、こういう認識で努力をいたしましてまいりたいと思います。

○阿南一成君 サラに、総理にお尋ねをいたしま

す。先般の本委員会におきまして、田村委員の与党にその身を置きながらの鋭い発言に、自民党とは懐の深い党であるなどということを再認識させていただきました。

そこで、私も、いわゆる昨今の官僚バッシングについて若干触れてみたいと思います。

今は日本の国の浮沈をかけた重大なときであります。私は霞が関特に若い官僚諸君に申し上げる。一時の官僚バッシング等に惑わされて霞が関を去ることがないように、そして反省すべき点は反省をして元気に再出発してほしいと思うのであります。そして、今はやりの民間人の登用も、役所にない新しい発想を取り入れるために大いに必要なことではありますけれども、そのコアになつて行政の継続性をしっかりと維持し、国民の幸せのために頑張るのは若い諸君たちです。自負心、自信を持って頑張ってほしいと思うのであります。

私は、官僚が国家安定の下支えの機能を果たしていることは、幾ら強調しても強調し過ぎることはないと考えておる者の一人であります。そして現在、官僚バッシングに熱心な方も、本当に官僚

システムが崩壊することはないという暗黙的前提のもとに物を言われているような気がしてなりません。本当に官僚システムが崩壊することになります。そう思つて多くの人は黙つて耐えているのが実情ではないのか。しかし、現代の若者は我々の世代と違つてどこまで耐性があるかということについては若干の心配を持っております。

そこで第一点目ですが、行政における政治主導を強調する余り、役人の人事権にまで政治が介入するようになれば官僚機構は弱体化するかもしません。同時に、行政の政治に対する中立性という極めて重要な性質が侵され、公務員の政党化、派閥化が進むことは目に見えております。そうして、政治にすり寄る公務員のみが生き残るようになります。その歯どめについて十分考えておく必要があります。その歯どめについて十分考えておく必要があると

今日指摘されているような弊害の多くは、率直に申し上げましてむしろ政治の世界からの指導や、時には圧力によってその方向づけがなされ、かじ取りもされた面もあったと感じておる者の一人であります。

第四点目、ともあれ、不祥事を起こした一部の省庁の官僚は問題外でありますが、その他の多くの国を思ひうまじめな官僚の皆さんにとっては、今までの行政組織、そしてそれを動かしてきた官僚が大変間違ったことをしてきたかのように言われることについては心外でもあります。

第二点目、制度疲労のおびただしい戦後型行政システムというと、確かに言葉ではなるほどそうかなと思うところもありますが、具体的にどうい

う形態なり現象を言つておられるのかわかりません。

また、そのことが、学者の方が指摘しているよう

に、価値選択のない理念なき配分、行政各部への包括的委任の結果生じた縦割りの弊害や官僚組織の自己増殖、肥大化ということを指しているとい

うならば、そのことを具体的に指摘し、そうして

既存のシステムの弊害を強調し、改革がすべて善であるかのように世の中の事象をすべてわかりやすく二項対立的に位置づけることは簡単なこと

であります。しかしながら、我々政治家は、人々がその生活、生命を預けることになる現実のシステムを常に責任を持つて提供し続け、安心してもらう立場にあるわけでありますから、今回の中

央省庁改革の基本理念が現行制度を悪とする白黒判定調の立場から出発しているかのようない印象を与えることは遺憾なことだと思います。

私は、今回の大改革を進めるためには、国民の皆さんにはもちろん、行政組織の中に働く公務員の人たちにも十分に改革の理念なり方向性が理解されることが必要であると考える。そうして

第四点目、私は、今回の大改革を進めるために

は国民の皆さんももちろん、行政組織の中に働く公務員の人たちに十分な改革の理念なり方向性が理解されることが必要であると考える。そうして

今までの行政組織のよかつた点、まずかつた点をはつきりと示すことが大切であり、特に行政

的な事実をはつきりと示すと同時に、この大改革を断行することによってそれらのことなどのよう

弊害が生じない行政ができることになるのか。もしそれができるというならば、今までの既存の組織、機構ではできなかつたのか、明らかにすべきであると思います。

以上、第一点目、行政における政治主導を強調する余り、役人の人事権まで政治が介入するよう

ことになれば

いし、同時に、行政の政治に対する中立性とい

うことになれば

は、公務員の政党化、派閥化が進むことになるのではないか。そして、政

治にすり寄る公務員のみが生き残るようなことに

なっては日本の将来はなくなると思うがどうか。

その歯どめについて十分考えておく必要があると

思うがどうか。

第二点目、現行の行政システムや官僚機構が制度疲労のおびただしい戦後型行政システムであり、価値選択のない理念なき配分であり、そして行政各部への包括的委任の結果生じた縦割りの弊害や官僚組織の自己増殖、肥大化であると言ふなことがあります。その歯どめについて十分考えておく必要があると

思うがどうか。

第三点目、いすれにしても、今日の日本国家の

置かれている状態が既存の霞が関の行政機構及び

そこで日夜懸命に働いている官僚のみの責任にさ

れることには大いに異議がある。指摘されている

ような弊害の多くは、率直に申し上げてむしろ政

治の世界からの指導や、時には圧力で方向づけが

なされ、かじ取りもなされた面もあつたと感じて

おる者の一人であるがどうか。

第四点目、私は、今回の大改革を進めるためには国民の皆さんももちろん、行政組織の中に働く公務員の人たちに十分な改革の理念なり方向性が理解されることが必要であると考える。そうして今までの行政組織のよかつた点、まずかつた点をはつきりと示すことが大切であり、特に行政的な事実をはつきりと示すと同時に、この大改革を断行することによってそれらのことなどのよう

に改善されていくのかを明らかにすべきであると

思う。この中央省庁改革によって霞が関は現在よりもどのように何が改善され国民のための行政になるのか。

以上四点についてお伺いをいたします。

○國務大臣(小瀬恵三君) 今回の改革におきまして行政における政治主導を強調し、役人の人事権にまで政治が介入するようになると政治的中立が侵されるのではないかということをございます。

今次改革におきましては、内閣の優位性を明確

にするため、事務次官、局長等の幹部職員の任免につきまして閣議決定により内閣の承認を要するものとしたところでありますて、これら幹部職員を含め一般職の国家公務員が国民全体の奉仕者として中立かつ公正な立場に立つて職務に従事することが求められております。(この基本的要請は公務員人事に関しても十分尊重すべきものと考えております。国家公務員法は、成績主義の原則に基づき、公務員の採用、昇任等の身分保障、そしてまた一定の政治的行為の制限などの仕組みを定めており、これらの仕組みの中で今後とも公務員人事の政治的中立性を保持していくことが重要であると考えております。

そこで、阿南委員の御指摘のように、行政の政治的中立性ということの意味がちょっと私にもわかりかねるわけであります、要は、今申し上げたような、国家公務員法におきまして人事その他のにつきましての政治的中立性を保持していくといふことは法的にも確保されておるわけございますから、そういった意味でこれが確認をされるということであれば、いわゆる行政ということの中で大臣を含めまして政治がこれに対し影響力を行使するということまで否定をしますと、議院内閣制におけるこの政治のあり方というものの根本にもかかわくることではないかという気がいたしております。

それから、戦後五十年を経まして、これまで有効に機能してきたシステム、意思決定の方針が時代に合わなくななりまして、そしてこれが足かせになつておることが少くない。そうした意味で、

この第三の改革という意味で政治、行政、経済すべての分野にわたる抜本的な構造改革が必要であるとしてきたところでありまして、本来行政のあり方、システムについては主権者たる国民の意思をいかに的確かつ迅速に行方に反映させるかといふ点ですぐれて政治の責任でありまして、また実際の行政の進め方についても政治的的確な指導性が問われておるものであります。

そうした考え方方に立ち、私は、橋本前内閣が進められてきた中央省庁等改革をさらに具体化すべく政治主導で進めてきておるところでございまして、そういう意味におきまして、官僚のみにすれば、そういう意味においても、官僚のみにすべき責任を負はせてきたのではないか、またそういうシステムになるのではないかということでおられます。国家公務員法は、究極には政治の責任になるわけでありまして、ありまするがゆえに、今回、政治優位という立場をはっきりさせることによりまして、その責任の所在を明らかにしていくということが今回の改革の大きな目的だらうと思っております。

○阿南一成君 さらに、総理にお伺いいたしま

す。

政府委員制度の廃止及び副大臣制の導入について

であります。

そこで第一点目であります、確かに国会を政治家同士の活発な議論の場にするべきだという意見はもつともであります。また、行政機関の政策決定過程に国民の信託を受けた政治家がコミットすることも当然のことであろうかと思います。しかししながら、何ゆえに政府委員の存在が国会審議の活性化、行政機関における政治主導の政策決定システムの確立を目的としたものであると理解をいたしております。

そこで第二点目であります、今回の省庁再編関連法案によれば、大臣以外に各省庁に副大臣二十三名、政務官二十七名が置かれるということであります

が、これは現行の政務次官二十四名に比して二倍以上の数の政治家が行政組織に置かれることとなります。このように、多くの政治家が行政の政策決定過程に入つてくることは、行政の中立性という重要な性質が侵され、公務員の政党化、派閥化が進む可能性をはらんでいると私は見るが、

いかがでしょうか。

第四点目ですが、一般論として、行政機関の政策決定に多くの政治家が入つてくることについて

どのような問題が起ころと考えておられます

かつて私の先輩は、選挙民は神様である、政治家に道徳を求めるることは八百屋で魚を求めるに等

しいと唱喝したという話を聞いたことがあります。しかし、それは昔々の話であって、現在の政

会にいろいろの御意見を今拝聴いたしておるわけになりますけれども、そうした考え方を十分承認ながら新しい制度を確立し、その中で国家の行政の大きな役割を担う方が元気を持ってその責任に当たれるようにしていくことができる、こう御理解いただきたいと思います。

○阿南一成君 さうに、総理にお伺いいたしま

す。

政府委員制度の廃止及び副大臣制の導入について

であります。

先般、国会に政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置等に関する法律案が提出されました。この法律案は国会における政府委員制度の廃止、当面の政務次官の増員、政務次官廃止後の副大臣、政務官の設置等をその内容とし、国会における審議の活性化、行政機関における政治主導の政策決定システムの確立を目的としたものであると理解をいたしております。

そこで第一点目であります、確かに国会を政

治家同士の活発な議論の場にするべきだという意

見はもつともであります。また、行政機関の政策

決定過程に国民の信託を受けた政治家がコミット

することも当然のことであろうかと思います。し

かしながら、何ゆえに政府委員の存在が国会審議の活性化を阻害するものとなるのか、私は理解できません。

そもそも、国会の主役は我々政治家であり、議論の活性化もひとえに主役である政治家の力量にかかるといふと私は考えております。また、国権の最高機関である国会の審議から行政の持つ専門知識を全面的に排除することと、本当に国家国民に資することになるのか、甚だ疑問であります。

政治家同士の通り一遍の議論のための議論になりはしないか、問題の本質を素通りすることにならないか、よほど政治家が専門ごとに振り分けられその分野に精通する必要があると思うのであります。

第一点目であります、副大臣、政務官の導入について、行政を政治家主導にすることを目指しているのですが、本当に現行の制度のまでは各大臣、政務次官が各省を十分に統率することができないのか、私は理解できません。

また、政治だけが民意を背負える、政治だけが正しい政策立案を行えると過信すると私は考えています。第三次行革審最終答申においても、「政治の果たすべき役割は、国益全体を貫通した政策の大局的な方向付けである。行政は、その選択に沿つて具体的施策を効率的・効果的に構築しなければならない」とされる一方、「新しい時代の行政に要請されているものは、政治からの中立性を保ちながら、制度・施策の安定的・整合的運営を確保していくことである。」とされております。行政の立案能力に信頼を置かず、政治すべてを行おうとすることに対する戒めの言葉として私は聞いております。

第三点目であります、今回の省庁再編関連法案によれば、大臣以外に各省庁に副大臣二十三名、政務官二十七名が置かれるということであります。第三次行革審最終答申においても、「政治の果たすべき役割は、国益全体を貫通した政策の大局的な方向付けである。行政は、その選択に沿つて具体的施策を効率的・効果的に構築しなければならない」とされる一方、「新しい時代の行政に要請されているものは、政治からの中立性を保ちながら、制度・施策の安定的・整合的運営を確保していくことである。」とされております。行政の立案能力に信頼を置かず、政治すべてを行おうとすることに対する戒めの言葉として私は聞いております。

第四点目ですが、一般論として、行政機関の政策決定に多くの政治家が入つてくることについて

どのような問題が起ころと考えておられます

かつて私の先輩は、選挙民は神様である、政治

家に道徳を求めるることは八百屋で魚を求めるに等

しいと唱喝したという話を聞いたことがあります。しかし、それは昔々の話であって、現在の政

治家のモラルは国民意識の高まりとともに極めて

高いものになつてきておると考へております。それはそれとして、副大臣・政務官制の導入が東京地検特搜部のお世話になるようなことのないようになつかりと制度的にも手を打つておく必要があると私は考へております。そしてさらに、行政の中立性という観点にも十分な気配りが必要であると考へております。

第一点目、政府委員の存在が何ゆえに国会審議の活性化を阻害するものなのかな。国会の主役は我々政治家であり、議論の活性化もひとえに主役である我々政治家の力量にかかっているのではないか。國權の最高機関である国会の審議から行政の持つ専門知識を全面的に排除することが本当に国家国民に資することになるのか。

第二点目、第三次行革審答申は行政の立案能力に信頼を置かず政治すべてを行おうとするに対する戒めの言葉として聞くべきであると思うがどうか。

第三点目、多くの政治家が行政の政策決定過程に入つてくることは、行政の中立性という重要な性質が侵され、公務員の政党化、派閥化が進む可能性をはらんでいると思うがどうか。

第四点目、副大臣・政務官制の導入によつて政策決定のプロセスはどうに変わると考へられるか。そして、その際、政治家として心すべきことは何か。

以上四点についてお伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) まず、政府委員制度の廃止の問題であります、これは国会における論議を与野党議員同士による政策論を中心にすることにより国会の権威を高め、国民に直結した政治に転換し、迅速な政策決定を行うことを目指したものでございます。

現在、与野党間の真摯な議論の結果、先般、衆議院に政策要綱が提出されたと承知をいたしてお

りまして、早期の法案成立を期待いたしておるところでございます。

また、委員会が技術的、専門的質問について政

府委員を政府参考人として招致することとされており、円滑な国会審議の確保にも配慮がなされております。

他の國務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て人事院總裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として任命することができるものとさ

れておるところでございます。

次に、第三次行革審最終答申につきまして御指摘がございました。

政治及び行政がそれぞの果たすべき役割について述べておりますが、特に政治の役割については、二十一世紀に向けた行政改革は行政だけで責任を担うべきものではなく、行政の大きなかじ取りを行なうことは政治の責任であるとの認識のもとで、国会を議員による政策論議を行う場へ脱却すること、政務次官を副大臣的に活用し国会で答弁させることを提言しております。このようないい處

題意識は今般の副大臣制の導入と合致するものと認識をいたしております。

副大臣等の設置と行政の中立性に関しましては、日本憲法は議院内閣制を採用し、内閣総理大臣は国会議員から国会が指名すること、國務大臣の半数は国会議員でなければならないことを定めているところであり、副大臣等はこの議院内閣制のもとで行政における政治主導の政策判断が迅速に行われるようになるわけ

あります。副大臣等にはこうした重要な役割を行い、大臣を助けることとなります。

副大臣等はそれぞれの立場で大臣を助けることにより、大まく編成される各省において政治主導の政策判断が迅速に行われるようになるわけ

あります。副大臣等にはこうした重要な役割を求

められるわけであり、国家と国民のために真に大

局的な判断ができる見識を持ち、また同時に専門

的知識と経験を有する各省の職員の能力を最大限

引き出していく指導力を持つことが必要となると

考えております。

そこで、委員がいろいろの問題点といいます

か、危惧される点について御指摘がありました。

今回のことはまさに大改革でございまして、從

来の内閣と議会のあり方を初め、また行政の中に

おける内閣の強化の問題を含めまして、また各大

臣がそれぞれの役所における指導性を發揮する意

味におきまして、副大臣なり政務官というものが

それに対してライン並びにスタッフとして協力を

します。

○阿南一成君 一年生の議員に大変総理から御丁寧にお答えいただき、ありがとうございます。

時間でありますので、これで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○清水嘉与子君 自由民主党の清水嘉与子でございます。

ありがとうございました。

まず、総理にお伺いいたします。

明治維新、戦後の改革に続く大改革と言われま

す今期の改正法案の審議に、短い時間であります

ても参加できますこと、大変幸せに思つていて

ころでございます。

また、一般職の国家公務員については、全体の

奉仕者として中立性、公正性を確保することが重

要であり、これを担保するため国家公務員法は、

成績主義の原則に基づく採用、昇任等身分保障、

一定の政治的行為の制限などの仕組みを定めてい

るところであります。今後とも、一般職の国家公

務員については、これらの仕組みの上で公務員

予見しがたい」とも正直申し上げてあり得るだろ

うと思います。議員が御指摘されましたように、いろいろそれぞれ過去における不祥事その他の問題についての御指摘もありました。要は、問題はそれぞの新しい制度のもとにおいて、その任に当たる方々が改めてその責任を全うするための見識、そして知識、そしてまた指導性、さらにもまた倫理性を持って対処するということがなければなりません。これは成り得ないわけでございまして、大改革を実行するということの中には、議員がいろいろと御指摘をされたような点につきましては、当然のことながらこれを実行する段階におきましてはすべてこの点について改めて心して対処しなければならないということになります。

私は、この新しい制度のもとにおきましては、政治がその責任を果たすということは、強いて言えば国民の皆さんに信頼をされる政治が行われるものとして大臣に次ぐ立場から関係部局を指揮監督し、必要な政策判断を行なうこととなり、また政務官は、特定の政策及び企画に参画することとされ、大臣の指示に基づき特定の政策及び企画について、いわゆるスタッフとして大臣に対し助言を行なうことがあります。大臣を助けることとなります。

副大臣等はそれぞれの立場で大臣を助けることにより、大まく編成される各省において政治主導の政策判断が迅速に行われるようになるわけ

あります。副大臣等にはこうした重要な役割を求めるわけであり、国家と国民のために真に大局的な判断ができる見識を持ち、また同時に専門的知識と経験を有する各省の職員の能力を最大限引き出していく指導力を持つことが必要となると考えております。

そこで、委員がいろいろの問題点といいますか、危惧される点について御指摘がありました。今回のことはまさに大改革でございまして、從来の内閣と議会のあり方を初め、また行政の中に

おける内閣の強化の問題を含めまして、また各大臣がそれぞれの役所における指導性を發揮する意味におきまして、副大臣なり政務官というものがそれに対してライン並びにスタッフとして協力をします。

そういう意味からいいますと、今回これが通過いたした場合に、将来どのようになつてまいるかということにつきましては、長々と先ほど申し上げた趣旨によつて行なうことであります。これは

ふうに伺つておるわけございまして、問題を先送りせずに次々に手を打つてこれられる総理の姿勢に敬意を表したいと思います。

ところで、民間の雇用支援のために緊急雇用創出特別基金を積み増しして活用を図るなど、こう

いた即効性の高い政策ももちろんあるわけですが、さいますけれども、国、地方公共団体にも雇用機会の拡大が求められるということになつてゐると思います。そして、現実には二年間、限定された期間、その間の雇用形態あるいは二年後の受け入れというようなことで、現場に多少戸惑いもあるよう伺つてゐるところでございます。

ただ、二年後には中央省庁改革関連法案が効力行使を發揮いたしまして、公務員のスリム化を進めなければいけないという厳しい情勢のもとではありますけれども、一方において思い切った官業の廃止、民営化あるいは民間委託、そついた官から民への業務のシフトが進む。そういうことによりまして、従来、官がやってきた仕事、その分野で非常に大きな雇用の機会を生み出すこともできるでしょうし、あるいはあらゆる分野の規制緩和を進めることによりまして民間の活力をもつと増すことができる気になるのじゃないかというふうに思つておるわけでございます。

ただ、一般国民から見まして、この法案が単に中央省庁の機構改革のような誤解を受けやすい点がござります。先ほど阿南先生の御質問にもございましたけれども、この景気の不景気なときに何でこんなことに精力をつき込むのかというような御指摘も多少ござりますようけれども、しあわせやはり私は、この法案が成立することが日本経済社会に及ぼす影響は大きいのじゃないかといふふうに考へておるわけでございます。

今回の政府の緊急措置の関連で、この中央省庁改革関連法案の意義をどう考えていらっしゃるのか、まず総理の御見解をお伺いしたいと思いま

するものであると考えております。  
先ほど阿南先生の冒頭のお尋ねについて  
私は出席できませんでしたが、一つだけ、  
をして次にその上に行くという考え方方  
いではありません。やはり内閣の六大改  
育改革はある意味では別の観点から考  
らぬかと思いますけれども、他の五つ  
いうものは同時並行的に取り組まなければ  
いけません。あえて言えば五つに分ける必  
ぐらの問題であろうかなと思いますけ  
強いて言えば、行政改革、財政改革、そ  
の保障の改革等、それぞれに極めて複雑な  
て取り組んできてるわけですが、さ  
そういう意味で、行政改革につきま  
して

て、実は  
これだけ  
わからな  
改革、教  
なれりや  
の改革と  
ばならな  
要もない  
れども、  
の他社会  
課題とし

成前の適切な時期にこの計画は策定する。さらに、平成十二年度採用分から毎年新規採用を減らしていく。そして、公務員数を十年間で二五%削減するというふうになっているわけですが、います。

そこで、定員削減の対象となりますのは、十一年度末の定員で言いますと百十四万三千人の国家公務員のうち非現業、現業職員八十四万六千人。ただし、郵政事業の三十万はやがて定員の網から外れるということで、実際には十一年一〇%の削減計画を立てる対象というのは五十四万六千人だとか。仮にこれが平成十二年末の定員ということになりますと、この一〇%を十年間の削減目標として

○國務大臣(太田誠一君)　國家公務員の二五%削減につきましては、まず、今、清水委員おっしゃいましたように、基本法の十年一〇%ということは、独立行政法人化などがどうあれ、ともかくこの十年一〇%は法律によって達成しなければいけない目標になっております。そしてさらに、自立連立の合意によりまして二五%の削減、これも純減を目標すということになっておりますので、今おっしゃいましたように、増が起きるということはとても考えられないわけでございます。純減を目標として頑張る、努力をすることになつております。

そこで、二五%と今言う十年一〇%の間のギャップをどうするのかということとありますけれども、いましたように、基本法の十年一〇%とい

するものであると考えております。  
先ほど阿南先生の冒頭のお尋ねについて、実は私出席できませんでしたが、一つだけ、これだけをして次にその上に行くという考え方もわからぬではありません。やはり内閣の六大改革、教育改革はある意味では別の観点から考えなければなりません。ならば、他の五つの改革といふものは同時並行的に取り組まなければならぬ課題で、あえて言えば五つに分ける必要もないぐらいの問題であろうかなと思いますけれども、強いて言えば、行政改革、財政改革、その他社会保障の改革等、それそれに極めて喫緊の課題として取り組んできてるわけでございます。

そういう意味で、行政改革につきましては、時あたかも二〇〇一年というときを迎えるわけでございまして、その前にぜひ明治以来の改革として大きなこの行政機構の改革というものをきちんと仕上げて対応しなければならない。時期的に言いますれば二〇〇一年一月一日には、なぜその日かという御議論もあろうかと思いますけれども、やはり新しい世紀を迎えて日本の行政の方をこの際きちんと定めて、そしてそれをもとにしてもろもろの問題もまた対処していくという原点の問題と考えておりまして、ぜひそういう意味で、今日この時点で御審議をお願いいたしております、こういうことだらうと思います。

○清水嘉与子君 それでは次に、国家公務員の定員削減の問題、太田総務庁長官にお伺いしたいと思います。

この問題は随分衆議院におきましても審議されておりまして、いろいろ大臣の御答弁も読ませていただきました。そこで、ちょっとと確認させていただきたいんですけれども、政府が四月に発表されました「中央省庁等改革の推進に関する方針」によりますと、国の行政機関の職員の定数について、二十二年度の間に実施するということで、府省編

成前の適切な時期にこの計画は策定する。さらに、平成十二年度採用分から毎年新規採用を減らしていく。そして、公務員数を十年間で二五%削減するというふうになっているわけでござります。

そこで、定員削減の対象となりますのは、十二年度末の定員で言いますと百十四万三千人の国家公務員のうち非現業、現業職員八十四万六千人。ただし、郵政事業の三十万はやがて定員の網から外れるということで、実際には十年一〇%の削減計画を立てる対象というのは五十四万六千人たると。仮にこれが平成十二年末の定員ということになりますと、この一〇%を十年間の削減目標として、しかるべきときに削減計画をつくるということになるわけでございますね、それが基本法の考え方。

また、現段階で将来独立行政法人に移行するということを予定されているのが七万三千人。そしてさらに、これから独立行政法人化を進めることによって五十四万六千人の二五%，十三万六千五百人。ここまで削減しなければならないというものが閣議決定で決まっている、こういう理解でよろしくおございますか。

そしてまた、続けて御質問申し上げたいわけですがれども、もし間違つたらせひ御訂正をいたただきたいわけですが、そういうことになりますと、いずれにしても削減をしなきゃいけないということが非常に頭の中に強く残るわけでございますけれども、従来の四十三年からの定員削減計画をずっと拝見いたしておりますと、計画に対しても確かに削減の目標はほぼ達成されているというのはわかりますけれども、期間中の増員というのも結構あるわけです。そして、むしろ削減よりも増員数が多くかった時期もあるわけでございまして、今回は一体この増員というのがどうなっているのか。実質増員なんということがあり得るのかどうか、その辺も含めて御回答いただきたいと思いま

○國務大臣(太田誠一君) 国家公務員の二五%削減につきましては、まず、今、清水委員おっしゃいましたように、基本法の十年一〇%ということは、独立行政法人化などがどうあれ、ともかくこの十年一〇%は法律によって達成しなければいけない目標になつております。そしてさらに、自由連立の合意によりまして二五%の削減、これも純減を目指すということになつておりますので、今おっしゃいましたように、増が起きるということはとても考えられないわけでございます。純減を目指して頑張る、努力をするということになつております。

そこで、二五%と今言う十年一〇%の間のギャップをどうするのかということになりますけれども、これが、例えば独立行政法人化でありますとかあるいは省庁の再編成をいたしまして局や課の数を減らすことになつておりますので、そのことや、あるいは政策目的の審議会は六分の一にすることになつておりますので、そういうことによつて相当の定員の削減が可能であろうかと思っております。さまざまな改革を通じてその二五%と一〇%のギャップを埋めるということです」といいます。

そして、この十年一〇%につきましては、例えば途中で数万人の独立行政法人に行かれる方々が出れば、確かにそのことによって、総定員法で言ふう今おっしゃった五十四万八千人か六千人だと想いますけれども、その二五%というものが達成されるということは途中であり得るわけですからでも、そうであつたとしても基本法の十年一〇%に引き続き制約をされるわけでござります。したがつて、厳に新規採用については抑制せざるを得ないということになるわけでござります。

○清水嘉与子君 これまでにも非常に厳しい削減計画があつたせいだと思います。現在の省庁の機構、これもスクラップ・アンド・ビルトの原則で貫かれた結果だと思います。こう見てみますと、かなり省庁別の局だとか課の人員配置に差がござりますよね。

例えば、私が調べた範囲で、間違っているかもしれません。運輸省の航空局は五百四十五人で十七課から成っている。法務省の人権擁護局は十九人、三課で成っている。また、課だけのレベルで見ましても、警察庁の刑事局鑑識課は二百五十四人、法務省の民事局第五課三人、保護局の恩赦課三人。恐らくこれは業務量に見合った定数で配置されているんだろうとは思いますが、それでも、中央省庁の局長あるいは課長が掌握すべき職員の適正数というのもやっぱりあるのかなと思って、これだけ見るとちょっと奇異な感じもしないでもないわけでございます。

今回の改革でまた国土交通省のような巨大な省庁もできるわけでございまして、局の数も百二十八から九十六に、それから課の数も二百から一千程度にというふうに数だけは制約されたわけですが、それでも、いずれにしても業務が本当にうまくできるように配分されるのかということが大変心配なわけです。

そこで、どのような考え方でこの新省庁の職員の配置基準が考えられているのか、あるいは業務に見合った職員の適正配置というのは見直す仕掛けができているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(河野昭君) 先生からただいま、現状、局によって非常に人数が多いところ少ないところがあるとおっしゃいました、そのとおりでございます。

基本的に局の規模がどうあるべきかということは、その業務の内容に応じて局長の管理の適正なスパンということでございまして、非常に政策志向的なものであれば人数が少ないということをざいますし、実務的なことであれば多いということともございます。

今回、新省になりまして、省、いわゆる内部組織の編成につきましては、現在、この法案をお通しいただけば早速にもその作業に移りたいと思います。そのときは、当然でございますが、基本法にござります、機能を強化すべきところは強化す

る、機能を縮小すべきところは縮小する、あるいは今回所掌事務を一部移行するところがござりますので、そういうものを勘案して適正な組織内容、人員内容にしていきたいと考えております。

○清水嘉与子君 ありがとうございます。

いずれにいたしましても大変厳しい状況のようございますけれども、公務員が本当に生き生きと働けるようにするために公務員の制度の問題がまたあるかと思います。

先週、人事院が公表されました国家公務員の白書、年次報告書によりますと、現に公務員の不祥事件が一章をつくるような状況になつております。特に各省の高級官僚の不祥事が、採用試験別の昇進ルートの固定化など閉鎖的な人事管理制度によって誤った特權意識を持たせてしまった結果ではないかというような総括もされているわけでございまして、また公務員制度調査会の答申におきましても、硬直化した公務員制度改革の具体的な方針も示されているところでございます。

こうした定員削減が進行する一方で、採用が制限されてしまう公務員でございます。ぜひこの行政機構が大きく変わろうとしている中で優秀な人をどうやってリクルートするのかということが大きな問題だし、またそれを本当に力が發揮できるような体制をいかにつくるのかという人事管理の問題が大きな問題かと思います。

そこで、人事院にお出ましいただいております

で、公務員の世界の中で養成した人間だけでは対応できないこともあるというので、私たちは昨年から中途採用のシステムというものを整備いたしました、この中途採用に基づきましてそれぞれの省庁で現在対応しなければならない問題に適切に対応できる職員を採用するようになつております。そのシステムに基づいてかなりの人数の方が金融監督庁とかあるいはまた公正取引委員会とか通産省等に採用されております。

いろいろな方の意見を聞きながら十分努めてまもされていらっしゃるというふうに思いますが、

人材の登用の面につきましては、工夫をしていらっしゃるというふうに伺っておりますけれども、これからの新しい機構改革に合わせた人材改革のあり方につきまして御説明をいただきました

いと思います。

○政府委員(中島忠能君) もうお答えします。

おっしゃいますように、これから行政というの非常に複雑、高度化してまいりますから、それとも、これからの新しい機構改革に合わせた人材改革のあり方についてお伺いしたいと思います。

○清水嘉与子君 人事院はそうした試験を、そ

して人材登用のいろいろな基本的な考え方を進めわけですけれども、具体的にそれを採用し、そして成長させていくのは各省でもありますし、総務厅のお考え方方が非常に大きいと思いますが、総務厅長官のお話も伺いたいと思います。

○国務大臣(太田誠一君) 「中央省庁等改革の推進に関する方針」というものを同時に手元にお配りしておりますけれども、そこでは「II・III種試験採用者等について、各省庁の実情にあつた

います。したがいまして、研修を充実することから始めまして、採用の段階におましましても多様な人材が採用できるように工夫していくというこ

とで、いろいろな努力をいたしております。

そのうち二つを御報告申し上げますと、一つは、人物試験というのを充実いたしまして、柔軟な発想あるいはまた積極性というものを持つておる職員というものを採用していくうじやないかと

いうことで、この人物試験の得点化ということを進めています。

第一番目に、専門的な知識というのは確かに十分持つておるけれども、とにかく幅広い視野から物を考える幹部公務員としての基礎的な素養といふものを持っておる人間を選んでいかなきゃならないということで、試験区分の大々くり化というのも行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、非常に変化が激しい時代でございますの

で、公務員の世界の中で養成した人間だけでは対応できないこともあるというので、私たちは昨年から中途採用のシステムというものを整備いたしました、この中途採用に基づきましてそれぞれの省庁で現在対応しなければならない問題に適切に対応できる職員を採用するようになつております。そのシステムに基づいてかなりの人数の方が金融監督庁とかあるいはまた公正取引委員会とか通産省等に採用されております。

いろいろな方の意見を聞きながら十分努めてまもされていらっしゃるというふうに思いますが、

人材の登用の面につきましては、工夫をしていらっしゃるというふうに伺っておりますけれども、これからの新しい機構改革に合わせた人材改革のあり方についてお伺いしたいと思います。

また、例えは研究者とか医者とか看護婦など、こういった専門家の採用をする場合には、これは各省がそれぞれ必要に応じて採用していると思

います。これは閉鎖的な採用の仕方だというふうに思ふんですけれども、最近では看護大学がたくさん出てまいりまして、大学の先生あたりからもつとオープンに自分たちの学生たちが公務員試験を受けられるようにしてほしいというような希望も出でてきているところでございますので、ぜひ広くいろんなところから有能な人材を集められるよう

ことをお考いいただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

次に、国立病院と療養所の独立行政法人化の問題についてお伺いしたいと思います。

この国立病院・療養所につきましては、高度かつ専門的な医療センターあるいはハンセン病療養所を除き独立行政法人化の対象にするという方針が示されて、そのとおりに進んでるわけでござりますけれども、しかしその移行の時期がほかの

ところと少し遅れて平成十六年というふうになつてきているわけでございます。恐らくこれは国立



を国家公務員制度改革として盛り込んだところでございます。

そこで、清水委員御指摘の他の分野における点についてであります。立法府、司法府における国家公務員につきましては、三権分立の原則のもと、それぞれにおいて人事管理が行われているところであります。立法院、司法府、行政府を問わず、国家公務員の人事管理については時代の変化に対応した適切なものとする必要があるという認識をいたしております。

○高崎良充君 民主党・新緑風会の高崎でございます。

私は、地方分権を中心に、総理並びに自治大臣に御質問させていただきたいというふうに思っております。

まず、地方分権の基本認識について総理にお伺いをいたしたいというふうに思います。

私は、地方分権というものは国から地方へ権限と財源を大胆に移すことだ、ただそれだけではないに、それを移すことによって地方公共団体あるいは地域が自主性や自立性を發揮する制度を実現させていくんだという、そのところを大切にしなければならないというふうに思っているわけであります。

そういう観点からいうと、分権とは仕事の分権とお金の分権という二つの分権がまさに車の両輪にならなければならぬのではないかというふうに思つてゐるわけですが、しかし残念ながら、今回の法案に盛られている内容は仕事の分権が中心であって、言つてみればお金の分権については先送りされたということになつてゐるわけあります。そういう観点からいえば、今回の改革といふのは第一次分権といふうに位置づけても言い過ぎではないかなというふうに思つておられます。

総理はよく、明治維新あるいは戦後改革に次ぐ第三の改革だ、そう言はれておるわけでありますけれども、第三の改革と言われる分権改革からす

ると、今回の法案そのものは道半ばというふうに思ひます。

そこで、清水委員御指摘の他の分野における点についてであります。立法院、司法府における国家公務員につきましては、三権分立の原則のもと、それぞれにおいて人事管理が行われているところであります。立法院、司法府、行政府を問わず、国家公務員の人事管理については時代の変化に対応した適切なものとする必要があるという認識をいたしておるところでございます。

○高崎良充君 民主党・新緑風会の高崎でございます。

私は、地方分権一括法案を中心に、総理並びに自治大臣に御質問させていただきたいというふうに思つておられます。

まず、地方分権の基本認識について総理にお伺いをいたしたいというふうに思います。

私は、地方分権というものは国から地方へ権限と財源を大胆に移すことだ、ただそれだけではないに、それを移すことによって地方公共団体あるいは地域が自主性や自立性を發揮する制度を実現させていくんだという、そのところを大切にしなければならないというふうに思つておるわけであります。

○國務大臣(小淵恵三君) 地方分権の進展に応じて、地方公共団体がより自主的、自立的な行財政運営を行えるようには、地方公共団体の財政基盤を充実強化していくことは極めて重要なことであります。今回の地方分権一括法案において地方公共団体がより自主的、自立的な行財政運営を行えるようには、地方公共団体の財政基盤を充実強化していくことは極めて重要なことであります。今回の地方分権一括法案において地方公共団体がより自主的、自立的な行財政運営を行えるようには、地方公共団体の財政基盤を充実強化していくことは極めて重要なことであります。

○國務大臣(小淵恵三君) 地方分権の進展に応じて、地方公共団体がより自主的、自立的な行財政運営を行えるようには、地方公共団体の財政基盤を充実強化していくことは極めて重要なことであります。今回の地方分権一括法案において地方公共団体がより自主的、自立的な行財政運営を行えるようには、地方公共団体の財政基盤を充実強化していくことは極めて重要なことであります。

今後全力を挙げて努力をしていかなければなりません。

○高崎良充君 第二次分権というネーミングではやらないけれども、しかし税財源についての充実の方向性という観点でさらに努力をしていくべきだと思います。

その観点からいいますと、早急に国と地方の税体系を抜本的に見直すという、第二次分権というふうにネーミングをしていかかわりませんが、総理の見解をお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) 地方分権の進展に応じて、最後に総理にもお尋ねをいたしたいというふうに思ひます。

この財源問題のいつやるかという時期の問題について、ある程度推察できる発言が先日ございました。それは、六月十四日、参議院の本会議において宮澤大蔵大臣がこのように答弁をされていました。「例えば我が国の経済が仮に年率一%ぐらいな成長軌道に乗ったと判断されましたときは、一番にしなければならないのは、地方ばかりではなく国と地方の行財政の再配分。それをどうするかということを検討すること」でありますと、こういうふうに答弁をされているわけであります。

その前段に自治大臣とも調整してという答弁

だったというふうに思ひますが、再度自治大臣にこの宮澤大蔵大臣の答弁に対する考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(野田毅君) これはたびたび大蔵大臣からも御答弁申し上げ、また私からも同趣旨の御答弁を申し上げておるところでございます。

それは、今日の時点は経済がまことに異常な状況にある、したがつてそういう意味で国の税収も地方の税収も極めて異常な状況の中にある、そういう点で何としても国対地方というところの方といふふうに思ひます。

委員御指摘のように、一次、二次ということはありませんで、この分権をまず進めていくということの中でも財源についての御指摘でございます。つまりも国全体の経済をどう立て直すか、その上で国税、地方税を通じた税収というものを根本的にどう立て直すかということは共通の課題であり、共通のテーマでもござります。

その時期というのは、少なくとも経済がある程度ノーマルな姿ということを確保できるという、そのことによって経済の上で安定した税収が成り立つわけでありますから、そういう中で国と地方の税源の見直し、再配分の問題等について突っ込んで検討を加えなければいけない。また、それに不確定な状況の中で、便宜的にどのように再配分の議論をしたとしても構造的な再配分の仕事はできぬのではないか、そういう考え方の中からそういうことを申し上げておるわけでございまして、そういう意味で、まず経済がある程度安定したものを、抽象論でなく数字というこ

とをもって言うならば、大体実質で二%程度といふものが一つの参考になるのではないか。したがつて、そういうことを申し上げておることでございます。

この点で、地方税という世界で申し上げますと、国と地方の間の税源の見直しということは今申し上げたとおりでございますが、地方税自身の中でできる見直しについては、必ずしもそれまで全部地方税に関する税についての見直しを先送りするというのではなくて、地方税の中ができるべきところは当然その仕事はしていかなければならぬことである。特に、事業税等について今政府税調においても御議論いただいておるところでもございまし、もちろんこれらについても経済状況等ということをも十分念頭に置きながら、どう対応するかということは検討していかなければならぬと思いますが、今お尋ねの国税との関係で言えば、宮澤大蔵大臣の御答弁の御趣旨は全く私も同じような思いでござります。

○高崎良充君 ありがとうございました。大蔵大臣の答弁と同じだということをお聞きして若干安心いたしました。

そこで、総理にお尋ねをいたします。

総理、今、地方自治体の関係者、もう地方財政が非常に厳しいと大臣も言われますけれども、そういう中で仕事だけをもらつても大変だと、そういう苦惱というのはみんな持つておるわけです。

ね。しかし、分権推進というのは地方の自主性、自立性を高めるということですから、当然のこととして、金が来なくてもやっていかなければならぬという大変な努力を今されているわけありますけれども、そういう観点からいうと、地方六団体の皆さん方も地方の関係者も、財源移譲に非常に大きな期待を寄せられているというふうに思っております。

これは土曜日の朝日新聞の「省庁再編・地方分権 私はこうみる」というところのインタビュー記事であります。(ここで静岡の石川知事はこういふうに言っておられます。地方行政に携わっている者からすると、許認可制度に対する関心は二、三割だ、今度の仕事の分権についての関心は二、三割なんだ、財源には七、八割のウエートがあるんだ、その意味でこれが実現しないとうらみが残るという、表題も「財源移譲なし」にぐらみ」と、こういふうになっていますが、そういう言ふうをされています。もう一人、元内閣官房副長官の石原信雄さんは最後にどう言っておられるかというと、地方税財源の改革はほとんどされていない、大きな宿題を残したままだ、こういう表現を使われているわけであります。

小渕総理、どうでしょう。これだけ大きな分権改革の今回の法案は二、三割程度、これは菅川議員も十五日のときに、「三合目ではないか、こういう評価をされました。私もそう思います。そういう観点からいうと、第三の改革というふうに位置づけられる以上、ぜひ小渕総理の手で後の七合目を一気に登っていただきたい」ということが、さすがに平成の大改革をなし遂げた小渕総理ということです。後世に残るんじゃないかな、こういふうに思いますが、ありますけれども、早急にこの税財源の移譲について検討して実現をしていくといふ、そういう方向での決意をお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(小渕恵三君) 地方税財源の充実確保につきましては、今後、経済の状況や国、地方の財政状況等を踏まえるとともに、将来の税制の抜

本的改革の方向も見きわめつつ取り組んでいくべき重要な課題であると考えております。

今後とも、地方分権推進計画に沿って国庫補助負担金の積極的な整理合理化や事務権限の移譲などを推進し、地方税、地方交付税等の必要な地方一般財源の確保に努めるとともに、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、中長期的に国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら地方税の充実確保を図るべきと考えております。

今、高嶋委員お示しいただきました新聞の記事につきましては、私もそれを拝見いたしまして、今、委員が線を引いたところぐらいのところは線を引いておきましたから承知をしております。

しかも、石原さんにしろ石川さんにもしろ、それこそ地方自治の真っただ中で御労苦されてきた方

でございますし、石原さんは私が官房長官のときの副長官でございまして、そういう意味で、非常にいつもその言ふやよしということで、私はその御意見を拝聴するにやぶさかでないとは思っております。

ただ、先ほど来大蔵大臣の御答弁、また今、自治大臣から御答弁いたしましたように、日本経済全体が極めて疲弊しておる段階で、経済再生内閣、すなわち税収が増加をして、その上でいかに中央、地方の税源を配分するかという問題に帰着する問題でありまして、今、全力を挙げて経済再生を願っておるわけでございます。そうでない

と、例えば国税三税における交付税の割合等につきましても、全体が法人税につきましても所得税

がふえたんではないかといふんな話がございました。その点は、率直に言って、結論からいえます。

若干誤解があつたことも事実なので、大変恐縮ですが一言だけ加えさせていただきたいと思

うんですが、それはいわゆる勧告の段階、それから計画の段階、法案の段階で法定受託事務の割合

がふえたんではないかといふんな話がございました。その点は、率直に言って、結論からいえます。

まず、自治大臣にお聞きをいたしますが、衆議院の審議で、国が法定受託事務の領域を広げようとしているのではないかという、そういう危惧す

だきたいというふうに思います。

まず、自治大臣にお聞きをいたしますが、衆議院の審議で、国が法定受託事務の領域を広げようとしているのではないかという、そういう危惧す

だきたいというふうに思います。

しかし、おっしゃられますように、地方は地方として実際分権をして立派な仕事をしていくためには財源がなきやならない。権限、財源、人間とよく言われますが、まさにこれが十分達成されな

きやならぬという認識は常にいたしながら対処いたしていきたいと思っております。

今、御意見を拝聴いたしまして、ぜひ地方が立

派な、分権の時代にふさわしい仕事が住民のために達成できるよう税源というものを考えていくために最善を尽くしてまいりたい、こう考えております。

○高嶋良充君 力強い決意をお聞きしました。ただ、時期がまだ特定をされておりませんが、これは経済状況等もあるでしょう。状況によれば成長率がことしにでも二・%を突破するような状況も、小渕総理の経済的なリーダーシップが功を奏すということもございますから、そういうことも前提にして、ぜひ総理の方からこの準備を始め、こ

ういうことについては自治省を初め大蔵省、各省に御指示をいただきたいというふうに思っています。

次に参ります。

今回の最大の焦点は、先ほど申し上げました機関委任事務の廃止、それに伴う法定受託事務と自治事務に区分をしたということ、そしてそれらに對して国がどう闘争をするかという問題、ここが最大の焦点だというふうに思っております。

そこで、これらの点を集中的に質問させていただきたいというふうに思います。

まず、自治大臣にお聞きをいたしますが、衆議院の審議で、国が法定受託事務の領域を広げようとしているのではないかという、そういう危惧す

だきたいというふうに思います。

まず、自治大臣にお聞きをいたしますが、衆議院の審議で、国が法定受託事務の領域を広げようとしているのではないかといふんな話がございました。その点は、率直に言って、結論からいえます。

若干誤解があつたことも事実なので、大変恐縮ですが一言だけ加えさせていただきたいと思

うんですが、それはいわゆる勧告の段階、それから計画の段階、法案の段階で法定受託事務の割合

がふえたんではないかといふんな話がございました。その点は、率直に言って、結論からいえます。

まず、自治大臣にお聞きをいたしますが、衆議院の審議で、国が法定受託事務の領域を広げようとしているのではないかといふんな話がございました。その点は、率直に言って、結論からいえます。

都道府県の事務でいいますと、現在、この機関委任事務が都道府県の事務の七割から八割あるわけです。それが結果において、今回の作業によりまして法定受託事務というのは大体三割程度になつたということですから、そういう意味で大幅に前進したということは事実だと我々は認識いたしております。市町村においては、機関委任事務が大体三、四割であつたものが結果においては五、六割程度ということになつたわけでございます。

さらに、本委員会で修正案提出者の自民党的理事の方々、「地方分権の趣旨にかんがみれば、法定受託事務は極力限定すべきであると思料されます」と、こういふうに提案をされたわけであります。

さらには、附則修正の関係については次のようになります。

提案をされています。「第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないよう

にする」、「地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする」と、こういふうに修正したということを言われました。

自治大臣として、この修正の趣旨にかんがみて法定受託事務を今後どう縮小して、さらにまた新設しないようになにどのような限定措置をとられた。

○國務大臣(野田毅君) 修正の趣旨を踏まえてどう措置をするかということをございますが、それに先立ちまして若干この修正の背景について、あるいは法定受託事務を今後ふやそうとしているんではないかという懸念があつたのではないかという指摘があつたのですが、私どもは必ずしもそういうことではなかつたようには実は感じております。

○國務大臣(野田毅君) 修正の趣旨を踏まえてどう措置をするかということをございますが、それから計画の段階、法案の段階で法定受託事務の割合

がふえたんではないかといふんな話がございました。その点は、率直に言って、結論からいえます。

若干誤解があつたことも事実なので、大変恐縮ですが一言だけ加えさせていただきたいと思

うんですが、それはいわゆる勧告の段階、それから計画の段階、法案の段階で法定受託事務の割合

がふえたんではないかといふんな話がございました。その点は、率直に言って、結論からいえます。

長くなつて恐縮ですが、その上で、なぜこういう修正がなされたかというと、今後いろんな法律がつくられていくような場合に、結果において法定受託事務、どんどんまたそつちの方がふえていくのではないかという懸念がある、したがつて今後それをどうやってふやさないようにするか、そのチェックをどうするんだと。それから現在この作業において法定受託事務とされているものであつても、なおそれを減らすような、自治事務に移しかえいくような努力をしなさいと、その趣旨でこの修正が加えられたものであるというふうに認識いたしております。

いずれにしても、将来にわたつてこの法定受託事務を創設するということは厳に抑制されるべきものであると考えておりますし、この八項目にわたりいわゆるマルクマール、基準であります。この地方分権推進計画、これは閣議決定であります、法定受託事務にするか自治事務にするかといふことから法律をつくるに当たつて政府部内における非常に厳しいそういう意味での規制基準ということがあります、これは当然今後において厳しく運用していくことになるわけですし、また法定受託事務にするかしないかは、まず国会におけるその新規立法の際に十分な審議チェックを受けなければならないテーマでもある、こういふ認識をいたしております。

いずれにしても、冒頭申し上げましたように、今回の作業で法定受託事務といふに区分されたものであつても、できるだけこれから経済社会情勢の推移によつて自治事務に移行させていくような見直しということは不斷に行つていかなければならぬ、そういう趣旨から適宜、適切にといふ言葉で表現をされたことであるといふに認識をいたしております。

○高嶋良充君 大臣の方から、創設は将来にわたりて厳に抑制されるべきものだということを前提にしながら、このマルクマールの基準を厳格に運営する、運用していくたい、あるいは国会の審

議チェックも受けるんだ、こういう答弁をいたしました。私はそれはそれで非常にいいことだとさうふうに思つています。

ただ、この附則修正にある適宜、適切というそくの意味が、大臣が言われているような意味で使用して、そして国会審議に諮つてはどうか、この修正が、大臣が言われているようになりますが、それとも衆議院段階で民主党の方から修正ををして、そして国会審議に諮つてはどうか、こいつは附則修正でこの適宜、適切な見直しを求めるものにしていこうということにするならば、三年程度の期限を切つて、引き続き法定受託事務として必要があるか否かを再度国会で審議するということをやられてはどうなんでしょうか。

これは提言として申し上げておきますので、コメントがあればお伺いしたいと思います。

○國務大臣(野田毅君) 発想としては私も十分理解をいたしておりますつもりでござります。

ただ、現実に今回御提案申し上げております内容は、御案内のとおり、かなりの精力と時日を費やしまして分権推進委員会の先生方が長時間かけてかなり突っ込んだ議論をして、その上でこういう形で取りまとめができたわけであります。

似たような作業を三年に一遍ずつやるといふことは、なかなかこれは大変だと。そういう点で、どういうふうにこの後フォローアップしていくか、そういった体制も考えなければならぬと思つています。中には国家統治の基本にかかるような事務というのはそうしょっちゅう基準が変わるなど、こういうふうに言っておられます。自治体の自己決定権を制約している国、都道府県による広義の関与を縮小、廃止をして自己決定権を拡充しようといふのがこの戦略である、こういふうに説明をされているわけです。

野田大臣も新進党時代から非常に政策通りに詳しい。盟友の現在の自由党の小沢党首も、地方分権基本法でも設けて地方に責任を持たせて、国は国家危機等の部分だけやればいいんだ、言葉そのものの意義に即して誠意を

持つて対応してまいりたいといふうに考えております。

○高嶋良充君 ありがとうございました。

衆議院の答弁ではこの問題については政令等では勝手にやらないということをきちっと確認答弁

いたしました。野田自治大臣の西尾教授の考え方について認識を伺いたいと思います。

○國務大臣(野田毅君) 結論においては全く同じ認識をいたしております。

御指摘の西尾先生の、地方分権を推進する基本戦略は大きく二つあると。その中で、一つは事務権限の移譲であり、いま一つは広義の関与の縮減である、こういふうにしておられます。事務権限の移譲というのは、まさに事務事業をどこでやるかということであつて、そういう意味で、一般住民からいえば申請していく窓口が変わつていくわけですから、非常にわかりやすい。しかし、その内容の決定において、やはり国からのいろいろな改革だと、そう言い切られる地方自治体関係者や、あるいは国政に携わる皆さん方や、さらには学者の皆さん方もそういうふうに言っておられますが、やはり国からもそういうふうに言っておられました。私も、先ほどからも申し上げていますけれども、関与を縮小することによって自治体に自己責任を持たせていく、おんぶにだっこではなくて、もう自治体は自分で責任を持つんだ、そのことが自治体の自主性、自立性というものを高めることによって非常に重要なふうに思つてゐるんですね。

そういう観点からいふと、分権委員会の中心的な役割を果たされてまいりました西尾勝教授の「地方分権推進の基本戦略」、これは「ぎょうせい」で出している本の中に書いておられるわけですが、それでも、こういふうに言っておられます。自治体の自己決定権を制約している国、都道府県による広義の関与を縮小、廃止をして自己決定権を拡充しようといふのがこの戦略である、こういふうに説明をされているわけです。

野田自治大臣も新進党時代から非常に政策通りに詳しい。盟友の現在の自由党の小沢党首も、地方分権基本法でも設けて地方に責任を持たせて、国は国家危機等の部分だけやればいいんだ、言葉そのものの意義に即して誠意をいたしております。

そういう点で、今回の改正が国の関与に関する機関委任事務の廃止を中心とする展開ということが大きな柱になつておるものですから、一般住民からした物の見方の中で、自分の実生活の中でどういふうに大きく変わるんですかと問われた場合にわかりにくく面はある。しかし、非常に大事な第一歩の法案になつていいんだということは御理解をいただけることだと考えておりま

○高橋良充君 認識が一致しているということですから心強いんですが、そこで、ではその認識は一致しているけれども、法案の読み方、見方はなかなか共通の認識に立てないという部分がござりますので、それについてお聞かせいただきたい

つけられた、明文化された、こういうことです。勧告や分権計画になかったものがなぜ今回この法案で忽然とつけ加えられたのかということについてまずお聞きをしたい。

に是正の指示ということではなくて、いわゆる個別の事項について言うのではなくて、必要最小限度の、しかも具体的な措置については自治体自身の裁量に任だねられる世界のものであるということもあります。

な問題が起きれば、これは自治体と住民あるいは議会などで自発的に解決するというのがこの法の趣旨ですね。しかし、例外もあるんだ、こう言われました。

しかし、僕は、例外があろうとなかろうと、最

そういうふうに思います。

からづくられて一年、そこまではある程度の我々も含めて社会的合意が得られて我々も勉強してきたけれども、今回の法案審議のこの短さの中でそのことが社会的に合意が形成されると思っておられるのかどうか。

後まで自治事務について責任を持つのは自治体なんですから、これは国と自治体で解決をつけるということよりも、自治体が自主的、自立的に解決をつけるべきだ。その部分をやっぱりきちっとしておく必要があるのではないか。そうでなければ、いつまでたっても自治体は国の解釈あるいは

項、是正改善義務という内容についてであります。す。  
それは、改正法案の二百四十五条の五の第五項、  
先ほどの質問でも指摘をいたしましたけれども、  
も、本来、自治事務というのは自治体の裁量に任  
される、当然、関与は縮小、廃止していくことが  
必要だというの、これは前提に立っておるし、  
これも共通認識だというふうに思つわけでありま  
す。

きまして、勧告では確かにそういう点で明示はしておきませんでしたけれども、特に第四次勧告に争議手続としてこの是正の要求の取り消しを対象にするということを勧告の中で述べておるわけであります。

つまり、そういう点で、これが法的義務がなければともと取り消し訴訟、訴訟といいますかあるいは手続の、係争の対象にならないわけであります。

が本来のあり方でありますし、当然それが基本的な、ノーマルな姿である。だから、臨時異例、そういう場合に、起こらない方がいいに決まっていますが、放置できないというときに初めてこの是正の要求というのが行われるものであるというふうに考えております。

○高嶋良充君 ちょっと納得ができないというか、ちょっと理解に苦しむ御答弁もあるので、私の考え方を若干先に申し上げておきます。

ことで、係争処理委員会にも持っていくなければ自治体は何も改善する必要がないんだ、そういう部分もあることは確かにある。しかし、今の国と自治体との関係からいって、自治体が国の言うまことに措置しなかった場合、何回もこの問題が国から是正の要求が出されるというのは目に見えていますね。

かかるに、一百四十五条の五の第五項では逆に、  
国の関与が強化をされてきてるというふうに私  
どもは受け取っております。次のように規定され  
ているんですね。国が違法あるいは著しく不当だ  
と判断した場合には自治体が改善義務を負う、こ  
ういうふうに定められております。

ます。そういう意味で、これはそれを前提にして  
いるといふうに我々は考えています。  
それからいま一つ、御言及があつたかどうか、  
現行法の是正措置要求とよく比較されます。現行  
法の是正措置要求は、確かに法律上明文の義務規  
定は置いてないまゝであります。中には学者によつて

一  
つは、勧告や推進計画になかったものがなぜ書き込まれたのかについて今若干説明がありまし  
た。ただ、ではなぜ推進計画のときにそのことが議論されなかつたのか。推進計画というのは閣議決定をされておるわけですね、政府が決めた部分なんですから。どから、その部分からなぜ変更

ことにならないのではないか。これは危惧する意見として申し上げておるわけです。そういう部分についてはまだ私は解明をされていないと思いまので、今後ぜひ議論をさせていただきたいといふふうに思っております。

そこで、もう一点、衆議院設置ではそんなに議

自治大臣、これは勧告ではなかつたんですね。分権推進計画でもなかつた。国による是正の要求までしか勧告では認めていなかつたんです。国は是正を要求できる、だけれども改善義務という法的義務まで言及していなかつた。しかし、今回の改正案では是正の要求にかかる改善義務を明確

違った意見があるうかと思いますが、一般的に私どもは、これも明文はないが義務を伴うものであるという認識で運用してきたことも事実でござります。そういう点で、この点はぜひ御理解をいただきたいことであると考えております。

それから、この是正の要求というのは、基本的

したのかといった御説明は、ただ、法案を出すとき内閣法制局が云々という部分がもしあれば別ですけれども、その部分。

それと、最後のところで大臣の方から支障など放置しておいてよいのかということが出されました。例外的だと。例外以前の問題では、このよう

論になりませんでしたことについてお伺いしたいと思います。従来の是正措置要求と今回の是正要求との違いの関係についてあります。

私は二つ違いがあるということを先ほども申し上げました。一つは、今、大臣と議論になつておられます、是正措置要求に法的義務が明記されてい

なかつたのを今回の改正案では法的義務を明記した、これが一つです。これは先ほどの議論の問題であります。もう一つは、関与の主体が総理大臣から各大臣に移された、ここが違いますね。この問題について御質問したいというふうに思っています。

総理、最後の段階で総理にも自治大臣と私のやりとりについて若干のコメントを求めたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひを申し上げておきたいと思います。

一つは、関与の主体の問題についてでございますけれども、関与の主体については、今まで是正措置要求は各大臣が総理に請求をして、これは国家行政組織法の十五条の三項に載っていますね、総理大臣に請求をして、内閣総理大臣が行う仕組みだと、こういうことになつております。だから、これまで一度も発動されなかったという一つの理由になるんだどうというふうに思いました。五十年間ですか、一度も発動されてこなかつたわけですから。

しかし、今回の法案は、各大臣がみずからできること、こうしたことになつたわけです。二百四十五条の第一項ですね。そうなつてあるわけです。しかも、関与できる大臣は法令所管大臣ではないんです。事務を担任する大臣といふうに書いてあるわけであります。

だから、一つの問題で何人の大臣が是正の要求をすることができるというふうに読み取れるわけであります。実際そういう事務があるかどうかは別ですよ、ある。ということは、法定受託事務は是正の指示と、こうなつてあるんですけど、これは通常、一人の法令所管大臣しか関与しない、こういうことになっています。しかし、自治事務、まさに自治体の裁量に任されている自治事務については、逆に何人の大臣が関与をすることが認められるという、これはバランスを失した制度ではないかというふうに思うんですが、その点について、まず第一点お聞きをしたい。

時間がありませんから、続けて申し上げます。

二つ目、何人の大臣が是正の要求を行うということになれば、省庁によって内容の異なる是止の要求がもし出されたらどうするのかという問題であります。

例えば、これは是止の要求ではありませんけれども、これは大分前の新聞でそれとも、かなり問題になりました名古屋の藤前干潟の関係についてであります。この藤前干潟については、あの干潟に廃棄物処理をするということで埋め立てたいと。環境庁が反対して、あそこはだめだと、ラムサール条約等の関係もあって。ほかに行きなさいと。そしたら、代替地を県と市が今度は考えてきた。それがたまたま名古屋の港運、港に係る部分であって、今度は環境庁ではなく運輸次官、これは運輸大臣もそうですけれども、懸念を表明するというんです。同じ問題で二つの省庁が違う。

ここがだめ、こちらはだめという、その種の問題があるでしょう。以前にもありましたけれども、公害問題をとらえて通産省と環境庁の言い分が違うという、自治体が困ったこともたくさんあります。これからもそういう問題、建設省と環境庁と連携指示を出すというような場合も出てくるわけであります。

今までは、そういうことをやろうと思えば閣内で統一をして、内閣総理大臣だけしかそれが出来なかつたけれども、今度は各大臣がばらばらになると、こういうことがひょっとしたら起るかもわからぬ。

それともう一つ、そういうことが起こるということも同時に、今までは内閣総理大臣だから一度も使われてこなかつたけれども、各大臣がやると

いうことは、これから頻繁に是正の要求が自治体に出されるということも想定しなければならない。そうなると、国と自治体の係争、争いというものがどんどんいたずらにふえていくということになるのではないか。そういう日本の国家、国との関係にしていいのかという、その点について

私は御答弁をいただきたいと思います。

それから、万々が一御指摘のような複数の大臣

が異なった内容の是正の要求をするという事態はちょっと想定できないんです。くどいようですが、れども、是正の要求をするというのは、少なくとも法令違反なりそういうことが明らかであつて、それが全然みずから自主的に是正されないと、いう事態を踏まえたときにしかしないという前提であります。

したがって、何もないときからああしてほしい、こうしてほしいということを、いわゆる助言、勧告の世界で希望を伝えるということはあるかもしれません。だから、今御指摘のようないろんな発言というのはむしろそつちの世界なのではないか。したがって、是正の要求というのは、つまり法令違反なりそういうことが客観的事実としてある、それが全く放置されて自主的な是正がなされない、そういう異例な事態に、その担任する大臣という表現でありますけれども、基本的にその法令の適正なる運用という中で初めて行われていくというのは当然のことだと考えておりました。

それからいま一つ、話がちょっと専門的で細かくなつて恐縮ですが、是正の要求というのは、率直に言って、これは法的義務、是正しなければならないということになりますが、それでもなおかつ是正しなかつたときにはどうなるかという問題等も実はあるわけです。

それから、今までの是正措置要求、現行法のは正措置要求、このところとの違いにも言及がありました、こちらの方は、いわゆる係争、国と地方の係争処理の対象にはなつていなかつたといふことは、これから頻繁に是正の要求が自治体で御検討いただきたいといいますか、評価をしていただかなければならぬ。そういう意味では、五六年のときの答弁で鈴木俊一政府委員が、これは地方自治を守る最後の保障なんだというふうに旧法については言われています。ということは、まさに伝家の宝刀なんですね。総理大臣のあの権限があるから、核で言えばいわば抑止力として僕は存在していたという側面も否定されないと思うんです。

が、妙なと言つてなんですが、異なつたことを直接自治体に云々という場合には、これはむしろ法律的世界よりも政治的世界の中で国として一体どうなのかなということがあると思つています。

いずれにせよ、この問題は基本的に、くどいよう申しましたが、国と地方の係争処理委員会をつくるという、つまり国と地方の関与のルールといふのをより原則化し、いわゆるルール化して、それが全然みずから自主的に是正されないと、いう事態を踏まえたときにしかしないという前提であります。

したがって、何もないときからああしてほしい、こうしてほしいということを、いわゆる助言、勧告の世界で希望を伝えるということはあるかもしれません。だから、今御指摘のようないろんな発言というのはむしろそつちの世界なのではないか。したがって、是正の要求というのは、つまり法令違反なりそういうことが客観的事実としてある、それが全く放置されて自主的な是正がなされない、そういう異例な事態に、その担任する大臣という表現でありますけれども、基本的にその法令の適正なる運用という中で初めて行われていくというのは当然のことだと考えておりました。

それからいま一つ、話がちょっと専門的で細かくなつて恐縮ですが、是正の要求というのは、率直に言って、これは法的義務、是正しなければならないということになりますが、それでもなおかつ是正しなかつたときにはどうなるかという問題等も実はあるわけです。

それからいま一つ、話がちょっと専門的で細かくなつて恐縮ですが、是正の要求というのは、率直に言って、これは法的義務、是正しなければならないということになりますが、それでもなおかつ是正しなかつたときにはどうなるかという問題等も実はあるわけです。

それからいま一つ、話がちょっと専門的で細かくなつて恐縮ですが、是正の要求というのは、率直に言って、これは法的義務、是正しなければならないということになりますが、それでもなおかつ是正しなかつたときにはどうなるかという問題等も実はあるわけです。

それから、今までの是正措置要求、現行法のは正措置要求、このところとの違いにも言及がありました、こちらの方は、いわゆる係争、国と地方の係争処理の対象にはなつていなかつたといふことは、これから頻繁に是正の要求が自治体で御検討いただきたいといいますか、評価をしていただかなければならぬ。そういう意味では、五六年のときの答弁で鈴木俊一政府委員が、これは地方自治を守る最後の保障なんだというふうに旧法については言われています。ということは、まさに伝家の宝刀なんですね。総理大臣のあの権限があるから、核で言えばいわば抑止力として僕は存在していたという側面も否定されないと思うんです。

今、大臣から発言がございましたけれども、いずれにしても紛争処理委員会があるからいいじゃないかというのではなく、私は、紛争処理委員会も最後のとりでという位置づけをされておいた方がいいんだないか、自治体と国がそんなに争うというふうなことはやっぱり問題だというふうに思つています。

今、大臣から発言がございましたけれども、いよいよお話しします。

そういう意味では、五六年のときの答弁で鈴木俊一政府委員が、これは地方自治を守る最後の保障なんだというふうに旧法については言われています。ということは、まさに伝家の宝刀なんですね。総理大臣のあの権限があるから、核で言えばいわば抑止力として僕は存在していたという側面も否定されないと思うんです。

それが今度は大臣が日常茶飯事にそういう是正の要求を出してくるということになれば、それはもうすべて争ねうじゃないか、こういうことには可能性があるわけですから、そういう意味では正の要求の発動について私はやっぱり慎重に取り扱つていただく必要があるんではないか。そこで、もう答弁はよろしいですから、今まで言つておられる考え方を再度こちらの方から言いますから、イエスかノーカで答えてください。

是正の要求が発動される要件については、これは文字に書いていますが、法令違反、または著しく適正を欠き、かつ明らかに公益を害しているというふうに認められるとき、これは一ついです、ね、それは書いているわけですから。そして、大臣が答弁をされています、違法な事務処理が自的に是正されない例外的な場合、その結果、自治体の行財政運営が混乱し、停滞し、著しい支障が生じる場合、以上の条件に限定されるというふうに考えてよろしいですか。イエスかノーカで。

○國務大臣(野田毅君) イエスであります。

○高嶋良充君 では、最後に御希望申し上げておきます。

私は、総理、是正の要求について、これを否定しようというふうに申し上げているんではないんです。是正の要求そのものを行うこと自体は、これは最後の保障として今までもあったことですから、これについては必要だといふうに、あるいはやむを得ないと、そういうふうに思つております。

私が申し上げたいのは、従来の自治事務にはこのような法的義務を明文化した改善義務つきの是正の要求はなかつたんです。それはこのとおりなんです。そして、各大臣が直ちに関与することもできなかつたんです。しかし、今回、機関委任事務制度が廃止をされて、機関委任事務から自治事務になつたものは、これはやむを得ないです。しかし、以前から、もとから自治事務であつたものについてはこの二つの枠がはめられるわけですから、だれが見ても関与の強化、改悪になるとい

うふうに言わざるを得ないというふうは思うんです。

そのことをぜひ総理に頭の中に入れておいてください。

各紙のタイトルもおおむね雇用創出サミットといふような名前で呼んでいるところが多うございました。

そのことをぜひ総理に頭の中に入れておいてください。

した。

そこで、サミットにお出かけになられます前に

自己決定、自己責任、これは野田自治大臣も言つておられた要件を再度こちらの方から言いますから、イエスかノーカで答えてください。

神はやっぱり生かされるべきだというふうに思つておられます。これが自治事務であつて、その精神はやつぱり生かされるべきだというふうに思つておられます。これだけの大改革をする地方自治法

なんですから、ぜひそのことを生かさなければなりません。そのためにはこの二百四十五条の第五項についてはぜひ削除いただきたいということをおっしゃります。(拍手)

○委員長(吉川芳男君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後二時一分開会

○委員長(吉川芳男君) ただいまから行財政改革・税制等に関する特別委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、内閣法の一部を改正する法律案外十七案を一括して議題とし、質疑を行います。

○川橋幸子君 民主党・新緑風会の川橋幸子でございます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○川橋幸子君 民主党・新緑風会の川橋幸子でございます。

きょうは、ケルン・サミットを受けましての雇用失業問題、それから男女共同参画会議についてお聞きたいと思います。

最初に、ケルン・サミットで八カ国首脳の共同宣言が出されております。今回のケルン・サミットを拝見しておりますと、コミュニケの三には雇用促進、それから四には人々への投資、そして五

現下、世界に多くの問題は存在いたしますが、それぞれの国々におきましても雇用問題、言いかえれば失業問題を極めて重要な課題としてとらえています。ただし、それぞれの国々だけに対処するということはもちろんいたしますが、あわせてグローバルな形で、特にG8といいますか、G7の国々におきましては重要な点と考えてこれをコミュニケにまとめてさせていただいたわけでございます。

さて、我が国におきましては、御指摘のように六月十一日に決定をいたしました緊急雇用対策と産業競争力強化対策におきまして、雇用機会の創出を最大の柱として、民間企業による雇用の創出とともに、国・地方公共団体による臨時応急の雇用就業機会の創出等により七十万人を上回る規模になります。今後、この対策の速やかな実施に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

その中では女性の参入というのも非常に期待さ

れておりました。

私は言わせればこうしたいわゆるニューディー

ルというような手法の中で、今回の政府の対策を拝見いたしますと、ベンチャードにつきましては

パッケージプログラムと言いましょうか、まず

ファンドをしっかりと立てる。そこに国あるいは

各紙のタイトルもおおむね雇用創出サミットといふような名前で呼んでいるところが多うございました。

たたいて、私は、自治の機能というのは、自治体

の自己決定、自己責任、これは野田自治大臣も言つておられた要件を再度こちらの方から言いますから、イエスかノーカで答えてください。

そこで、もう答弁はよろしいですから、今まで

言つておられる考え方を再度こちらの方から言いますから、イエスかノーカで答えてください。

是正の要求が発動される要件については、これ

は文字に書いていますが、法令違反、または著し

く適正を欠き、かつ明らかに公益を害していると

いうふうに認められるとき、これは一ついです、ね、それは書いているわけですから。そして、大臣が答弁をされています、違法な事務処理が自

的に是正されない例外的な場合、その結果、自治

体の行財政運営が混乱し、停滞し、著しい支障が

生じる場合、以上の条件に限定されるというふう

に考えてよろしいですか。イエスかノーカで。

○國務大臣(野田毅君) イエスであります。

○高嶋良充君 では、最後に御希望申し上げておきます。

私は、総理、是正の要求について、これを否定

しようというふうに申し上げているんではないんです。是正の要求そのものを行うこと 자체は、こ

れは最後の保障として今までもあったことですか

ら、これについては必要だといふうに、あるいは

はやむを得ないと、そういうふうに思つております。

私が申し上げたいのは、従来の自治事務にはこ

のような法的義務を明文化した改善義務つきの是

正の要求はなかつたんです。それはこのとおりな

んです。そして、各大臣が直ちに関与することも

できなかつたんです。しかし、今回、機関委任事

務制度が廃止をされて、機関委任事務から自治事

務になつたものは、これはやむを得ないです。

しかし、以前から、もとから自治事務であつたも

のについてはこの二つの枠がはめられるわけです

から、だれが見ても関与の強化、改悪になるとい

うふうに思つています。新聞

が並んでおりまして、雇用の課題が大変強調され

たサミットであったといふうに思つています。

これは結論的に言うとやはり雇用の問題にもかか



NPOの場合は、例えばアメリカでもあるいはヨーロッパの国もそうではないかと存じますが、ファンドレイジングという言葉が使われております。基金をますしつかりつくり上げるということが重要だと言われております。そのファンドレイジングの中に寄附金の問題というのは非常に大きな要素を占めるわけで、近い将来、今度の予算要求、税制要求の中でお願いしたいと存じます。

さて、もう一つNPO側で言つていらっしゃるのは、企業の場合は経営者が必要だということを言うわけでござりますけれども、同じくNPOの場合も組織体でございまして、経営者ではないかもわからないけれども、運営が必要だということが指摘されております。そうした運営のノウハウを持つ人材が非常に少ない、あるいはできたところで運営に当たる専従スタッフの賃金について非常に困難を来しているということがよく指摘されております。

○國務大臣(甘利明君) 今回の委託事業といふは、その事業の中には事務経費というのを含んでおりません。ですから、その事業を行っていくのに必要なスタッフの人員費は当然含んでおります。ただし、NPOの専従職員がいまして、その委託事業と関係ない部分の人の人員費を含めてくれという話はこれは無理でありますし、それはおっしゃつていらないと思うんですが、その委託事業を行つていくのに、その専従スタッフの例えは一人が監督者としてそれに専従というか専任するといふ場合はその人の人件費も含むという考え方になります。

○川橋幸子君 前段と後段でややトーンが違つたかと思ひますけれども、そちらの方向であるとい

うふうに私は理解させていただきまして、その方に向でお願いしたいと思います。

そもそもNPOというのはどの省が所管になるのかというのが私の疑問でございます。それぞれの事業体に事業に応じてそれぞれの省が所管する事項があるのは当然かと思いますけれども、NPOセクターをこれから第三セクターとして日本の中で発展を期待するなら、その健全な基盤整備ですとか健全な発展とか、どこかちゃんと目配りするところが必要な感じがいたします。

その点を企画庁にお伺いしたいのと、それから労働省の方には、先ほど御紹介いたしましたNPOの側からそつしたNPOの雇用創出機能に提言したい、こういう動きがあるわけでございます。

だから、NPO活動全体のことについて、今回のことも含めていろいろ意見表明をされたいということであるならば、どちらかといえばNPO法を所管している経企庁、そちらとのお話を全体像としては一番いいのかなというふうに思つておられます。

○國務大臣(甘利明君) きょうは盛りだくさんで余りどどまついても最後まで消化できない危険が出てまいりましたが、でも今のような両大臣のお話を聞きますと、やっぱり総理から一言お伺いしたいと思います。

先ほどのNPOサポートセンターの提言の附属資料を見ておりましたら、連合と労働省とのNPOサポートセンターとで「雇用創出におけるNPOの役割と可能性に関する調査研究」というのが現に行われているところでございます。

それから、今度の省庁改革では内閣府の役割に引き続きなると、企画庁の仕事がどうやら特定非営利、いわゆるNPO法と、全体の一般的なNPOと少し何か優先順位の置き方がでこぼこしているようでございますけれども、これはやはり内閣府全体の仕事として、内閣の総合調整機能のものでしっかりとNPOの健全な発展を期していくべきだと思いますが、総理、いかがでございましょうか。——いや、総理に向つてお話しします。

○國務大臣(小淵恵三君) せつかくNPOの法律が制定されていることでございます。先ほど先生から御指摘のように、政府の下請という形ではありませんけれども、労働省は別に拒否しているわけではありませんで、プライオリティーの問題をお話ししているのであって、法所管をしているところがまずお話を伺つて、必要があれば我々も別にお話を伺うこと、意見交換をすることはぶさかでございません。

○國務大臣(小淵恵三君) せつかくNPOの存在について十分認識をしながら、政府とともに力を合わせていきたいという体制を整えてまいりたい、こう考えております。

○川橋幸子君 ありがとうございました。ぜひこの方向で今回の失業対策を可いたしまして進めたいと思いますが、総理、いかがでございましょうか。——いや、総理に向つてお話しします。

ケルン・サミットでもう一点お伺いさせていただきたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) 決してでございません。なあ、御審議いただいております中央省庁改革関連法案の並びで申しますと、現在企画庁が行つておりますNPOに関する事柄は、中央省庁改編基本法に従いますと内閣府の所管になるだろう、こう考えております。

のならし、準備をいたしました。NPOセンターの方とも私ども盛んに連絡をとらせていただいておりまして、その方に進んでおります。

去年の十二月から受け付けておりますので、準備期間をかけさせていただきますとある程度水準がなってきて、いい形に推進できるもの、あるいはNPO以外に株式会社になつた方がいいか個人事業になつた方がいいか、そういうことを皆さんはおわかりいただけるだろうと期待しております。

その意味で、今回の交付金による雇用創出というのも一つの契機となつたNPOを発展させら

れるんじないかと信じております。

○國務大臣(甘利明君) 言葉が足りなかつたかも知れませんけれども、労働省は別に拒否しているわけではありませんで、プライオリティーの問題をお話ししているのであって、法所管をしているところがまずお話を伺つて、必要があれば我々も別にお話を伺うこと、意見交換をすることはぶさかでございません。

○國務大臣(小淵恵三君) せつかくNPOの法律が制定されています。先ほど先生から御指摘のように、政府の下請という形ではありませんけれども、労働省は別に拒否しているわけではありませんで、プライオリティーの問題をお話ししているのであって、法所管をしているところがまずお話を伺つて、必要があれば我々も別にお話を伺うこと、意見交換をすることはぶさかでございません。

労働組合が構成しておりましたジュビリー(〇〇)○、そういうところからのグローバルな活動の提起を受けておったわけでございます。

そこで、このケルン・サミット債務イニシアチブ、我が国の対象額はどのようになるのでしょうかといふことと、次の質問もあわせて御一緒にお答えいただきたいと思いますが、日本のNGOであります債務帳消しキャンペーン日本実行委員会というのでしょうか、北沢洋子さんが代表をしておられます、サミットの前に、どうも日本は消極的ではないか、こういう発言がございました。

対象額がどのようにになって、今後政府はどのようにに対応していくとしておられるのか、外務大臣にお伺いいたします。

○國務大臣(高村正彦君) 今回のケルン・サミットでの合意に伴い、理論的には三十ヵ国に対しこのケルン債務イニシアチブが適用される可能性があるわけあります、実際の適用に際しましては、世銀、IMFの構造調整プログラムを受け入れるかどうか、債務救済措置を希望するか、新規借款を希望するかを確認いたしましたので、実際に債務救済措置をとられる対象国は二十数ヵ国、対象債権額は三千から四千億円程度になるものと考えております。

今回の合意は、自助努力にもかかわらず重い債務を背負い極度の貧困に苦しむ国々の真の再生のため、また国際社会の平和と安定の確保のため債務救済が必要であるとの考え方に基づくものであり、国民の皆様の御理解をせひいただきたいと考えているわけであります。

我が国は、債務の超長期の繰り延べによる返済とその返済額と同額の無償資金の供与を行うことによって対応していくべきと考えているわけでございます。これによって財政負担が一度に生ずるわけではなくて、長期にわたり分散されることになるわけでございます。重債務貧困国の債務救済は国際社会の平和と安定を確保していく上で極めて重要な問題であって、世界最大のODA供与国である我が国いたしましては、この問題に主導

的な役割を果たすべきものと考えております。またそのようにしてきましたつもりでございます。

そこで、このケルン・サミットでの合意に従つて自助努力を行つ重債務貧困国に対しても取り組んできております。実際、これまで我が国は国際協調のもと債務問題に積極的に取り組んできております。

今後、政府いたしましては、今回のケルン・サミットでの合意に従つて自助努力を行つ重債務貧困国に対してより一層手厚い債務救済を行うとともに、それを貧困緩和と社会開発につなげるこ

とによってこれらの国々の長期的な自立を支援していく考えであります。

日本としては、救済ということと自立性ということを両立させようと考へていろいろ工夫をし努力してきたところでございますが、その自立性と

力をもつて、救援の範囲内で最大のことを行つてきたいと考えています。

○川橋幸子君 そこで、まとめて総理にこの件についてお伺いしたいと存じます。

日本はODAのトップドナーの国でございます。だから、金額が大きいからこそまたこの債務削減の額も当然大きくなるということで、その点については国民的な合意ができるよう調和点を見出したいという外務大臣のお答えでございます。

が、反面、よく金融問題の点については貸し手責任ということが問われていたように思います。自立性を促す援助が必要だから円借款なんだという話だったんですけども、逆にそれが最貧困の農

村部の女性や子供の命、健康等に非常に阻害要因をもつておられることがあります。

この問題については、私は出発に当たりまして、先生も含めまして御要請いろいろ直接いたしましたところでありまして、それには適切に対応したと思っておる次第でございます。

そこで、今お尋ねの点につきましては、我が国は途上国との社会経済開発において女性は受益者であると同時に重要な担い手であるという認識のもと、ODAの実施に際しては途上国女性支援、WIDを重視してきており、九二年に発表いたしました政府開発援助大綱の中でも開発への女性の積極的参加と受益の必要性につき明記いたしておりますところでございます。

途上国女性会議で発表されましたWIDインシアチブに基づきさまざまな支援を行ってきておるところでございます。また、九五年九月の第四回世界女性会議で発表されましたWIDインシアチブに基づきさまざまな支援を行つておるところでございます。

我が国いたしましては、今後とも途上国自身及び他の援助国、国際機関、NGOとも協力しながら途上国女性の地位の強化のために引き続き積極的に努力してまいりたいと考えております。

きではないかと存じますが、総理の見解、姿勢をお願いいたします。

○國務大臣(小淵惠三君) まず、重債務貧困国に対する救済につきましては外務大臣が御答弁申し上げたところでございますが、我が国としては、特に各国に対する協力については借款という方式をとっております。それは我が国の戦後を考えまして、我が国としてはIMFや世銀からの資金協力を得ながら国民が嘗々としてその返済の努力の過程の中で諸事業を達成していくというみずから

の体験もございまして、各國にもそのような形で自立性を促してきたという点があつたわけであります。

しかし、援助の方法については、そうした借款の形でなく、その事象事象に対してなすべきではないかというようないろいろ議論もございましたが、私たちとしては国民の理解が得られる範囲内で最大のことを行つてきたいと考えているわけでございます。

○川橋幸子君 さてそこで、このほど男女共同参画社会基本法が施行されましたが、内閣府に設置された他の三つの合議体は総理が議長となるのに対して、この会議は官房長官が主宰されるということで議長が官房長官となります。しかし、今度成立いたしました基本法の前文、参議院の修正でつけ加えていた前文では、二十一世紀の我が国社会のあり方に関して最重要課題と位置づけていたいたい方にに関して最重要課題と位置づけていたいたい方でございますが、最重要課題でありますならば総理が議長になられるべきではないかと思いま

すが、いかがでございましょうか。

○國務大臣(太田誠一君) 男女共同参画会議につきましては、中央省庁等改革の基本法においてそぞ第一でございます。そして、特にこれから取り組んでいく問題でございますので、相当詳細な詰めが必要ではないかということもあるわけでございます。

なれば総理が議長になられるべきではないかと思います。この問題については、私は出発に当たりまして、先生も含めまして御要請いろいろ直接いたしましたところでありまして、それには適切に対応したと思っておる次第でございます。

そこで、今お尋ねの点につきましては、我が国は途上国との社会経済開発において女性は受益者であると同時に重要な担い手であるという認識のもと、ODAの実施に際しては途上国女性支援、WIDを重視してきており、九二年に発表いたしました政府開発援助大綱の中でも開発への女性の積極的参加と受益の必要性につき明記いたしてお

ける推進のため内閣に置かれている男女共同参画推進本部の方は、引き続き内閣総理大臣を本部長として位置づけるということでございます。

○川橋幸子君 大変いつもは明瞭な総務庁長官ですが、ということになっておりますので、ということありますという御答弁のように伺いました。

さて、それでは一步下がりまして、百歩譲ります大臣に就任されたいたしましても、大変多忙

縮ですが、総理以下閣僚の方の御答弁は短目でお願いできるとありがたいと思います。

さてそこで、男女共同参画会議に移らせていただきます。

このほど男女共同参画社会基本法が施行されましたこととあわせて、内閣府の中に男女共同参画会議が設置されますことは大変女性たちは評議しておるわけでございます。

さてそこで、この男女共同参画会議でございまして、このほど男女共同参画社会基本法が施行されましたこととあわせて、内閣府の中に男女共同参画会議が設置されますことは大変女性たちは評議しておるわけでございます。

さてそこで、この男女共同参画会議でございまして、このほど男女共同参画社会基本法が施行されましたこととあわせて、内閣府の中に男女共同参画会議が設置されますことは大変女性たちは評議しておるわけでございます。

○川橋幸子君 時間が短うございまして、大変恐

な官房長官の場合は、これを補佐する専任の副大臣が必要ではないのかと私は思いますが、いかがでございましょうか。これも総務庁長官にお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(太田誠一君) これは人事でございますので、副大臣三人をどのような分野で分担されるかということは、そのときそのときの内閣総理大臣が定めることでございます。

○川橋幸子君 というと、必ずではないけれども副大臣が設けられる可能性があるということでどうさせていただきたいと存じます。

さて、今度の男女共同参画会議でござりますが、二十五名以内ということになつておるわけですが、二十五名以内ということになつておるわけでございます。各省大臣と学識経験者によって構成されるということでござります。今まで男女共同参画会議といいますと、諮問機関ということで政府の外に置かれる第三者機関でしたのでそつ気にならなかつたんですが、今回他の三つと並べてこの四つ目の会議が置かれた場合に、この会議の構成メンバーの中の、しかも大臣を除く学識経験者にだけ一方の性が四割を下つてはならないという四割ルールがしかれることになりました。ということで、改めて何か非常に奇異な感じが率直に言つておいたします。総理には大臣はぜひ女性の登用をお願いしたいと存じますけれども、多分、現在の自民党さんの人員構成でいかれますが、男性の大半が圧倒的に多いのではないかと思います。

男女共同参画会議、非常に男性色が強くなるような感じがいたしますけれども、この四割ルールはできれば他の三会議にも適用すべきではないか。あるいは三会議にとどまらず政府の審議会全体にも適用すべきルールであつて、ここにだけあらるのはおかしいのではないか、そんな感じがいたします。

ただいま審議会への女性の登用のための積極的な措置、ポジティブアクションが政府の中でしかれておりまして、目標値は、遠い将来といいますか、二十一世紀初頭に三〇%ぐらいというような目標値しかないわけでござりますけれども、もし

この四割ルールが政府全体にとって調和的とのことですので、副大臣二人をどのようないかがございましょうか。

○國務大臣(野中広務君) ただいま御指摘がございましたように、審議会への女性の登用の積極的な改善措置につきまして、委員が御指摘になりましたように、我が国では指導的地位につく女性の割合を少なくとも三〇%までふやすというナショナルの将来戦略勧告を踏まえまして、国の審議会等の女性委員の割合につきまして国際的な目標である三〇%をおよそ十年程度の間に達成するよう引き続き努力を傾注したいと考え、当面平成十二年の末までのできるだけ早い時期に二〇%を達成するよう鋭意努めておるところでございまして、現在はこの目標に向けまして努力をしておるところでございます。

そういう実情にかんがみまして、これらの会議のうち男女共同参画会議につきましては、男女共同参画社会の形成を促進する基本的な方針等を調査審議する機関でございますので、現行の男女共同参画審議会と同様に、有識者である委員全體に占める男女の割合の均衡を保つことが大切です。いただいた次第でござります。

委員の意見は十分承知するところでございますけれども、今日までの経過を思いますときに、最も低ここで四割措置を加えたというところを評価いただきたいたと思うわけでござります。

○川橋幸子君 現状は現状だから仕方がない、わかるようないという御趣旨のかもわかりませんが、もし四割ルールがよいと思うなら、せめてアクションプランの目標値は四割に上げてくださるよう重ねて御要望をさせていただきたいと思います。

さて、きょうは大変欲張りまして大勢の大臣にお見えいただきまして質問がたくさんでございま

す。大臣せつかくお見えですので、各大臣お一言でも御発言いただきますように、質問が飛び飛びになつてしまいますが、お許しいただきたいと思います。

さて、今度の男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置を含む男女共同参画のための施策を講ずることが国及び地方公共団体の責務となつております。同時に、幹部職員に占める女性の比率も徐々にではありますけれども上昇しておるところでございます。

さて、今度の男女共同参画社会基本法では、積み重ねましては、御指摘のとおり、地方公共団体は国の施策に準じ男女共同参画社会の形成の促進に関する積極的改善措置を含む施策を策定し実施する責務を有するとされておるわけでありまして、その中で公務部門における方策についても検討がなされていくものと存じております。

今国会で成立しました男女共同参画社会基本法においては、御指摘のとおり、地方公務員の採用、登用におきますポジティブアクションというものが日本でもようやく法律の規定として盛られたというふうに評価されているところでござります。

そこで、総務庁長官、それから人事院総裁にもお見えていたいと存じますし、それから自治大臣からも地方公務員のポジティブアクションにつきまして、それぞれ順にお答えいただきたいと存じます。

○國務大臣(太田誠一君) 総務庁といたしましては、男女共同参画社会基本法の趣旨にかんがみまして、男女共同参画推進本部と連携しつつ、女性国家公務員の採用、登用の促進等に着実に取り組んでまいります。

なお、平成十一年度における人事管理運営方針におきまして、ポジティブアクションにつきまして所要の検討を行つことを定めたところであります。

○政府委員(中島忠能君) 基本法八条及び十三条に基づいてそれぞれ計画がつくられることがあります。その計画の中には先生がおっしゃいました男女の共同参画についての思想とか考え方が出てくる。我々はそれを踏まえまして、女性が國家の意思あるいはまた政策の決定に積極的に参画できるよう着実な歩みができるよう努力してまいりたいというふうに思います。

○川橋幸子君 公務員法には成績主義、能力主義が書かれているので、今まで法のもとの平等は私は適用されていると思います。だけれども、制度上の平等だけではなくなかなか女性の能力は開発されない、あるいは開発した能力が發揮されないというところでポジティブなわけでござりますので、そのところをぜひしっかりと踏まえていただきたいと存じます。ちょっとおこがましいようですが、よろしくお願いいたします。

さて、せつかく法務大臣にお見えいただきまして、人権の問題についてお尋ねさせていただきます。

法務省では、先ほどの国連人権教育の十年でございましょうか、そうした措置に沿いまして人権

教育についての答申は出たようですが、これからさらにその施策を推進するためのさまざまな施策が審議会でも審議が進められている、このように明るいニュースは聞いておるわけですが、法の番人としてやや、ややよりもかなり強く行政の中ではどちらそらされているのではないかというのが私の危惧でございます。

そこで、法務省で所管されます人権擁護の人権の中身というのはどういうものなのでございましょうか。大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(陣内孝雄君) 法務省の所管する人権擁護事務の人権というのは、日本国憲法が定める基本的人権のことと理解しております。

なお、人権擁護事務の主なものは、人権啓発、人権相談及び人権侵犯事件の調査、処理でございます。

○川橋幸子君 そういうお答えから、私どもは、どうも法務省が所管される人権というの人は人権政策が含まれてないのではないかという危惧を持つわけでございます。

例えば、外務省では人権難民課という課が置かれまして、この課の所掌ではかなりグローバルな課題を人権問題の中で扱っているわけでございまざいましょうか。法務大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(陣内孝雄君) 今、人権行政といふことでお触れになりましたけれども、法務省の所管する人権擁護行政の主なものは、人権尊重思想の普及、高揚を目的とする人権啓発、人権相談及び人権侵犯、侵害の調査、処理でござります。したがって、人権擁護行政は人権にかかる行政の中で人権そのものの擁護のために重要な役割を担つておるというふうに考えております。

なお、外務省の所掌事務として人権に関する事務を行つておるということでございますが、私の方から御答弁する立場ではないと思います。

○川橋幸子君 外務大臣、お尋ねさせていただいきよろしくうござりますでしょうか。

基本的人権、憲法に定められた人権だというこ

とでござりますけれども、憲法の中には個の尊厳からさまざま人権に関する規定があるわけでござります。それから、国連の中では、特に九〇年代に入りましてヒューマンライツ、例えば女性の権利も人権である、北京行動綱領の中ではウイメンズライツ・アー・ヒューマンライツというキーワードが生まれたところでございますが、外務省で考えられている人権は法務省で擁護するという人権と同じなのかな? いかがでございましょうか。

○国務大臣(高村正彦君) 法務省が擁護しようとしている人権と、外務省が世界の中で、グローバルの中でいろいろ対応していきたいと考えている人権の問題といふのは、これは人権そのものは憲法の言うところの人権でありまして、私は基本的には同じことだ、こういつぶうに考えております。

○川橋幸子君 総理に簡単に伺いさせていただきます。

人権という言葉には、理想としての人権、それから法律上の人権、それから法律の中でも憲法のようすが、法務省の人権と外務省の人権とは同じでございましょうか。法務大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(陣内孝雄君) 今、人権行政といふことでお触れになりましたけれども、法務省の所管する人権擁護行政の主なものは、人権尊重思想の普及、高揚を目的とする人権啓発、人権相談及び人権侵犯、侵害の調査、処理でござります。したがって、人権擁護行政は人権にかかる行政の中で人権そのものの擁護のために重要な役割を担つておるというふうに考えております。

○川橋幸子君 今、人権行政といふことでお触れになりましたけれども、法務省の所管する人権擁護行政の主なものは、人権尊重思想の普及、高揚を目的とする人権啓発、人権相談及び人権侵犯、侵害の調査、処理でござります。したがって、人権擁護行政は人権にかかる行政の中で人権そのものの擁護のために重要な役割を担つておるというふうに考えております。

これまで、この課の所掌ではかなりグローバルな課題を人権問題の中で扱っているわけでございまざいましょうか。法務大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(陣内孝雄君) 今、人権行政といふことでお触れになりましたけれども、法務省の所管する人権擁護行政の主なものは、人権尊重思想の普及、高揚を目的とする人権啓発、人権相談及び人権侵犯、侵害の調査、処理でござります。したがって、人権擁護行政は人権にかかる行政の中で人権そのものの擁護のために重要な役割を担つておるというふうに考えております。

○川橋幸子君 今、人権行政といふことでお触れになりましたけれども、法務省の所管する人権擁護行政の主なものは、人権尊重思想の普及、高揚を目的とする人権啓発、人権相談及び人権侵犯、侵害の調査、処理でござります。したがって、人権擁護行政は人権にかかる行政の中で人権そのものの擁護のために重要な役割を担つておるというふうに考えております。

○川橋幸子君 今、人権行政といふことでお觸れましたけれども、法務省の所管する人権擁護行政の主なものは、人権尊重思想の普及、高揚を目的とする人権啓発、人権相談及び人権侵犯、侵害の調査、処理でござります。したがって、人権擁護行政は人権にかかる行政の中で人権そのものの擁護のために重要な役割を担つておるというふうに考えております。

○川橋幸子君 今、人権行政といふことでお触れましたけれども、法務省の所管する人権擁護行政の主なものは、人権尊重思想の普及、高揚を目的とする人権啓発、人権相談及び人権侵犯、侵害の調査、処理でござります。したがって、人権擁護行政は人権にかかる行政の中で人権そのものの擁護のために重要な役割を担つておるというふうに考えております。

その推進に当たりましては、基本法に基づき、人権啓発や人権侵犯事件の被害救済を所掌することとなる法務省初め関係行政機関が十分協力していいくべきものであり、これを一括して内閣府の所掌事務とすることは基本法の趣旨に必ずしも沿うるものではないと考えております。

○川橋幸子君 対人地雷の条約に大変お力を振るつていただきました総理から伺う言葉にしては大変私は物足りない気がいたします。またいざれ質問させていただく機会もあるかということです。最後に、厚生大臣にもお見えただいておりますので、一問だけ。

介護休業についても育児休業と同様に休業期間中の、つまり休んでいる間ですから賃金は雇用保険から二五%補てんされるだけでござります。休業期間中の雇用保険料の本人負担は免除されておりませんが、本人負担が社会保険料については免除されていません。これは整合性を欠くことではないかということでお尋ねさせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮下創平君) 育児休業は一年間二五%の休業手当が支給されます。一方、保険料につきましては本人負担を免除してございます。

我々は、今の改革の予定法案では企業負担も免除しようとしています。

一方、介護保険につきましては、三ヶ月を期間として二五%の給付は行われますが、この保険料につきましては、厚生年金の保険料等につきましては、育児の場合には将来保険を担う人たちの問題でございますが、介護は社会的責任でやるということでございますから、本来家庭介護を社会的な責任でやるという建前にございますので、その趣旨も違いますし、またちょっと言い方が適當かどうかわかりませんが、介護保険の方は育児と違いまして将来の保険者を育成するというような機能もございません。そんなことで差異を設けさせていただいているということでございます。

○國務大臣(小淵惠三君) 私は、かねてから人間の生存、生活、尊厳を脅かすあらゆる種類の脅威に対し、二十一世紀を人間が創造的で価値ある人生を築いていくことができる平和な人間中心の社会の世紀にすべきであると考えてまいりました。

今回日の日・北欧首脳会談におきまして、北欧首脳の方々にもこの信念を共有していただき、今後その目的に向けて協力を推進していくこととなり

○委員長(吉川芳男君) もう時間です。

○川橋幸子君 介護休業中の本人負担についてももうこれは死ぬ方だから保険料は取れないから本人負担は免除しないという、あるいは介護については社会化されて今度介護保険のもとで公的サービスが行われるから家族のサービスは要らないのではないかというふうに誤解されて聞こえると

いうことだけ申し上げさせていただきたいと思います。

○渡辺幸男君 公明党の渡辺幸男でございます。

中央省庁再編関連法案並びに地方分権推進一括法案に関連しまして質問させていただきたいと思います。

まず、本題の質問に入る前に総理にお伺いいたしましたけれども、ケルン・サミットの後、六月二十二日にアイスランドのレイキャビクにおいて北欧五カ国の首脳と会談し、経済を中心でグローバリゼーションが進む中、二十一世紀を人間の尊厳を保障する人間中心の社会の世紀にする必要があるということで共通認識を持っていることを確認し合った、今後北欧五カ国と対話、協力を強化していくことになったということでありま

す。

○明免党としましては、ヒューマニズムの政治を目指しておりますので、非常に関心の高いテーマでございましたので、総理に人間中心の社会の実現に関して、北欧五カ国の首脳の考え方と日本を代表する総理のお考え方、共通点が多いと思うんですけれども、もしまだ共通点以外に相違点もあった場合にはその点も含めましてお話をいただければと思います。

○國務大臣(小淵惠三君) 私は、かねてから人間の生存、生活、尊厳を脅かすあらゆる種類の脅威

に対し、二十一世紀を人間が創造的で価値ある人生を築いていくことができる平和な人間中心の社会の世紀にすべきであると考えてまいりました。

今回日の日・北欧首脳会談におきまして、北欧首

その目的に向けて協力を推進していくこととなり

ました。そして、その旨を北欧諸国との共同プレスリースにおいて発表いたしたところでござります。

やはり北欧諸国というものは、かねてそれぞれの歴史等も併見し、また今日のいろんな行動を見ていますと、福祉の問題あるいは男女共同参画等の先進的な取り組み、また軍縮あるいは平和維持、開発援助等の国際貢献につきまして、目指すべき一つの国家モデルとして評価できるのではないかということでございました。

たまたま五カ国すべての首脳がお集まりでございまして、国家としては人口もほぼ五百万人程度でございまして、もちろんアイスランドは三十万に満たない国ではございますけれども、そうした高い目標といいますか志を持って国家運営をされ、そして世界に貢献している。こういう姿というものはやはり我々も学ぶべき点は学んでいく必要があるんじゃないかな、こういうことでお話し合いをいたしまして、日本といたしましても、こうした五カ国がとつておる世界に貢献していくそうした姿、行動については、ともどもに協力していくことが必要ではないかということで合意を見たところでございました。

○渡辺孝男君 やはり北欧五カ国、福祉の先進国であるということでお話が國も非常に参考になる点があるんじゃないかなと思います。今後とも協力をしていくいただきたい、そのように考えております。

総理は、その前日、六月二十一日に日英首脳会談も行つておりますし、旅行する青少年に滞在費用を賄うための就労を認めるワーキングホリデー制度を日英間で始めることで一致した、そのような報道もありました。これは日英両国の青年の国際交流を深める意味でも有意義であるというふうに思いまして、大変評価しております。

英國の話題になりましたので、今回の本題であります中央省庁再編関連法案並びに地方分権に関する問題を取り組んでまいりました。この問題について、まず問題の所在を示し、「これに対する政府の基本認識や改善案をまとめてグリーンペーパーとして発表し、その後に各界、関係者の方から意見の聴取を一定期間行う」ということでありまして、またその意見を参考にして政府の最終方針を決定してホワイトペーパーという形で発表する。これが英國の重要な政策決定の手続の基本形であるといふに言われているわけであります。

そこで、総理にお伺いしたいんですけれども、

この英國のスタイル、すなわちグリーンペーパー、それから国民の意見聴取、最終的なホワイトペーパーの発表、これに匹敵する日本の重要な政策決定の基本形というものはどういうものなのか、これを伺いたいと思います。

○國務大臣(小淵惠三君) 今、渡辺委員御指摘の

イギリスの例、すなわちグリーンペーパーにつきましては、最も有名なのは一九八五年六月、サッ

チャ一政権が社会保障制度改革につきましてこれ

を世に問うたグリーンペーパー、こういうことに

なつておるわけですが、政府としては、

從来から重要政策等の形成に当たりまして国民各

界各層の御意見や御議論を求める努力を払ってき

ておるところでござります。また、当然のことであ

りますが、国会における御議論等も大変大切な

ものと考えております。

そこで、今回の中央省庁等改革では、これらに

加えまして、国政に関する基本方針等の形成に當

たり、内閣及び内閣総理大臣がリーダーシップを

より發揮しやすい仕組みを整えることとしてお

こまでござります。

今後は、同手続を適切に実施していくとともに

、その執行状況を踏まえつつ、この仕組みの一

層の活用及び整備を図つてまいりたい、こう考え

ております。

○渡辺孝男君 今の政府の立場、お話をあまし

たけれども、今パブリックコメントの方を政府と

して有効に活用していくことで、この

間の二十三日の閣議決定の方を見させていただき

ます。

英國の話題になりましたので、今回の本題であります

中央省庁再編関連法案並びに地方分権に関する問題

について、民間有識者の豊富な学識や実務経験の活用によ

り、より適切な政策形成がなされていくこととなると考えております。

○渡辺孝男君 今お話をあましたけれども、審議会

会というのはどうぢらかというと政府の方からメ

ンバーを求めていくというような形で、パブリック

コメントの場合は国民から広く意見を聞いてい

く。

しまして、英國の例を引いてちょっとお尋ねしたいと思います。

英國では、政府が重要な政策を打ち出す際には

まず問題の所在を示し、「これに対する政府の基本

認識や改善案をまとめてグリーンペーパーと

して発表し、その後に各界、関係者の方から意見

の聴取を一定期間行う」ということでありまして、

またその意見を参考にして政府の最終方針を決定

してホワイトペーパーという形で発表する。これ

が英國の重要な政策決定の手続の基本形であるとい

うふうに言われているわけであります。

そこで、総理にお伺いしたいんですけれども、

この英國のスタイル、すなわちグリーンペー

パー、それから国民の意見聴取、最終的なホワイ

トペーパーの発表、これに匹敵する日本の重要な政

策決定の基本形というものはどういうものなの

か、これを伺いたいと思います。

○渡辺孝男君 今、英國のスタイルに対しまして

の総理の見解、お考えを聞かせていただいたわけ

でありますけれども、日本は日本のスタイルで

やっていますけれども、日本は日本のスタイルで

今まで以上に聴取できるような形で今回中央省庁

等の再編の中で行っていくということをございま

す。

民間有識者の方の御意見ということとはまた別

に、いわゆるパブリックコメントという形で一般

の国民からも意見を聞いていくこととも非常に

大事な点だと思いますけれども、そういう一

般国民から、あるいはいろんな法律に關係する関

係団体からの意見も聞いていく、そういう手続

を今後総理としてはどういう形でさらに拡充して

いたしておられます。

○國務大臣(太田誠一君) パブリックコメント手

続は、今までのところ、政令までの改廃などにつ

いて国民に広く意見を求めるということに限定を

いたしておりまして、法律そのものについてはま

だ踏み切つていいという段階でございます。

ここで政令などについていろいろ試みをいたしまし

て、その後に法律なども対象にしてまいりたいと

考えております。

審議会とのパブリックコメントの違いとい

うのは、申すまでもないことですが、審議

会はこちらの方から、特に担当しております大臣

がこの人の意見を聞きたいという人をこちらから

探してお願いすることです。

総理は、申すまでもないことですが、審議

会はこちらの方から、特に担当しております大臣

がこの人の意見を聞きたいという人をこちらから

探してお願いすることです。

一方相まって広く国民の意見を、しかも掘り下

げた意見も聞くことができる、補完的な関係では

ないかと考えております。

○渡辺孝男君 今お話をあましたけれども、審

議会というのはどうぢらかというと政府の方からメ

ンバーを求めていくというような形で、パブリック

コメントの場合は国民から広く意見を聞いてい

く。

多様性、いろんな考え方を持っているのが今の日本国民であると思いますので、政府の方が意見を聞きたいというのも一つの大きな流れかと思いますけれども、やはり国民からいろんな意見を聞いてそれを参考にして合意を得ていくかというものがこれから大きな流れではないかなというふうに思っていますので、パブリックコメント制度も有効に使っていけるようにお願いしたいと思います。

話はまたちょっと英国のスタイルに戻ります。具体例を挙げてお話しさせていただきたいと思うんですけれども、やはり国民では総合保健戦略というものを決めておりまして、ザ・ヘルス・オブ・ザ・ネーションというのを策定しております。その目標としまして、寿命を延ばすこと、それから寿命を健康に生きること、これらの両者の実現による国民健康の持続的向上、これを大目標として掲げております。

日本でも、英國と同様に、単なる寿命の延長ではなくて健康寿命というものを大目標とした健康日本21を策定しているということでございますけれども、このようにこの健康政策をつくる場合にはやはり広く国民の意見を聞いて具体的な目標を立てて政策をつくっていっているわけでございまして、現在のさまざまな生涯学習プログラムを充実する方向にあるわけでございます。今後、健康長寿をいかに過ごすかというクオリティー・オブ・ライフ、すなわち生活の質が大きく問われる時代に入ってくると思うんです。例えば、健康長寿で長生きして元気でいるなど、健康長寿をどのように生かしていくのかといふのが非常に大事な時代になると思うんです。やはり生涯現役という観点から、私としても創造活動を行っていけるような創造長寿というのも大きな目標として掲げていくべきではない

かというふうに考えるわけでありますけれども、その点に関しまして総理大臣の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(小淵惠三君) 来るべき本格的な少子高齢社会を健康で活力あるものとしていくために、生涯を通じた健康づくりを進めていくことは極めて重要な課題であると認識をいたしております。

このため、寝たきりなどの状態にならず健康に生きのできる期間、いわゆる健康寿命の延伸を図ること等を目的として現在厚生省において二十一世紀における国民健康づくり運動、健康日本21計画の策定を進めています。健康あつて初めて生涯を通じた社会活動、ひいては創造的な生活が送れるものではないかと考えられ、そのためにも厚生省で現在策定中の健康日本21を推進していくことが極めて重要であると考えております。

今、委員御指摘のように、生涯現役、クオリティー・オブ・ライフ、こうした言葉は全くそのとおりにならぬきやならぬと思っております。この長寿というのも大変世に批判がありまして、單なる長寿社会ではないか、命があるだけという世界では余りにも寂しいと。したがって、もちろん長く生き、そして楽しむ一生涯でなければ長寿をもつてても創造活動にいそしむことはできないということでありまして、やはり痴呆症の対策が非常に大事になってくるんじゃないかというふうに思っております。

そういう意味で、そうした人生を送れるようについ

て、委員がおつくりになつたお言葉かと思

うことで、委員がおつくりになつたお言葉かと思

うことで、委員のおつしやる健康

長寿あるいは創造長寿というよ

うな視点だと存じます。

○國務大臣(宮下創平君) 委員のおつしやる健康

長寿あるいは創造長寿というよ

うな視点だと存じます。

○國務大臣(宮下創平君) 委員のおつしやる健康

長寿あるいは創造長寿というよ

うな視点だと存じます。

○渡辺孝男君 痴呆症の一番の原因疾患となるのはアルツハイマー病でありますけれども、科学技

術庁が専門家に行ったアンケート調査では一九九

七年の第六回技術予測調査というのがございま

して、アルツハイマー病の発症機構の解明が二〇一

二年ごろではないか、有効な治療法が開発されるのは二〇一二年ではないかということを発表され

ているわけでありますけれども、早くそういう有

効な治療法が開発されますように政府としても一

こうした取り組みを通じまして、痴呆の予防や

治療に関する研究成果を上げまして、同時に国際的な貢献も果たすように努力をしてまいりたいと

おられます。

また世界でも、化学賞と平和賞の二つのノーベル賞を単独で受賞したライナス・ポーリング博士も、九十四歳で倒れる前まで現役で活躍されていました。博士の考えでは、人間は将来だれもが百歳、百歳まで病気に苦しめず、何の不自由もなく生きるようになってくるだろう、そういう将来の予測をしているわけでありますけれども、そういう意味で、長生きをしながら創造活動に励める

ことが一番理屈的であるわけでございま

す。

そこで、それから高齢者の社会的、心理的諸問題の解

決を図るというような幅広い視点から、総合的、

包括的にこの検討を進めてまいりたいと思つてお

ります。

こうした取り組みを通じまして、痴呆の予防や

治療に関する研究成果を上げまして、同時に国際的な貢献も果たすように努力をしてまいりたいと

思つております。

こうした取り組みを通じまして、痴呆の予防や

治療に関する研究成果を上げまして、同時に国際的な貢献も果たすように努力をしてまいりたいと

思つております。

○渡辺孝男君 痴呆症の一番の原因疾患となるのはアルツハイマー病でありますけれども、科学技

術庁が専門家に行ったアンケート調査では一九九

七年の第六回技術予測調査というのがございま

して、アルツハイマー病の発症機構の解明が二〇一

二年ごろではないか、有効な治療法が開発されるのは二〇一二年ではないかということを発表され

ているわけでありますけれども、早くそういう有

効な治療法が開発されますように政府としても一

こうした取り組みを通じまして、痴呆の予防や

治療に関する研究成果を上げまして、同時に国際的な貢献も果たすように努力をしてまいりたいと

思つております。

○渡辺孝男君 痴呆症の一番の原因疾患となるのはアルツハイマー病でありますけれども、科学技

術庁が専門家に行ったアンケート調査では一九九

七年の第六回技術予測調査というのがございま

して、アルツハイマー病の発症機構の解明が二〇一

二年ごろではないか、有効な治療法が開発されるのは二〇一二年ではないかということを発表され

ているわけでありますけれども、早くそういう有

効な治療法が開発されますように政府としても一

こうした取り組みを通じまして、痴呆の予防や

治療に関する研究成果を上げまして、同時に国際的な貢献も果たすように努力をしてまいりたいと

思つております。

○渡辺孝男君 痴呆症の一番の原因疾患となるのはアルツハイマー病でありますけれども、科学技

術庁が専門家に行ったアンケート調査では一九九

七年の第六回技術予測調査というのがございまして、アルツハイマー病の発症機構の解明が二〇一

二年ごろではないか、有効な治療法が開発されるのは二〇一二年ではないかということを発表され

ているわけでありますけれども、早くそういう有

効な治療法が開発されますように政府としても一

そしてまた、本年二月に国立病院・療養所の再編計画の見直しをいたしましたが、その中で、国

立療養所中部病院、これは大府市にござります

が、これを長寿医療のナショナルセンターとして整備することいたします。これは計画中でござ

いますが、これによりまして老化機能の解明でありますとか、痴呆症も含む高齢者に特有の疾患の

原因解明と予防診断、治療の確立というようなこ

と、それから高齢者の社会的、心理的諸問題の解

決を図るというような幅広い視点から、総合的、

包括的にこの検討を進めてまいりたいと思つてお

ります。

こうした取り組みを通じまして、痴呆の予防や

治療に関する研究成果を上げまして、同時に国際的な貢献も果たすように努力をしてまいりたいと

思つております。

く、それが非常に大切ではないかというふうに考えております。

その行政評価法を制定していくのかどうか、また公明党もいろいろそういう提案をしているわけありますけれども、その点に関しまして総理の御見解をお聞かせいただければと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) 公明党のお考え方と承知していますが、事前、中間、事後の政策評価を組織的に行うのに数値化された具体的目標を政策の中に掲げる、それで法律、すなわち行政評価法等の制定をお考えと聞いております。

御指摘の考え方も一つの考え方ではないかと思いますが、今回は国家行政組織法の改正法案等において各府省がみずから政策を評価することを新たに規定いたしたところでありまして、まずこのシステムの構築を進め、これを着実に実施していくことが重要であると認識をいたしております。

政策評価に関する法律につきましては、中央省庁再編後、各府省における実施状況も踏まえ、速やかに法制定の実現に向けて検討してまいる所存でございます。

○渡辺孝男君 きちんとやはり行政評価が日本でも根づいて、非常に効率的でよりよいような政策を実現できるようにしていただきたい、そのよう思います。

別々の質問に入らせていただきますが、新しく新省令下で行われます公正取引委員会について質問したいと思います。

総務省長官の方にお尋ねしたいんですけれども、

政府は、公正取引委員会の位置づけにつきま

して、「固有の行政目的の実現を任務とした特定

の府省で行うことを行なうことを適当としない特段の理由があ

る事務の遂行」を主要な任務とする総務省の外局

としたと。文書で読んでもわかりにくいのですけ

れども、要するに総務省の外局として公正取引委

員会を置くことにしたということです。

しかし、いろいろ内外からも指摘がありますよ

うに、放送・電気通信事業といった特定の産業を担

当するところがまた総務省でござりますので、ここに公正取引委員会を置くと、やはり独禁法の対象となる行政部門を抱えておつて利益相反が懸念されるということで、本当に公正取引委員会の独立性が保たれるのかどうかという懸念があるわけ

でござります。

この点に関しまして、総務厅長官のお考えをお聞きしたいと思います。

○國務大臣(太田誠一君) 公正取引委員会の委員長及び委員の職権行使の独立性や身分保障が独占禁止法上明らかに定まっておりますということと、それから委員長及び委員の任命は両議院の同意を得て内閣総理大臣が行なうわけでございます。

で、大変に強い独立性を持つております。

一たん任命をいたしました後は、総務省ができる

で総務大臣といえども口を挟むことは一切できない

いという関係になつておりますので、その御懸念はないかと思うのであります。

○渡辺孝男君 どうしてこういう懸念が出るのか

といいますと、一つの例としましては、昨年の十一月に公正取引委員会が勧告を行なった郵便番号読み取り区分機に関する入札談合事件に関しま

して、公正取引委員会の方では郵政省にもそうい

う懇談が行われないように入札の情報管理のあり方について要請を行なったわけであります。

郵政大臣の御発言はいろいろあるんですけども、どうもその必要はないのではないかというよ

うな趣旨の御発言がありましたので、やはり同じ省に、総務省にそういう二つの利益相反が起こる

ようなものを抱えていると本当に独立性が保てる

のかどうかという懸念があるということをご

りますけれども、この点に関しまして総理の御見解をお聞きしたいと思います。今のスタイルで絶対

独立性が保てるんだという.....

○國務大臣(太田誠一君) もう一回念のために申しますけれども、この点に関しまして総理の御見解をお聞きしたいと思います。今のスタイルで絶対

独立性が保てるんだという.....

理由からなんでしょうか。

○國務大臣(野田毅君) 今御指摘のとおり、現行の行政書士法では、「行政書士会の会則を定め、又はこれを変更するには、都道府県知事の認可を受けなければならない」ということになつておりますけれども、この点に関しまして総理の御見解をお聞きしたいと思います。今まで、実際に認可が行われるのは「二年」とこの報酬規定の改定に伴うものがほとんどであるわけですが、これはある意味では都道府県の事務負担とい

るということによりましてその会則変更認可の事務は減少するということは当然のことでありまして、そういう意味で都道府県の事務の簡素化に資するということは言えるわけであります。

地方分権推進計画におきましては、地方公共団

体の事務の簡素合理化を通じた行政体制の整備ということは分権推進と並んで重要なテーマの一つ

でもあるわけであります。そういう意味で、一括法案という中で行政書士法の改正も盛り込むといふことは、これも一つそういう意味での脈絡といふのは当然あるわけです。

それからいま一つ、この分権一括法ということのみならず、今回のいわゆる中央省令の再編ある

は規制緩和、そういう意味では今日の我々が抱えている大きな時代的な課題というのが、国から地方あるいは官から民、その規制緩和、言うなれば規制緩和、そういう意味では今日の我々が抱

いておりまして、国民の利益を守り、また権利を擁護してきました、そういう歴史があるわけでございます。

行政書士は、御存じのとおり、法制定以来五十一年間、国家資格者として国民の最も身近な法律事務者として広範多岐にわたる法律事務を遂行してきておりまして、国民の利益を守り、また権利を擁護してきました、そういう歴史があるわけでございます。

地方分権、地方主権の確立のための機関委任事務を地方事務に転換することに関しましては、何ら異議のないことではありますけれども、この行政書士法の一部改正案には、行政書士会の会則からの報酬規定の削除という地方分権、地方主権の確立

とは直接関係のない法改正も紛れ込んでいます。

士法の一部改正案には、行政書士会の会則からの報酬規定の削除という地方分権、地方主権の確立

とは直接関係のない法改正も紛れ込んでいます。

行政書士会の会則からの報酬規定の削除は、今後、他の

公的資格制度の規制緩和と併せて、そのあり方に

方では附帯決議がなされておりまして、「行政書士制度に関する報酬規定の取扱いは、今後、他の

公的資格制度の規制緩和と併せて、そのあり方に

ついて検討すること」ということになります。

やはりほかにもいろいろ公的資格制度はあるわけ

でございます。その規制緩和と一緒にすべきではないか。それは何ゆえ今回行政書士の方の規制緩和が先行したのかということが裏にあるわけでござりますけれども、やはりそういう公的資格制度の規制緩和とあわせてそのあり方を検討すべきではないか。私はやはりそういう形ですべきではないかというふうに思つてありますけれども、自治大臣としましては、その衆議院の附帯決議を受けまして、御所見といいますか、それを受けた今後どういうふうにしようかということをお聞か

せいただけれど思ひますけれども  
いかかで  
しょうか。

○國務大臣(野田毅君) この問題について、御指摘のとおり、衆議院におきまして行政書士の報酬規定の問題についても御議論をいただきまして、結果として御指摘のような項目が附帯決議で盛り込まれたわけであります。したがいまして、その御趣旨を十分尊重してまいりたいと考えております。

公的資格制度全体の整備規定のあり方等について、御指摘のとおり、今後、行政改革推進本部の規制改革委員会において審議される予定であり、その議論の動向をも踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

最後のテーマに入らせていただきますけれども、内閣府に置かれる総合科学技術会議について質問させていただきたいと思います。

新設される内閣府には、重要政策に関する会議として、今後本府が行うべき方針や技術会議等を置くことになります。

として、今議題の開拓となる総合技術等をも含む問題を  
かれることになつております。(この会議は、内閣  
総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計  
画的な振興を図るための基本的な政策について調  
査する、あるいは内閣総理大臣または関係大臣の  
諮問に応じて科学技術に関する予算、人材等の資

源配分の基本方針や国家的に重要なプロジェクト等についての評価を行うことを任務としているということをございます。二十一世紀の日本の目指すべき姿の一つとしまして科学技術創造立国があります。そういう意味で、この総合科学技術会議は非常に重要な会議になると思います。

この総合科学技術会議に関しまして総理大臣に質問をしたいんですけども、この総合科学技術会議が発足すると現行の科学技術会議は廃止されることになるわけありますけれども、現行の科学技術会議と今回設立される予定の総合科学技術会議とでは何が変わりどこが改善されることがありますか、総理大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣（小沢恵三君）現行の科学技術会議は、国家行政組織法第八条に基づく審議会でございま

すが、総合科学技術会議は、科学技術政策の重要な性にかんがみ、内閣府のみに置かれる重要な政策に関する会議として位置づけております。また、学校技術会議が内閣総理大臣の諮問を受けて答申することを任務としているのに対して、総合科学技術会議は、科学技術に関する総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策、予算の配分の基

本方鉄等について講習會講義は関係大臣に対し諮詢を待たずにみずから意見を述べができることとなるなど、会議の自主性・機能の強化を図つておるところでござります。

○渡辺孝男君 引き続き總理にお伺いしたいと申す。うえで述べたけれども、二十一世紀の日本が重視して

いる科学技術には、情報通信それから生命科学あるいは宇宙・海洋開発、環境保全、知的・ロボットの開発などがありますけれども、この総合科学技術術会議で正面取り組むべきテーマ、どういうものかを考へておられるのか、も「御見識をお伺い

○國務大臣(小淵恵三君) 総合科学技術会議は、その時々の科学技術に関する重要課題を、先ほど申し上げましたように内閣総理大臣または関係大臣に提出する形で、内閣総理大臣がそれを承認すれば、公表されるべき事項を公表する形であります。

務大臣の諮問に応じ、あるいは自主的な判断で取り上げることにいたしております。そういった意味で、科学技術というものは大変広いものでございまして、基礎から応用にわたりまして大学、研究機関、産業界の幅広い主体性によって担われてゐることから、その振興を図るための課題は多岐

にわたると考へられます。  
総合科学技術会議 자체におきましても、同会議が二十一世紀の我が国の科学技術政策の展開に主導的な役割を果たすべく、適切なテーマを取り上げることを期待いたしております。ございます。

のできる役割にも大きなものがあると考えておれまして、総合科学技術会議におきましても、そう

○渡辺孝男君 私も、日本は環境立国ということになると一つの二十一世紀の姿として目指しておりますので、環境問題に対してもこの総合科学技術会議がテーマをきちんと決めて解決に向けて重要な役割を果たしていくべきだ、そういうふうに頑張ります。

書を果たしていかがたいなど、その辺に歸りておられます。

いるわけであります。とりわけ遺伝子組み換え等の技術やそれから発生工学などの分野では先進諸国もしのぎを削っているわけであります。

和と繁栄に直接結びついている光の部分ばかりではなくて、原子力の利用でも明らかなように、人々が今日でも核兵器の脅威におびえなければならぬという影の部分も生み出しているわけでありまして、そういう苦い経験も忘れてはいけないといふ

いうふうに思うわけあります。  
そういう意味で、生命科学技術も、その利用の  
方向を誤れば人類の生命や他の生物及び地球環境  
に対しても大きな脅威をもたらすことにもなりかね  
ないということでありまして、そういう不安は口は  
本ばかりでなく、世界の人々が同じような不安

そういう意味で、この総合科学技術会議として即刻取り組むべき課題の一つに、生命科学に関する研究、技術開発及びその応用に関する倫理面を含めました総合的なあるいは包括的な基本指針としまして、そぞらより去津にて制定する

とかしいのでしょ。しかし、うるさい面で  
えているわけありますけれども、そういう面で  
の評定がいい感じでいいから、うるさい

の研究もしていただきたいなど、いろいろなことがあります。クローリン技術を例にとりまして、人への応用は、科学者、研究者等の個人の良心、倫理規範ではないということになっているわけでありますけれども、やはり法律できちんと規制がなされる方がいいのではないか、そういう時代にも入ってきているのではないかなどと、うぶつと思ひます

○國務大臣(小淵惠三君) 生命科学は、生命とは何であるかについての論議がまだ進展せなかつてゐるところから、そのための検討もしていただきたいなというふうに考えるわけであります。

この点に関しては、総理大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

何かを明らかにする重要な基礎研究をやりた  
同時に、その成果は保健・医療・環境・農業等の  
幅広い分野で応用が可能な二十一世紀において是  
も重要な科学技術の分野であると思ひます。  
地方、この推進に当たりましては、生命倫理へ

の十分な配慮が必要であり、また脳科学や脳・精神疾患の病態解明や、脳に学んだ新たな情報処理システムの開発等を通じて医療の向上や新産業の創出等にもつながる重要な分野であると考えます。

生命科学及び脳科学は総合科学技術会議において議論するにふさわしい分野と考えられますが、具体的にどのような課題を調査審議するかについては、諮詢権者であるその時々の内閣総理大臣及び関係国務大臣や総合科学技術会議自身が判断すべき問題であると考えております。

〔委員長退席 理事室渡清元君着席〕  
なお、先般、サミットにおきましてもこうした問題もいろいろと問題提起されておりまして、極めて重要なものだという認識をいたしております。  
今申し上げましたように、結論的に言えは  
の問題もそのときの答問筆者がこれを発議する  
す。

いいますか、諮問するかに尽きるわけでございませんが、きょうこうして当委員会におきまして委員から御指摘のあったこと、時の総理大臣にもよくお伝えもいたしたいという気もいたしますが、いわゆる私自身強いたしておられます。

○渡辺孝男君 これは、総務庁長官と、文部大臣と科学技術庁長官を兼任されている有馬大臣の方にお伺いしたいんです。

今回の中省庁等の改革法案では、文部省と科

学技術庁が合流して文部科学省になる予定であります。

ただいま総理がおっしゃいましたような脳

研究というもの、今まで両方の省庁で研究

をしていました。そういう共通テーマで扱っていたわ

けでありますけれども、このよな共通のテーマ

というのはいろいろあるんじゃないかなというふ

うに思います。このよな共通テーマを両省庁が

統合されるに伴つてどのように効率的に再編成さ

れるのか、その点に関しましてお伺いしたいと思

います。

○國務大臣(太田誠一君) 大学を中心とする学術

研究機関と科学技術庁所管の研究機関等の関係省

庁間で連絡をとりつつ、脳の研究につきましても

これまで行つてきたというふうに聞いておりま

す。

このたび、学術の振興と科学技術の総合的な振

興を任務の一つとする文部科学省が設置されるこ

とによりまして、まさに学術及び科学技術関係の

業務をあわせて行う局編成が行われ、大学と文部

科学省所管の研究機関等において、研究交流や人

事交流を通して密接な連携のもとに研究開発の実

施が可能となるわけでございます。まさにこうい

うことが目的で文部、科学両機関が統合されると

いうことでござります。

そして、学術及び科学技術行政に関し、明確な

目標のもとに総合的、積極的かつ計画的な取り組

みを強化するとともに、学術及び科学技術研究の

調和及び総合性の確保が図られ、脳の研究などの

幅広い分野にまたがる研究の推進体制の一層の効

果をもたらすことを期待しております。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

でいる状況もある、あるいは心の荒廃というふう

に言つてもいいんじゃないかなと思うんですね。

最大となりまして三万人を突破したというよう

に、現在 日本におきましては非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

です。

○國務大臣(小淵恵三君) 二十世紀をどうとらえ

るかであります、民族紛争とか戦争の世紀で

あります。

学校の教育分野では心の教育ということが切実

な問題になりますが、心が非常に心がすさん

だりますけれども、時代とともに心の荒廃とい

うふうに思つてきました。

○渡辺孝男君 これは、総理にお伺いしたいん

見事に確かに分かれたわけなんですねけれども、問題は、これによって金融行政がねらいとおり変わったのかということあります。そのことについて考えてみたいと思うんです。

具体的に、破綻した長銀について聞きたいと思います。

周知のように、長銀は、三月決算で不良債権の実態を隠ぺいするため粉飾決算をやっていたということがわかつて、大野木元頭取など三人が逮捕されました。長銀の破綻から元頭取が逮捕されるまでの間に次々と乱脈な経営が暴露されて、そして、もう何ということだということで、何でこんな腐り切った長銀が今まで続いてきたんだということ

ことで、長銀の乱脈ぶりに加えて金融行政の先送り体質といいますか、そういうものに対する国民は怒りを覚えてきたわけですが、改めてその怒りが沸き起こっているという状況にあるんだと思うんです。

そこで、私は総理に伺いたいんですが、総理は昨年の八月二十日、宮澤大蔵大臣、野中官房長官、金融監督庁の日野長官らと相談なさって、住友信託の社長を首相官邸に呼ばれた。そこで、最大限の支援をするからと言って住友信託に長銀との合併を要請されました。総理は、長銀が不良債権をダミー会社に飛ばしていることや償却が不十分なことなど、こういった財務内容を承知した上でこういった合併を進められたんですか。

○國務大臣(小淵恵三君) 当時としては、与えられた情報といいますか、金融機関に対するその時点における検査の内容以外のものを承知する立場にはございませんでした。当時としては、これまでの長銀のような大きな大きな金融機関ばかりそもそも倒れるということになりますと大きな事態を生ずるということでありまして、そのためには、再建計画というものが示された機会に、合併というような方式によりまして金融機関としての責任を果たし得るのではないかということことで、そうしたことに対しても合併への方向について両行の責任者にそのようなことを申し上げたわけでございま

す。

当時としては、御承知のように、言うまでもありませんが、金融二法というものが成立を見ておられない段階でございまして、その当時における金融機関として、でき得べくんばそれぞれ立派な経営に立ち戻っていくために合併という手段も必要ではないかということでお話をさせていただいた

ということでございます。

○池田幹幸君 今では長銀の粉飾決算というのもう明らかになっているわけですが、当時についてはそれは御存じなかつた、こういうことです。

しかし、おかしいと思うのは、その長銀の不良債権、大変な乱脈ぶり、こういったことも知らないで合併を進めたいで、そういう実態を知らないで合併を進めたい。最大限の支援をするという約束までなさったと。最大限の支援をするという約束までなさったときで、そういう経過があったことは事実です。しかし、監督庁がそういうのを全然知らなかつたというのはまず考えられないんです。

そこには、なぜかこのまま御存じなかつた、と

いうふうにおっしゃつておられました。

○國務大臣(小淵恵三君) 先ほど申し上げました

ように、長銀は回収不能債権が一兆円を超すと任な形で進められたとしか言いようがない。いかに金融システムの安定云々という大義名分があつたとしても、当時の金融機関安定化緊急措置法、これに基づいてもおかしかつたじゃないですか。

○國務大臣(小淵恵三君) 先ほど申し上げました

ところを既に内部調査で知つておって、自分で確認して、大野木元頭取が金融検査官室長に、宮川という人ですが、回収不能債権を圧縮するよう依頼したと。結果的に長銀の回収不能債権は二千億円と査定され、八千億円の不良債権隠しが、結局これが積もり積もって九八年の粉飾にながつたと言われておるわけですから、このことも金融監督庁はつかんでいたんですね。これは大蔵省の検査部から受け継いでおるということだがたんです。結局、長銀が何のためにこんな不良債権を甘く査定したりするのか。これはもう不良債権隠しそのものが目的だったといって間違いないと思つんです。

○池田幹幸君 これだけ大きなことをやむを得ないと言えるのはどういう神經かと私は疑うん

ですが、今おっしゃつたように検査の実態を知らなかつたとおっしゃるけれども、昨年の七月十三日から金融監督庁は検査に入っているんですね。

これをやられたのは八月二十日、検査結果がほぼ公表される寸前ですよ。全然知らなかつたんですね。お考えになりませんか。

○國務大臣(宮澤喜一君) ちょっとと局外者で申し

わけございませんが、昨年、衆議院の委員会で御答弁をした記憶によりますと、監督庁としてはそ

の段階まで長期信用銀行は債務超過と考える特段の理由がないというふうにおっしゃつておられま

したので、総理大臣としてもそういう判断に従つておやりになつたことだと思います。

○池田幹幸君 今では長銀の粉飾決算というのはもう明らかになつたわけですが、当時についてはそれは御存じなかつた、こういうことです。

しかし、おかしいと思うのは、その長銀の不良債権を甘く査定しておる、それから不良債権の飛ばしに使つた受け皿会社の存在も把握してい

た、こういうことを当時から既に言われておるわけです。

とりわけ、それよりさらに前、九六年の大蔵検査の際に、長銀は回収不能債権が一兆円を超すと任な形で進められたとしか言いようがない。いかに金融システムの安定云々という大義名分があつたとしても、当時の金融機関安定化緊急措置法、これに基づいてもおかしかつたじゃないですか。

○國務大臣(小淵恵三君) 先ほど申し上げました

ように、長銀の内容については、当時の公的なそ

れぞれの調査機関が示されておる数字そのものを信頼する以外になかったわけでございまして、私

とて、当時の長銀の内容について、今にしていろ

いろ不良債権を含めて実態が明らかになりつあ

りますけれども、承知をしておらなかつたこと

は、これはやむを得ないことではないかと思って

おります。

○池田幹幸君 これだけ大きなことをやむを得な

いふうに言つておられるは、どういうふうに聞いておりま

すけれども、これが結果としては不良債権隠しの合併を進めようとした、そういうことになるので

あります。この責任については重大だというふうに

お考えになりませんか。

○國務大臣(小淵恵三君) 当時の経過につきまし

ては、金融監督庁長官もお見えでござりますか

ら、改めて御答弁もいただけたらと思いますが、

当時としては、日本の金融システムが崩壊をする

のではない、ということは、これだけの金融機

関がありそめにもばたばたと倒れるというような

ことになりましたら大変なことになる。それを救

濟するといいますか、それに対応する手法として

の二法がまだ成立しておらない段階におきました

て、あらゆる手段でそれが生き延びていくと

いうことが必要であるということは、これは手を

もくそつと段階では長銀が関連ノンバンク向け不

良債権を甘く査定しておる、それから不良債権の

飛ばしに使つた受け皿会社の存在も把握してい

た、こういうことを当時から既に言われておるわ

けです。

とりわけ、それよりさらに前、九六年の大蔵検

査の際に、長銀は回収不能債権が一兆円を超すと

任な形で進められたとしか言いようがない。いかに

金融システムの安定云々という大義名分があつ

たとしても、当時の金融機関安定化緊急措置法、

これに基づいてもおかしかつたじゃないですか。





○池田幸吉君 それにしても、それぞれの銀行から大体目標を出してくれということとでとつてやつたわけでしょう、ことし三月のスタート時点の見込み数字は、それを達成していなかつた。達成していくなかつたならもつこれで何も問題ないんですね。全然問題にしないんですか。だったら、今一度、来年になつて、ことしの三月に比べて来年の三月また未達の銀行が出てきた、あるいは半年間でもいいですよ、未達の銀行が出てきた、どうするんですか。

したがって、これからいろいろオローラップをして計画の実現を求めていくわけですが、これは何も借り手である中小企業の立場からだけその実現が求められるということよりも、金融機関自身がそこから収益を上げ、そして私どもにとりましては回収の原資を積み上げていくという必要性から求められていることでありまして、私どもとしては「これは無関心ではいられない」ということで、そのような状況が現出する場合にはできる限りそこに一番適合した措置を今後とていく、こういうことを申し上げておきたいと思います。

○池田幹事長 後者については、それは銀

行なんだから「当たり前で、自分からもうけるため」にやらなければいけないことですよね。今、これをやろうとしているのは貸し済り対策なんですよ。中小企業への貸し済りを減らそうじゃないか、中

小企業への貸し付けをやしてくれ、ふやしなさくいということでやっていることなんですから。スタートの時点でもう、今非常に経済が大変なとき

だからこそスタートの時点でもう少しあげようとしてやつてきたわけでしょう。それを達成しなかった。達成しなかつたらそれはそれで仕方ないなということ終わるということは、私が先ほど質問したのは、そういう姿勢だと、ことしの三月に比べて来年四月あるいは半年後、未達だというときにはどうするんですかと伺つたんです。達成しないでもおとがめなしですか。何にもそれを規制する手ではないんでしょう。そんなことだつたら、幾らこれをやつたって、言うことを聞かないければ、はいそれはそのままということになつてしまつんじゃないですか。余りにルーズじゃないですか。

○政府委員（森昭治君）お答え申し上げます。

先ほど委員長が御答弁なされましたように、この三月末に比べまして来年の三月末、十五行合計で約三兆円の増額、各行の見込みの合計がそうなつております。

今御質問の趣旨は、それが各行ごとに達成されなかつた場合にどうなのかといふ御質問と理解されますけれども、基本的にはそれを達成すべくフォローアップの過程において努力を促していくということござります。

仮にも達成されなかつた場合にはどうなのかと、いう御質問かと思いまますけれども、それはそこには至る原因と申しますか、どういう過程をたどつて達成できなかつたかと、ということについて我々は查明させていただきます。それが経済全体の予想がない落ち込みによる資金需要の減とかそういうやむを得ない事由であるのか、あるいは各行がその努力を怠つたのか、それによる違ひをも我々は考慮しなければならないと考えております。

○池田幹幸君 何にも答えていいじゃないですか。天変地異か何か知らぬけれども、各銀行の個別の理由に屬さない理由によってなつたんじゃないいるんですよ。何にもやる手だてがないでしょ。それじゃ余りにもルーズじゃないですか。

○國務大臣(柳沢伯夫君) 今、先生のお話の前提は、計画経済でございましたらそれはそういうことも可能かと思います。しかし……(発言する者あり)いや、私どもは、計画の未達が私にとって納得のいかない事情からきており、今まさに先生が指摘するような、貸し出しの増加が期待できる環境でありますながらそういうことをしていいという場合には、我々には我々のいろいろな手段がありますから、法令上の許された一番適切な手段を講じていく、こういうことを申し上げている次第であります。

○池田幹事君 法令上でやるといったてやりようがないでしよう。健全化計画に盛り込んだ、達成できませんでした、どうされるんですか。やらないで下さい、あるいはペナルティーをかける。何かおきるんですか。

もう時間がなくなつたからいいです。ともかく、計画経済とかそんななんじゃないんですよ。それだったら、何で経営健全化計画を出させんのですか。余りにもばかげた答弁ですよ、そんなのは。そういう答弁は私は答弁としては受けません。

もう時間もなくなつてしまひましたので次に進みたいんです。まだもう一つあるんですよ。要するに、分けたことがどうかということについての、さらには、次の問題に移っていただきたいと思います。

次に、消費者保護の問題です。

消費者保護についてはいろいろトラブルが起つて大変な状態になつております。さまざまなものによる消費者被害問題が深刻になつてきています。これからビッグバンが進んでいきますと、ますます新しい金融商品が出回つて被害者もふえてくるということが予測されます。

そこで、金融行政にも消費者保護の視点が求められているわけなんですが、大蔵省が金融行政を所管していた当時、金融被害の対応については法律ではなく通達やついたわけですね。通達では、大蔵省の地方窓口、財務局で金融機関に対す  
る苦情を受け付けたときは、金融機関に対し取引内容について説明を求め、申し出られた苦情につ

いての見解等を聽取する、金融機関側に行政指導基準等に照らした不公正な取り扱いを行っていると認められる場合は金融機関を指導して是正させること、こういうふうになつておきました。この通達について、今どのような取り扱いになつておるでしょうか。

○政府委員(日野正晴君)　お答えいたします。金融機関に関する苦情相談につきましては、自己責任原則のもとに金融機関みずからが適切に対応すべきものでございまして、金融機関やあるいは金融機関の協会等の窓口における苦情相談体制を整備していくことが必要と考えているところでございます。

こういった観点から、金融監督庁をいたしましては、昨年九月に「金融機関に関する苦情相談窓口の周知等について」というものを発表させていただきました。ここで、金融監督庁をいたしましては、所管金融機関の協会についての苦情相談窓口の一覧を財務局等を通じて颁布するほかインターネットに掲載する、あるいは各協会に対しても傘下金融機関等を通じて苦情相談窓口の広報を求める、金融監督庁としては各協会から毎月苦情相談の実施状況についての結果報告を求める。それから、先ほども御答弁申し上げましたが、苦情の円滑かつ迅速な処理を行うための音声自動応答システムというものを設置させていただきました。

先ほど、通達はどうなつてているかというお尋ねでございますが、これは大蔵省当時に、昨年六月になりますが、この六月の通達が改正されまして、金融機関に関する苦情相談を受けた際には、当局として個別取引に関して仲裁を行う立場になつことを明確に伝えるとともに、必要に応じ金融機関及び金融関係団体の相談窓口を紹介するといふ、こういった事務ガイドラインが定められたところでございます。金融監督庁をいたしまして、このようないふべき考え方をそのまま引き継ぎましても、このような考え方をそのまま引き継ぎまして、現在苦情相談対応を行つておるところでござります。

○池田幹幸君 三分お答えになつたんだけれども、前の二分は先ほどの話で全然関係のないこと、残りの一分だけでちゃんとお答えをいたいだいた。これは私は非常に残念なんです。もう時間が少ないのでそういうお答えはやめていただきたいのです。

要するに、大蔵省通達はなくして金融監督庁がこういう新たな通達を出しました、こういうことですね。

この金融機関の相談窓口はどういうものかと  
いうと、これは銀行によらず相談所という形で設け  
られており、銀行協会に設けられております。  
すけれども、結局ここに消費者代表なんかは入っ  
ていないんです。銀行側の方だけなんです。だか  
ら、貢献をこなしておる銀行に行つて貢献がります。

るなと言つたって、そんなもの相談に乗つてくれ  
るわけないじゃないですか。そういうところに行  
けというのが今の金融監督庁のやり方なんです。  
されいですね、言葉は。自己責任の貫徹ですか、  
自己責任。金融被害を見ても、消費者の方は本當  
に情報が少ないわけですよ。取引関係だって対等  
平等の取引なんて言えないです。プロとアマの関  
係ですから、赤子の手をひねるようになられてい  
るわけだ。そういうことで、相談に行く、行つた  
ら受け付けてくれない、こういつたことが今起  
こっているわけです。金融監督庁はまさにそのと  
おりの指導をしているわけです。

す。しかし、実際にやつてきたかどうかは、これは別問題ですよ、実際にあつたかどうかは。これは実際に調べてみますと、金融機関による被雪救助を大蔵省に訴えていってもほとんどまともに聞かれてなかつた、金融機関への指導もやろうとしたしかつたという声が聞かれます。しかし、少なくとも体制上はこれがあつたわけです。苦情を受け付

けて訴えに基づいて調査をする、それから是正の指導を行うと、ちゃんと決めていた。今度はそれをなくした。結局、國民にかかるサービスを切り捨てる。これがいわゆる小さな政府、行政改革の本質です。これがここに本当によくあらわれていると私は思います。

いろいろ聞きたいのですけれども、次の問題もあります。この問題はそれで終わらせたいと思うんですけれども、不良債権の先送りとか貸し渡り、消費者保護と、こう見てきたわけですが、結局、国民が金融行政改革に求めてているのはこういった銀行甘やかし行政ではなくて、政官財の癒着を断ち切ること、銀行を厳しくしつけるということだと思います。しかし、やってきたことは今言ったようなことで、全く甘い、甘やかしもいいところだというふうに思います。しかも、公的資金まで投入してやる。これでは結局金融監督庁が金融庁になつていったとしても同じようなことが起こるんじゃないかと思うんですね。

大本、柳沢さんなんかは、まだ長官になる前、

二年前の九七年には、この金融監督局が設置されるときに質問して、企画部門と実施部門の分離よりも、それも大事だけれども検査と監督を分ける方がもっと大事だよ、という主張をしておられました。

た。この検査・監督はちゃんと分かれてきたけれども、金融監督庁がでてきた、再生委員会ができるしかしある進んでいないじゃないですか。もう今話したような形ですよ。金融監督庁なんてやることもやめちゃったというわけです。大蔵省がやっていたことすらやめちゃった。せっかく監督を分離して、分離したらよくなるのかと思つたら、そこでやらなくなっちゃったというんでしょ。こんな見事な起きているうですね。

今度、金融庁ができる、そこに企画立案が行く。こうなると、柳沢再生委員長なんか自己矛盾のじゃないですか。今度は企画部門までくつついちゃう、検査も監督もくつついちゃう、全部くつついちゃうじゃないですか、一つに。それが今度の省庁再編にあらわれている金融庁問題です。

それはちょっと余談なんですねけれども、結局そういうことになってしまって、なぜこんなことが起こるのか。私はやっぱりその背景に太田総務庁長官が言われた政官財癒着の問題、こ

してそこで議論されることもみんなが注目することになるわけでありますから、それがまさに全國民を代表する国会で指名された総理の政治責任そのものであるということになります。

総理のリーダーシップを強めるといつそちらの方針で出されてきたことなんだけれども、しかしながらこの経済財政諮問会議というのは余りに大事なことをやるんですね。経済・財政の運営の基本、予算

編成の基本方針等々、重要な経済策課題を全部ここでやるわけです。ここで案を作成して閣議にかける、こういう形になるわけです。閣議にかけるときは、議長が総理大臣なわけだからまさにそのまま通つていっちゃう、ほとんどそのまま通ることになりますね。

今、総理大臣のリーダーシップと言われたけれども、結局、法的には総理の権限だからどんどんできる。そうすると、総理が高潔な人物であればそうでない人であれ、仕組みの上で勝手な選び方が

できないようにしておくというのが民主主義の必要なことだと思うんですよ。

それは閣議で決定すると。それはいろいろありますよ、国会でのチェック機能をまた別につくっておこう、いろいろあるでしょう。しかし、これ

は最終報告書でも言っているけれども、いろいろなところで、いわゆる抑制均衡のシステム、こういったものはつくっていかなければいかぬのだ」と、あなた方の最終報告書でもこれを言っている。

そういうことを見るときに、このやり方でいくと、結局私は財界からの人をどんどんどんどん入れていくことになるんじやないか。特に、私が非常に注意したのは行革会議、ここでこれを決めて

きたわけだけれども、つい最近の「経団連くりつぶ」を読みますと、そこでは大変なことを自画自賛しています。経団連の産業本部長が書いているんだけれども、中央省庁再編法案は経団連の豊田長がこれをリードしてやってきた、その監視のもとにこれをやってきたと言つて、そして今度、議

員の構成の面でも産業界に配慮されることになります。

これは、総理が選びますと、一方的に財界に偏った人を選びませんと衆議院の答弁でも言っています。しかし、選ばれる側の財界はやっぱり財界代表という気持ちでこうやって出てくるんですね。こういった選び方ということはする。小渕総理、二〇〇一年に総理をやっておられたら、まずあなたが最初に選ぶわけだ。

○委員長(吉川芳男君) 時間でございます。

○池田幹事長(小渕恵三君) 議会制民主主義の中で選ばれた責任ある内閣総理大臣として見識を持つて対応されると思います。

○照屋寛徳君 社会民主党・護憲連合の照屋寛徳でございます。何点か質問をさせていただきたいと思います。

○國務大臣(野呂田芳成君) 議会制民主主義の中では、終わります。最後にそれだけ御答弁してください。どう考えますか。

○池田幹事長(小渕恵三君) 議会制民主主義の中では、終わります。最後にそれだけ御答弁してください。どう考えますか。

○國務大臣(野呂田芳成君) 議会制民主主義の中では、終わります。最後にそれだけ御答弁してください。どう考えますか。

○照屋寛徳君 社会民主党・護憲連合の照屋寛徳でございます。何点か質問をさせていただきたいと思います。

○國務大臣(野呂田芳成君) 議会制民主主義の中では、終わります。最後にそれだけ御答弁ください。

○照屋寛徳君 社会民主党・護憲連合の照屋寛徳でございます。何点か質問をさせていただきたいと思います。

○國務大臣(野呂田芳成君) 議会制民主主義の中では、終わります。最後にそれだけ御答弁ください。

○照屋寛徳君 社会民主党・護憲連合の照屋寛徳でございます。何点か質問をさせていただきたいと思います。

○國務大臣(野呂田芳成君) 議会制民主主義の中では、終わります。最後にそれだけ御答弁ください。

○照屋寛徳君 社会民主党・護憲連合の照屋寛徳でございます。何点か質問をさせていただきたいと思います。

○國務大臣(野呂田芳成君) 議会制民主主義の中では、終わります。最後にそれだけ御答弁ください。

○照屋寛徳君 社会民主党・護憲連合の照屋寛徳でございます。何点か質問をさせていただきたいと思います。

用実態を考慮し、土壤分析調査、油分の含有量調査及び不発弾探査を実施した次第でございます。

土壤分析調査の過程におきまして、返還土地に所在する油送管のバルブボックス、これは二ヵ所あります。その二ヵ所のうち一ヵ所から土壤環境基準を超える六価クロムが検出され、もう一ヵ所から同基準を超える鉛が検出されたため、さらに詳細な調査を実施し、当該箇所の直下部及び周辺部をボーリング調査した結果、いずれも物質は検出されなかつたという経緯であります。

検査を委託しましたのは専門業者の南西環境研究所でございまして、まず油送管部分の二ヵ所のバルブボックス底辺の土壤、これは深さが十五センチぐらいであります。ここから土壤基準を上回る鉛、これは環境基準が一リットル当たり〇・〇一ミリグラムでありますけれども、検出されたのは〇・一二ミリグラムであります。六価クロムは環境基準が〇・〇五ミリグラムでございませんが、検出されたのは〇・〇七ミリグラムでございます。

そこで、ただいま申し上げましたとおり、この深さ十五センチのところだけではなくて、直下部と周辺部分を詳細にボーリング調査した結果、いずれも有害物質は検出されなかつた次第でござります。一部報道にカドミウムが出たという沖縄の新聞記事がございましたが、これは六月二十四日でございますが、カドミウムは全く検出されていない。報道が誤りであったのであります。

また、油分の含有量調査について、油分は検出されませんでした。また、不発弾探査についても、不発弾は発見されなかつた次第であります。

なお、調査で採取した汚染土壤につきましては、土壤分析調査を依頼した南西環境研究所が現在保管しており、今後環境庁の環境基準に基づき適切に処分することと存じております。

○照屋寛徳君 長官、環境調査の結果、防衛施設は六月初旬にも報告書を受けておった、しかしながら引き渡しをするその当日まで沖縄県や地元の関係地主に一切連絡をしなかつた。なぜ連絡がおくれたのでしょうか。そのことを端的に教えてください。

○國務大臣(野呂田芳成君) 那覇防衛施設局は、今、委員が御指摘の六月初旬じゃございませんで、六月十七日に調査を受注した業者からバルブボックス底部で土壤環境基準を超える六価クロム等が検出された旨報告を受けましたので、もっと詳細な調査をしよう、こういうことでボックスの下の部分とそれから周辺部分につきまして詳細な調査を行う必要があると判断し、翌十八日、受注者は二十日、二十一日に詳細な調査を実施し、二十三日に分析の結果が判明したわけでありますので、その翌日、引き渡し予定日である二十四日に公表することとなつたわけであります。

○照屋寛徳君 野中長官に一点お伺いをいたします。

地位協定四条によりますと、返還される軍用地をもとどおりにする義務も、それから補償する義務もアメリカ軍には課されていないわけであります。したがつて、かねてより沖縄県では、国が責任で返還軍用地の事前の環境調査を実施して、そして環境浄化を確認して返還実施計画をつくるべきであるというふうに言つております。そして、今回のいわゆる車転法の中にもその趣旨を盛り込んであるわけであります。

問題は、今度の嘉手納弾薬庫地区の返還に際して、地主は再調査を今防衛施設庁に要求して、そして返還の受領を拒否しているわけです。受領書を提出していないわけです。しかしながら、防衛施設庁は、もう返した、しかもこれ以上再調査の必要もないのだ、こういう言い分でございましたが、なぜだか、その結果の詳細についてお教えいただきたいと思います。

○國務大臣(野呂田芳成君) ただいま委員が御指摘になりましたとおり、三月二十五日に返還された嘉手納弾薬庫地区の一部土地につきまして、私どもは返還後の跡地利用に支障が生じないよう、原状回復の一環として、米軍による施設の使

てはどういうふうにお思いになつておられるか、お聞かせをいただきたいと思います。

○國務大臣(野中広務君) 先ほど嘉手納の弾薬庫地区の一部返還の土地におきます土壤汚染問題につきまして、防衛庁長官から詳細に御報告、御答弁があつたところでございます。今回の調査の結果、有害物質調査につきましては、米軍による施設の使用実態を考慮し所要の調査を適切に実施しましたものであります。再調査を行う必要は私どもとしてはないと考えておるわけでございます。

残念ながら、防衛庁長官からも話がありましたように、返還を行つたためのいわゆる軍用地主との会合を二百八名の皆さんに御案内申し上げ、百五十名の皆さんが出席をしていただいたその朝、沖縄タイムスが御承知のようにこの中にいわゆる一切なかつたカドミウムが含まれておつたといつたような報道がありましたが、地主間に動搖が起きたことは私どもも承知をしておるわけでございます。しかし、那覇防衛施設局がこの調査結果を資料をもつて詳細に説明いたしました結果、この返還地を引き渡すことに一応の御理解がいただけだと承知をしておるところでございまます。説明会におきます他の地主の個々の要望につきましては、引き渡し後の原状回復措置の中で適切に対応をしていかなくてはならないと思うわけでございます。

いずれにいたしましても、政府といたしましては、米軍基地の返還に伴いまして生ずる環境問題は、米軍基地の返還に伴いまして生ずる環境問題等につきましては、関係者の不安が解消されるよう誠意を持って適切に対処していくことが重要なことであると認識をしております。

○照屋寛徳君 それでは総理に、基地問題それからサミットの問題等について質問をいたします。

総理は、ドイツのケルンにおける日米首脳会談で、アメリカのクリントン大統領と沖縄の基地問題についてどのような話をされたか、お題についてどのようにお話し合いがあったのか、お話を聞かせていただきたいたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) 先般、ケルンにおきましてサミットの折、日米首脳会談を行うことができました。(この際に、沖縄の基地問題についても、私からSACOの最終報告の着実な実施について引き続き日米間で緊密に協力していくべきでした。これまた緊密に協議していく旨発言を申し上げました。これに対しクリントン大統領から、来年のサミットが沖縄で開催されるのは大変結構なことである、基地問題に関しては進展を期待しているとの趣旨の発言がございました。

○照屋寛徳君 総理がお帰りになるまでの間、多くのマスコミ報道によりますと、その際にクリントン大統領は総理に対して、沖縄サミットまでに普天間飛行場の移転などの大幅な進展を求めた、あるいは迫った、こういうふうに各紙が、各マスコミが報じておったのですが、それは事実なんでしょうね。

○國務大臣(小淵恵三君) 各マスコミの報道ぶりについてすべてを掌握しているつもりはありますけれども、私が申し上げたような趣旨がございませんが、私としては、この沖縄の基地の問題について、政府としては努力をしておるということをございました。それに対してクリントン大統領は、そうした方向についてさらに日米間で緊密に話し合いをしながらその努力を多としていきたい、こういうこととありました。

○照屋寛徳君 きょうの本会議でも、私は緊急にクリントン米大統領の去る二十五日の記者会見における発言を取り上げましたけれども、ケルンにおける日米首脳会談でクリントン大統領が沖縄に行くことを楽しみにしている、そして沖縄開催を決定した総理の英断を高く評価をした、こういう報道がございました。そして、先ほど申し上げましたように、沖縄サミットまでに普天間飛行場の移転などの大幅な進展を迫った、こういうふうなことわざがありました。ところが、二十九日の記者会見では、基地問題が未解決な状態で

沖縄に行きたない、要するにサミットまでに普天間飛行場の移転問題に決着をつけるように、こういうふうなことを大統領が述べたと。つまり、サミット出席のために沖縄に到着するまでに残るすべての問題解決ができるようには希望した。見方によつては、アメリカ政府が来年の七月の沖縄サミットを普天間飛行場の移設・返還問題の事実上の期限とみなした、こういうふうにも受けとめられるわけあります。

今、このクリントン大統領の記者会見における発言をめぐっては、開催予定地の名護市長も大変驚き困惑をしている、こういうことをマスコミに語っております。多くの県民がそういう思いをしておるのではないかと思うわけです。サミットを機に沖縄から世界に平和を発信したい、こういう県民の願いが、この発言によって、またぞろ基地とサミットがリンクをするような、そういうふうな大統領の発言で今大きな混乱を招いているわけであります。

改めてお聞きしますが、普天間飛行場の移設・返還問題、これについて事実上の期限を付した、こういうふうにはお思いになつていいんでしょうか。またそうであれば、このサミットと普天間飛行場返還問題について現段階で政府としてはどのような基本的な考え方を持っておられるのか、お答えいただきたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) クリントン大統領は普天間の問題が解決しなければ沖縄に行かないなどということを先生どこでお聞きになつたか、どうでござらんになったか知りませんが、さようなことは私は一切お聞きをしておりません。

先ほど申し上げましたように、SACOの問題について日本政府としても最大限努力をしておるということをございますし、米国としても、そうした方向に向けてよき方向が生まれることは望ましいと、こう申し上げておるわけでありまして、今、先生のようなお話をされたということを前提にして世論が形成されるということになると大変な私は誤りになると思つております。その点につ

いては、クリントン大統領のその後の記者会見について、今日先生からも本会議でお尋ねをいただきました答弁のとおりでございまして、普天間飛行場の移設・返還問題を含めまして沖縄の基地問題について、明年のサミットの沖縄開催との関係はなく政府といたしましてはその早期の解決に努めてきているところでございまして、クリントン大統領が沖縄サミットと引きかえに普天間問題の解決を迫ったなどということは全く我々は解釈をいたしておりません、記者会見につきましても。○照屋寛徳君 これは、総理、もちろん私が記者会見の場に同席していたわけじゃありませんよ。ところが、この問題についてはもう連日のように地元紙でこの記者会見における大統領の発言要旨含めて詳細報道されているわけですよ。現実に、またそのことによって県やそれから名護市なども非常に困惑をしているわけです。

私は、沖縄の基地問題の解決というのは、県民感情を無視して日米両政府で頭越しに決着を図れるような問題じゃないと思うんですね。そういう意味でも、もしそれが一方的なアメリカ大統領の発言であるのであれば、やはり県民、国民党でありますから、私は毅然とした政府の対応を強く求めておきたいというふうに思っており

ます。

次に、沖縄で来年七月二十一日からサミットが開かれるわけでありますが、御承知のように沖縄県は明の時代から中国と四百年ないし五百年にわたる交易、交流の深い歴史を刻んできたわけになります。それで県内でも、この九州・沖縄サミットを名護市で開催するときに中国をオブザーバーとして招待することについて日本政府が積極的に働きかけたらどうだろうか、こういう意見が多數あるわけであります。中国のオブザーバー参加、招待ということについて総理のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) サミットは共通の価値により結ばれた主要な民主主義工業国の中なりであります。外の世界に向かって閉ざされてはな

らず、これまで我が国はサミット前後に中国との対話を実施してきたところでござります。他方、中国のサミット 자체へのオブザーバー参加につきましては、中国が希望するか否かの問題もありますが、一般論として申し上げれば、参加国の拡大につきましては、オブザーバー参加も含めメンバー間の議論や政策協調の有効性を基準として細心の検討が必要と考えております。現時点におきましてはそのようなことを考慮することにはならないかと存じます。

○照屋寛徳君 外務大臣に一、二点お伺いをいたします。

先ほどはサミット開催、普天間基地の移設問題との関係でクリントン米大統領の発言を取り上げましたけれども、齊藤駐米大使が六月二十二日の記者会見で、来年の九州・沖縄サミットの沖縄県名護市における開催と関連して、サミットが近づかないうちに普天間飛行場返還問題の実質的な進展を見たいと希望している、こういう発言をされました。すなわち、沖縄サミットの前に普天間問題の大幅進展が図られることに強い期待感を表明したというふうな趣旨の新聞報道が地元紙でも大きく報じられておりました。また、クリントン発言と絡んで、齊藤大使の発言こそが日本政府の本音ではなかろうか、こういうふうに論ずるマスコミもあるわけであります。この齊藤駐米大使の発言について、大臣はどういうふうに受けとめていらっしゃるんでしょうか。

○國務大臣(高村正彦君) 二十一日の齊藤大使の記者会見でありますが、その記者会見におきまして齊藤大使が述べていることではあります。基地の話と沖縄サミットは直接には結びつかない話だ、それが日米両政府の考え方だ、サミットがあるなしにかかわらず、基地問題の解決、特にSA COの合意の早期実施に向けて全力を挙げてやっていくべきであり、今の日米政府間の行うべき作業の最も重要なものの一つだと認識している、こういうふうに齊藤大使は明確に述べているわけであります。

これがまさに日本政府の本音でありまして、普天間飛行場の移設・返還問題につきましては、政府としてはこれができるだけ早く解決できるよう努める等、SACO最終報告の着実な実施に向けて全力で取り組んできたところであります。そのような意味で、普天間飛行場の移設、返還問題は、来年の九州・沖縄サミットの開催と直接関連するものではありません。

政府といましては、今後とも福岡県事を初め県や地元の御理解と御協力を得つつ、本問題の解決に向けて最大限努力していく所存でございます。

○照屋寛徳君 今、外務大臣の御答弁をいただきましたけれども、地元の県やそれから市町村や多くの県民は、このサミットと普天間飛行場の移転問題がリンクをして、そして早目に早日に決定するようなどうことで眞に對して圧力が一段と強まるのではないか、こういうふうに心配をしているわけであります。フォーリー駐日大使も、ことじゅうに普天間飛行場と那覇空港問題で目に見える進展を達成できることを望みたい、こういうふうな趣旨のことを毎日新聞とのインタビューでも述べておられるわけですね。

私は、せっかく沖縄で今世紀最後のサミットが開催されるわけでありますから、基地問題と絡めてはいけない。そして、世界の首脳に基地沖縄の実態をつぶさに見ていただき、沖縄の歴史や文化や人情に触れていただく。その中から、沖縄から世界へ向けて平和が発信できるようなどういうサミットにするべきである、してほしいということを強く申し上げておきたいと思ひます。

衛星の目的、機能、受信局を何所所つくるのかなどについて御答弁ください。

○政府委員(杉田和博君) お答えをいたします。

情報収集衛星は平成十四年度末を目指し現在計画中でありますけれども、まずその目的とするところは、専守防衛を旨といいます。我が国に対する安全、これの脅威をできるだけ早く察知をする、そういうたいわゆる大規模な災害等の危機管理、さらには、また、いわゆる安全保障上の観点、さらいうものの情報収集をするということが目的であります。

そこで、今考えております仕組みでありますけれども、現在考えておりますのは、情報収集衛星四基の打ち上げを今検討いたしておりますけれども、この四基の情報収集衛星と、いわゆる地上のシステムといったしましては、まさにこの衛星を管制、さらにまた運用、画像分析、こういうものをいたします中央センター、そしてこれを支援するサブセンター、このほかに、情報収集衛星といふのは周回衛星でございますから、できるだけ幅広くこの衛星と直接通信をするという必要がござります。したがいまして、日本列島の南北に受信局を一つづつ置きたい、こういうことを今考えておりまして、現在その用地、どういうところが適当であるか、さらにまた適当であってもコストがどのくらいかかるのか、そういうことを総合的に検討しておる段階でございます。

○照屋寛徳君 この二ヵ所つくるという受信局の一つが沖縄を予定している、こういうことはありませんか。

○政府委員(杉田和博君) 今申し上げましたとおり、幅広く直接衛星と通信できるというのが望ましいわけでありまして、そういう意味では南北のいいいか、まさに検討調査をしておる段階であります。まだどこと決めたわけではございません。

○照屋寛徳君 これまでの内閣の担当者は来ておりませんので先に進みますが、情報収集衛星の問題について、どなたが担当者は来ておられますか。——それじゃ情報収集衛星、いわゆる偵察衛星の受信局の建設問題についてお伺いをいたします。

うことは言える、こういうふうな発言をされたというふうに言われております。

ところで、この衛星なんですかとも、これは軍事面での情報収集、それから災害監視や密入国や不審船に備える沿岸警戒、こういう目的を有していると思うんです。それで、軍事面での情報収集ということになりますと、偵察衛星の受信局で受信した情報というのは日米が共有をして軍事行動に利用される、こういうことはありませんか。

○政府委員(杉田和博君) この情報収集衛星は、我が国が自主的に開発をして、まさに我が国の判断で運用管理するものでございます。

○照屋寛徳君 私は、この情報収集衛星の受信局建設で沖縄が候補地に挙がっている、こういう報道があつて、県内、これは県当局を含めて多くの人が非常に不安を抱いているわけです。ただでさえ在日米軍の七五%の膨大な米軍基地を強いられて、その上に、この受信局は軍事面での情報収集ですから、いざ有事の事態になれば当然このような施設が真っ先に攻撃を受ける、こういう可能性をはらんでいるわけであります。

私は、単に地理的な有利性だけが本当に建設の理由になつてゐるんだろうか、これは災害監視だとか密入国や不審船に備える沿岸警戒という目的もあるのであれば、災害の多い地域があるいは密入国の事件が多発しているところが適当ではなかろうか、それをなぜ沖縄なのか、こういうことを考へておるわけであります。

防衛省の事務次官が、沖縄が候補地の一つだということは言える、こういう発言をしたということがですが、防衛省のどなたが担当者、防衛省はこの受信局の候補地として沖縄を具体的に考えているのでしょうか。

○國務大臣(野呂田若成君) 今、内閣の担当者から御説明があつたわけであります。この情報衛星につきましては内閣を中心に関係省が大変多岐にわかつております。今私どもの次官がどの場所でどういう発言をしたか私は詳細を知りません

が、そういうことを含めて、まだどこにどういう物を設置するかということは全く協議の場にのっておりません。私も全く聞いておりません。

今の委員の御意見も参考しながら、これから政府関係者で十分協議してまいりたいと思っております。

○照屋寛徳君 これまでの内閣の担当者は来ておりません。私は内閣府という非常に強大な組織ができます。それから自衛官庁国土交通省もできます。このチェック・アンド・バランスという視点から十分な装置が内在しているかどうかという観点でございます。

二つ目は、省際的な業務につきまして、例えば土地問題、水問題、大都市問題、これにつきまして十分な調整機能が付与されているかどうか。國家行政組織法第十五条规定されまして形式的な機能の権限が明定されましたけれども、従来国土庁や環境庁が持っていました設置法の中のやわらかな形での総合調整という文字は消えておりまして十分な調整ができるかどうか、若干疑問であります。

それから二つ目は、内閣府という新しい組織を国家行政組織法の外につくってしまった。このために、内閣法、国家行政組織法、各省設置法、さらにそれに加えて内閣府という、非常に複雑な国家行政組織の関係法律になってしまった。この点私はまた後で詳しく質問しますけれども、問題があると思います。

それから四つ目は、二十一世紀を目指した新しい国の形をつくるのだということであれば、国際社会の中で名譽ある地位を占めるという視点がなくてはいけない。そのためにはどうして防衛省を国防省に昇格するような規定を置かなかつたのか。それからさらに、経済協力につきましても、従来から四省庁体制だと、あるいは十省庁か十二省か知りませんけれども、体制だとかというふうなことで、あいまいに、ある意味ではいいけれども、やつてはいたと私は思うんですけども、そういうことじやなくて、経済協力の担当の省あるいは大臣を置くようなことがあっていいのではないか、これは二十一世紀に向けて我が國の形を新しくするために必要な措置じやないかと私は思っております。

五つ目は、先ほどもある委員が質問をしていましたけれども、制度はそれを動かす人によっていろいろと変わっては困るんだと。制度は御承知のとおり極めて理想的につくりますけれども、それを動かすのはそこに任命された役人であります。その場合に、どの人が座つても、どの人が任命さ

れても円滑に運用されるという装置が内包されなければならない。

こういう五つの視点から私は若干の疑問を持ちましたので、いかにこの制度が行政を効率的に進めていく上で、運用するに当たって留意すべき事項は一体何かという視点から具体的に御質問を申し上げたいと思います。

まず第一に、内閣府設置法を国家行政組織法の適用除外としたのは一体何なのだろうか。例えば、十三条で「内閣府に、副大臣三人を置く。」、十四条で「内閣府に、政務官三人を置く。」、十五条で「内閣府に、事務次官一人を置く。」、こういふふうなことを一括して国家行政組織法に規定すれば済むのではないか。内閣府を各省横並びではなく一格上位に位置づけるという説明がなされておりますけれども、これも国家行政組織法の中にその旨を明記すればいいのであって、今、内閣法というものが国家行政組織法と別にあるからといって内閣府を国家行政組織法の別に定めるという積極的な理由はないんじやないかと思うんですが、この点についてまず御説明願いたいと思います。

○國務大臣(太田誠一君) 私の理解では、内閣府は内閣官房を助けて内閣の補佐、支援を行う機関であって、時々の国政上の重要事項に柔軟かつ彈力的に対応できるようにするために内閣官房長官や特命担当大臣等を置き、トップマネジメントの充実を図る、そしてまた経済財政諮問会議などの重要政策に関する合議制の機関を設置するなど、他の行政機関と異なる組織の編成を行うということが必要であるというふうに判断をしてこのようないわゆる他の省庁とは違つ形をとる以上、それと同じ法律の中で処理しようとする国家行政組織法の方がボリュームが大きくなってしまうといふこともあったかと思うのでござります。

○入澤謙君 どうもこの点は、私はだれがこういふふうなことを発明したんだか、あるいは考えたんだかわかりませんけれども、國の法律、特に組織に関する法律というのは簡素でだれが見てもわざいましたが、この立案過程におきまして内閣府につきましては、組織法を準用すべきか、あるいは別に書くべきか、いろいろと法制上の議論はあつたわけございます。内閣府に規定されることの大半は国家行政組織法の中に規定すれば十分なのであります。私はもっと簡素効率的な規定ぶりをするべきじやなかつたかと思うのであります。

そこで、次の第一の質問ですが、しかし既に出された法律ですからそういうことを是認したいたしましても、なぜ改めて国家行政組織法第二条を改正して、國の行政機関は「その政策に付たりして、内閣府を国家行政組織法に規定する」という規定を置いて、また横並びで内閣府につきましてもその政策について、自ら評価し、「という規定を置いたのはどういう意味なんでしょうか。

これはだれが考えたのか知りませんけれども、自ら評価し、ということ、今まで官僚組織がみずから評価して十分客観的な評価が得られるだけの調査結果があつたかどうか、これは過去のいろいろな事例を見てみればわかるんじやないかと思ふんです。官僚組織とは違いますけれども、例えば金融機関の自己査定、これも金融機関の中の官僚組織がやつたものであります。その結果につきましてはみんな惨憺たるものであります。

○國務大臣(太田誠一君) 後から事務局の方からも答弁させますが、私の理解は、そもそも今までの各省庁は、企画立案をし、そしてその所管分野を監督するということをまっしづらに前に進むばかりであつたけれども、その役所自身が冷靜にみずからを顧みると、いう機能を中心を持っていながらいけないということで、私はこの「自ら評価し」という言葉になつたんだというふうに理解をいたしております。ちょっと詳細については事務局長の方から。

かりやすいものでなくてはいけない。今回質問するに当たりまして、国家行政組織法、内閣法、内閣府設置法、それから各省設置法、その中でも特に総務省設置法を読ませていただきまして、これが適用すべきか、あるいは別に書くべきか、いろいろと法制上の議論はあつたわけございます。

その中で、御承知のように国家行政組織法はいわゆる内閣の統括のもとに置かれる機関の組織規定を決めたものでございます。

先生にも内閣府設置法をお読みいただいているわけで御承知と思いますが、今回の内閣府といふのは、一部いわゆる内閣の統括のもとに置かれる行政事務を実施する部門と、それからより重要な部分は内閣官房の補助事務、いわゆる私ども内閣補助事務と言つております。そういうものを所掌するわけでございます。

その内閣補助事務を所掌するということに伴いまして、組織上も内閣府の組織が大変特色のある、例えば特命担当大臣の規定でございますとか、あるいは審議会等と別の重要政策を審議する合議体の規定、そういうものもあるわけでござります。したがつて、全体をどう規定するかという問題があるわけでございますが、そういう内閣府の組織の特殊性に着目しまして、別途内閣府は内閣府としての組織の規定を設けたということになります。

それとの関係でございまして、したがいまして、国家行政組織におきましては組織法のもとでの機関についてみずから評価すると、それから内閣府につきましては、いわゆるその内閣の統括のもとに行われる事務につきましてはやはりみずから評価すると、同様の規定を置いたわけでござります。

先生がおっしゃいますように、第三者評価というのが非常に重要であることは重々認識しているわけでございますが、御承知のように、従来我々が行政組織、まあプランの偏重と言われまして、どうしてもシーザーというのが、評価というのがおろそかになつたと。そういう反省が行革会議でも行われまして、少なくとも一時的にいわゆる企画立案

○政府委員(河野昭君) 先ほど先生から御質問ございましたが、この立案過程におきまして内閣府につきましては、組織法を準用すべきか、あるいは別に書くべきか、いろいろと法制上の議論はあつたわけでございます。

それで、御承知のように国家行政組織法につきましては、組織法を準用すべきか、あるいは別に書くべきか、いろいろと法制上の議論はあつたわけでございます。その中で、御承知のように国家行政組織法はいわゆる内閣の統括のもとに置かれる機関の組織規定を決めたものでございます。

先生にも内閣府設置法をお読みいただいているわけで御承知だと思いますが、今回の内閣府といふのは、一部いわゆる内閣の統括のもとに置かれる行政事務を実施する部門と、それからより重要な部分は内閣官房の補助事務、いわゆる私ども内閣補助事務と言つております。そういうものを所掌するわけでございます。

その内閣補助事務を所掌するということに伴いまして、組織上も内閣府の組織が大変特色のある、例えば特命担当大臣の規定でございますとか、あるいは審議会等と別の重要政策を審議する合議体の規定、そういうものもあるわけでござります。したがつて、全体をどう規定するかという問題があるわけでございますが、そういう内閣府の組織の特殊性に着目しまして、別途内閣府は内閣府としての組織の規定を設けたということになります。

それとの関係でございまして、したがいまして、国家行政組織におきましては組織法のもとでの機関についてみずから評価すると、それから内閣府につきましては、いわゆるその内閣の統括のもとに行われる事務につきましてはやはりみずから評価すると、同様の規定を置いたわけでござります。

先生がおっしゃいますように、第三者評価というのが非常に重要であることは重々認識しているわけでございますが、御承知のように、従来我々が行政組織、まあプランの偏重と言われまして、どうしてもシーザーというのが、評価というのがおろそかになつたと。そういう反省が行革会議でも行われまして、少なくとも一時的にいわゆる企画立案

する部門がやはりみずから評議會で、その評議會の上に企画立案すると、そういうサイクルを今回確立すべきであるということで、このような規定どおりになっているわけでございます。

○政府委員(河野昭君) ここで申します評価といいますのは、各省官廳の事務がいわゆる内閣の統一的な政策のもとに行われているかどうかという観点からの評価でございます。したがって、内閣の補助事務についてはそういう意味での総務省における評価は及ばないということをございます。なお、それ自体についての当然内閣府の中です評価は御自分で行われるかもしれません、少なくとも総務省の評価は内閣の補助事務には及ばないということをございます。

○入澤謹君 ここで注意しなくちゃいけないのは、私は内閣府というのは国家行政組織法と別に制定され、しかも上位官廳であるということですので、しかも評価が及ばない権能を持つということになりますと、この組織は運用の仕方いかんによっては大変強大な権力を持つようになる。

今まで大蔵省が大きな力を持つていたとは、大蔵省に主税から主計から國稅からいろいろな権限が集中していたということで、それが長い間繼續しているうちに各省が頭を下げて、要求官廳が調整官廳に対しているのとおべつかを使わなければうまく予算がこれないというふうなことになりますと、そういうことで官僚組織がおかしくなってしまったということだと思うんですけども、これは私も自分でやつてみたから、そういう経験があるからわかるんです。

だけれども、今度のように組織規定で全く別世界をつくってしまうということになりますと、これは大変なことになります。これは、例えば内閣府の役人の任命におきまして、今、内閣官房副長官の事務担当は、長い間のいろんな経験から大蔵省出身、通産省出身のようなところから置かない、厚生省や労働省から置いて中立的に公平にバランスをとつて事務処理をするんだということであのうな人事が行われているというふうに石原元副長官自身がおっしゃっているわけです。

今回は、こんなに強力な権限を持った内閣府を設置されるとすれば、内閣府に配属される人事をとつて事務処理をするんだということであのうな人事が行われているというふうに石原元副長官自身がおっしゃっているわけです。

今だつてできるんです。今の内閣法だつて私は十分に發揮できると思うんです。

今度は新聞報道によりまして、私はその新聞報道と設置法とを比べてみたんですけれども、新聞報道で、改めて内閣総理大臣が閣議で発議できるのなんて書いていますけれども、そんなことはないので、内閣法を見れば内閣総理大臣はいつだって全権を持っているわけですから、いろんなことを発議できるわけです。今度新聞で出されているのは、内閣府に係る主任の行政事務について、つまり内閣府設置法の第七条第二項に書いてある事務について発議するということがつけ加わっただけです、これは従来だつてやつていることなんです。要するに、既さらば内閣総理大臣の権限を強化ということが言われていますけれども、今だつて大変な権限を持つていて、その大変な権限を持つてているのをさらに事務組織において別の権力が及ばないような組織をつくつてしまつて、これについては運用に非常にこれから問題があるんじゃなかつて、これが従来だつてやつていることなんですね。

ぜひ人事とか役人の任命について、もしお考え下さい。あつたらお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(太田誠一君) 今、入澤委員が言わわれる点はないわけではないと私は思います。

ただ、そういう自明のことであるというふうに言い始めると、例えば今度、國民主権の理念といふことをわざわざ内閣法に盛り込んだわけでありますけれども、なぜそんなことに執着したかといえば、憲法に書いてあるから当たり前のことだ、そうなつてはいるはずだと、こういうふうに言うけれども、そこは、改めて具体的な法律の中で確認をしておかないとその法律の精神はそのようにならないということが私はあると思うのでございます。

総理大臣の権限にいたしましても、内閣法の書きぶりというのは、私はそんなにすつきりしてない、大変何か奥歯に物の挟まつたような文章が随所に出てくるわけでありまして、それを全部

た思いを持っておられる方もたくさんいるわけですがございますから、全部がそうはならない。そうすると、この発議権をなぜここで入れようとしたのかというときに、例えば閣議を経なければ内閣は行政権を行使できないと、何でそんなことを書くんだらうかと私はそこを思います。

そうしたら、内閣総理大臣の権限の行使についてさまざまな制約的な言葉遣いがなされている中で、あえて発議権というものをそこで書く、そして、その発議権の内容を立案するのを助けるために内閣府というものをつくる、そしてその内閣府にほかの省庁とは違う一格上の強い総合調整の権限を与えるというのは、確かに何も問題がないわけじゃないけれども、その気持ちは何か非常にわかるんです。

○入澤謹君 気持ちはわかるんですが、組織というのには特に厳正にきちんと書かれなくちゃ私はいいかねと思うんです。そういう意味では、この内閣府設置法に基づいて、これからどのような人事をなされ、どのような仕事がなされるかにつきましては、これは行政監視委員会等で十分な監視をし続けることが必要不可欠であるというふうに私は思います。

それから、非常に細かいことでござりますけれども、今度の内閣府の条文を読んでいまして、ついでに内閣法を読み込んでみました。国家行政組織法と別に定めるものだから、ダブって書いていますね。ダブって書いている中で、どうしても論理的に整合性がない、あるいは論理的に間違っているけれども十分整理されていない部分が残るんですね。我々が例えば農林省に入る、農林事務官といふのはその昭和二十一年の勅令第一八九号によつて辞令を受けるわけです。内閣それから内閣府だ

けは、それぞれの設置法に事務官を置くと書いてありますて、そこで辞令を受けるんです。内閣官房には技官を置くと書いていない。そういうふうなことを国家行政組織法 設置法の体系の中で処理すれば、ダブって書いたり、あるいは調整が十分になされ、見落としたのないような書き方ができること思うんです。

法務省設置法、今度直されましたけれども、相葉が出ているんです。これは、売春防止法に基づく婦人捕導院の規定です。それを法務省設置法の方できちんと運用しているわけです。この婦人という言葉は、従来一齊に女性という言葉に改めましたね。ここだけ残っているんです、婦人といふ言葉が。これらも、細かいことですけれども、直したっていいんじゃないいか。

要するに、設置法そのものを厳密に、余り複雑にしちゃうものだから見落としもある。私は、設置法というのは国の形をあらわす一番大きな目玉でありますから、かがみでありますから、これは簡素、明快であつてかかるべきじゃないかと思つたんです。

それから、連日質問しますから、きょうは時間も、調査も、整規定、これは非常におもしろい。国家行政組織法十五条で、「各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に關し意見を述べることができる。」という規定が新たに入りました。これで各省間の調整ができると思いでしようか。

私は、この規定は発動要件が極めて限定的で、国家行政組織法第十五条の規定に基づき、何々大臣は何々大臣に意見を求めるなんということではなく、らくなされないんじやないかと思うんですけれども、が来てます。次の質問に入りますけれども、時間が

○國務大臣(太田誠一君) 例えは、私がモデルにするのは、曰く総務省は行政監察局の監察結果に基づいて勧告をいたします。そして、それに対する一定期間後にそれがどうなったかということを報告を求めるわけでござります。ある程度これではこの行政のあり方をつかさどる省庁としては有効な手段を持っておるというふうに考えておりまます。

ただ、それがやや、十分であるかどうかといふことになりますと、あるいはタイムリーに、あるいは人によってそれが十分に使いこなせるかどうかというのではなく別な話があると思いますけれども、またあわせて事務局の方のあれもお聞きをいただきたいと思います。

○政府委員(河野昭君) もう先生よくこれも御承知の話ですけれども、戦後の行政組織を見ますと、やはりいわゆる総理府の本府の外局という意味の話ですけれども、戦後の行政組織を見ますと、やはりいわゆる総合調整官庁というものが次々に設置されまして、閣僚数もふえてきたということです。ただ、今回行革会議の議論を見ますと、そういう意味の総合調整官庁が本当に機能したのかどうかという反省もあったわけでござります。

今回の省庁改革はそういうこともありまして、基本的にはそういういわゆる本府の外局というものはなくして、そして、例えば環境庁は環境省でありますし、それぞれ大くくりの省にします。したがいまして、今まで外局がやっていた総合調整というものをそれぞれ省ごとに調整していく。そういうのを決めまして各省間でやっていく。

そこで、調整の仕組みでございますが、実は、最終報告には単に協議という言葉が書いてございましたが、單に法律上協議という場合、非常に不明確なわけでございます。したがって、説明を求め、資料を求め、あるいはそれに對して意見を言うというような協議の具体的な中身を書いたわけ

○**奥村辰三君** 先日も總理にこの場でお伺いをして、私の御意見を申し上げたいと思います。  
○**入澤肇君** 時間が来ましたので、後日また続けて私の御意見を申し上げたいと思います。  
○**永井一平君** さうして、先般四月二十七日に本部決定いたしましたこの方針の中では、今後具体的に省庁調整システム、これを何らかの文書で具体的に確定していくということを規定しております。

ふさわしいというお言葉を總理からいただいた  
わけでございますが、少なくとも私は韓國並みに  
なるような、環境省に格上げをされるわけでござ  
いますから、そのぐらいの規模になつてほしい。  
そして、定員をしつかり確保しながら、国民の生  
さんのいろんな不安を取り除くように先進的にど  
んどんと日本独自で環境の整備をし、そして環境  
立国としての基盤を整えていただきたい、そんな  
思いでいっぱいあります。このことについて、  
總理の考へはいかがでしようか。

○國務大臣(小淵恵三君) 改めて御答弁申し上げ  
ますが、具体的な編成については現在検討中であります。したがって、具体的な人数を申し上げる  
ことはできませんが、いずれにせよ、環境省にと  
きわしい体制を整えるよう十分努力をしていきた  
いと思っております。

なお、これでも不十分なことはお話をとおりでございまして、先般四月二十七日に本部決定いたしましたこの方針の中では、今後具体的に省庁調整システム、これを何らかの文書で具体的に確定していくということを規定しております。

○入澤肇君 時間が来ましたので、後日また統はて私の御意見を申し上げたいと思います。

終わります。(拍手)

○奥村辰三君 先日も總理にこの場でお伺いをいたしました。

今、環境問題は大変なグローバル的な話でございますが、衆議院の委員会等でも附帯決議でなされましたように、政治主導で環境省の体制充実強化を図るということをございますが、このことについて總理の御決意のほどをまずお伺いをいたしたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) このたび環境庁から環境省に格上げと申しますか、組織体に相なりました。これは、我が國のみならず世界地球環境を考えましても、その大きな役割を担っていくと期待されるわけでございまして、環境省にふさわしい体制をつくり上げいかなければならぬ、このように考えております。

○奥村辰三君 先日のG-8でも環境問題が大変大きくなことになったと仄聞をいたしております。

そしてまた、私は六月十六日、ここで總理の組織、定員等についてお伺いをいたしましたときに、總理は、組織、定員等について環境省にござわしい体制を整えると一步前進した御答弁をいたしました。

しかし、現在、千人体制というように環境庁になっているようでございます。本庁で四百五十八人、そして公園事務所等なんですが、これが二三百九十三人、研究所等で二百九十六人、ざっと合計せますと二十人ほどの体制でございます。お国柄はいろいろと違うと思うんですけれども、アメリカでは一万八千人、フランスでは四千五百人、ドイツでは一千九百人、お隣の韓国では千六百人、というように調査をいたしましたら出てまいりました。

ふさわしいというお言葉を總理からいただいたいわけでございますが、少なくとも私は韓國並みになるような、環境省に格上げをされるわけでござりますから、そのぐらいの規模になつてほしい。そして、定員をしつかり確保しながら、国民の皆さんいろいろな不安を取り除くように先進的にどんどんと日本独自で環境の整備をし、そして環境立国としての基盤を整えていただきたい、そんな思いでいっぱいあります。このことについて總理の考え方いかがでしょうか。

○國務大臣(小淵恵三君) 改めて御答弁申し上げますが、具体的な編成については現在検討中であります。したがって、具体的な人数を申し上げることはできませんが、いずれにせよ、環境省にとことんさわしい体制を整えるよう十分努力をしていただきたいと思っております。

今、委員が御指摘をされました各国の体制でございますが、例えばドイツは環境・自然保護・原子力安全省も含めましてこの組織体があるようになります。しかし、米国は今はおっしゃられましたように環境保護庁だけで一万八千人、予算にして一億円に直しまして八千二百億円、本省でやつておられるわけでございまして、これから我が環境省におきましてもそれにつなぎます。おきましてもそれにつなぎます。

ただ、いたずらにと言つては大変語弊がありませぬけれども、数をふやせばいいというものでもないことも事実であろうと思うんです。やはり環境省にふさわしい人材を確保しながら、我が国の環境に対する国民的な理解、また後世に課題を残してはならぬという意味で、また将来にわたつてのすばらしい環境行政も含め、あるいは環境的各種々の研究がなされるような人材を集めて環境省にふさわしい体制をつくり上げることが大切ではないか、このように考えております。

○奥村辰三君 ありがとうございました。

確かに、数ばかりが論点になつてはなりませぬ。中身の問題だと思います。先日もお願いをいたしました。

たしましたように、國立研究所あるいは官民一体となった環境政策がどんどんと推し進められていくよう、ぜひ強力なスタッフ、強力な組織ができることをお願いしておきたいと思います。

次に、地方分権についてお伺いをいたしたいと思います。

先日、通告をさせていただいておきながら、野田大臣との質疑ができなくて大変申しわけなく思っております。

実は私、先日も申し上げましたが、滋賀県の五十市町村の首長さん全部にアンケートをファックスで流してくださいといふことで出しておきました。五十市町村のうち四十六返ってまいりました。そのほとんどが財政をどういうように確保してくれるかということ、もう一つ、自立自立とおっしゃいますが、どうも今のこの流れでいきました。そのほとんどが財政をどういうように確保してくれるかということ、もう一つ、自立自立といふんだけれども、何か受け皿としてなかなかつかめないところがある、こんな思いのことがここにいっぱい実は書かれているわけあります。

そういう流れを考えますと、私はやはり、国とかあるいは県、市町村の公務員、そしてさらには

地方の議員さん、そして住民の皆さん方の意識改革というものが非常に大事になってくると思います。よく言われる二ゲン、人間、権限、財源といふこの三ゲンをやかましく言われますが、やはりそういう受け皿の意識というものをしっかりと改革して受けとめていかなければ、この地方分権というのはなかなか進んでいかないのでないかなというように思っております。

いろいろ知識で大体こんなものだらうなというようなことを皆さんお思いかもわかりませんが、しかし、二十年も三十年も行政指導で国の一つの大きな流れの中に地方はあつたわけであります。上下関係、主従関係と言つたらおかしいかもわからいませんが、そういう流れであった地方の公務員

の皆さん方や議員さんあるいは住民の方々が、そぞろ簡単に変わるものではないなというような思いでありますから、やはりしっかりと理解を求める、そういう意識改革の対策が必要と考えますが、大臣の所見をお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(野田毅君) まことに仰せのとおりであります。制度をいろいろ改革し、システム改革をやってきて、それを動かすのは結局は人間であります。そういう意味で、その制度を運用する側、したがつて自治体の職員なりあるいは地方議会の議員なりあるいは住民自身が、やはり今まで長い間の、惰性と言つては失礼かと思いますが、特に明治以降、中央集権型のシステムを構築してそれなりの成果を上げてきたわけです。

同時にまた、戦後、憲法上地方自治の本旨に基づいて行われなければならないという規定はできましたものの、現実には機関委任事務といふ、これは完全に国の、言うなら行政の下請機関といいますか、はつきり位置づけをなしてきたわけで、戦後五十年余りずっとそういう中で、それが当然の前

提としていろんな包括的な指揮監督権を初めさまざまなかな通達を中心とする行政が行われてきた。

その結果、ややもすれば、先ほど御指摘もございましたが、財源的な裏打ちが十分でないということと相まって、結局、何らかの意思決定をしていくかといふことは、決して簡単ではありませんし、地方自治体の運営そのものにおいても、そのことにさらなる自覚を高めていただくように要請をしてまいりたいと考えております。

○奥村辰三君 ありがとうございますが、そこはもう今仰せのとおりでござりますが、特に今審議をさせていただいておりますが、これが法制化になりますと、やはり地方の議会としてはことしの十二月議会までには全部受け入れといいますか、今の体制を整えて条例で進めていかなければなりません。しかし、大臣も申されたように、私も申し上げましたように、どうも中身がもう一つグランドデザインが描けないまま受け入れをしなければならないというような思いがあるわけですから、ぜひこらをしっかりと自治省を中心にしておきたいと思います。

特に、今お話をいただきましたが、地方分権委員会の答申に明記をされておりますように、円滑な推進によって何よりも財政措置が肝要である

ということがこの分権委員会でも言われたわけ

あります。そういう意味で、今回、抜本的にその仕組みを、上下の関係から対等、協力の関係に構築をする、それから、国と地方の間の、特に国

が地方に対する関与の仕方についてはつきりした基本原則、ルール化をしていく。もしそれに対す

る何らかの不服がある場合には国地方係争委員会

という形で公正な第三者の機関において判断をし

てもらうという、言うなら公正、透明度の高い形

でのかかわりにしていく、こういう形で機関委

事務の廃止を中心としての事務の流れを決めた

わけであります。

今、地方自治体そのものも厳しい財政のときでござりますし、ここらを規制緩和あるいは権限移譲だけによって財政の裏打ちのないようなことにありますと、一層私は市町村のそれぞれの格差ができるかもしれません。後ほど市町村合併につけてくると思います。後ほど市町村合併につけてくると思いますが、今の状況の中で進めてお伺いいたしますが、この状況の中で進めてお伺いいたしますが、今の状況の中で進めてお伺いいたしますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(野田毅君) 御指摘のとおり、地方自治体がみずから責任において自己決定していくに見合うものは地方税で調達できるという形が一番望ましいわけでございます。しかし、なかなかそういう形で十分にできない。これにはいろんな原因がありまして、一つは国、地方を通ずる経済の今日の現状からして税収が国も地方も不足してしまっているということを一つございます。

そういう点で、たびたび申し上げておりますが、本来ならば地方自治体の歳出規模、大体それ

が、これまでのところは財政措置はやつていかないといふべきではない」というふうに乗り越えてやっていくのか。そのためには、

国と地方の間の税源の見直しといいますか、そういった作業もやつていかなければならぬ。これ

はこれで、たびたび申し上げておりますとおり必ずやつていかなければならぬ事柄ですし、大蔵

大臣からもたびたび御答弁を申し上げておるところ

であります。

それから同時に、今度は地方税自身の中では

う簡単に変わるものではないなというような思いでありますから、やはりしっかりと理解を求める、そういう意識改革の対策が必要と考えますが、大臣の所見をお伺いいたしたいと思います。

○奥村辰三君 ありがとうございますが、そこはもう今仰せのとおりでござりますが、これが法制化になりますと、やはり地方の議会としてはことしの十二月議会までには全部受け入れといいますか、今の体制を整えて条例で進めていかなければなりません。しかし、大臣も申されたように、私も申し上げましたように、どうも中身がもう一つグランドデザインが描けないまま受け入れをしなければならないというような思いがあるわけですから、ぜひこらをしっかりと自治省を中心にしておきたいと思います。

特に、今お話をいただきましたが、地方分権

委員会の答申に明記をされておりますように、円

滑な推進によって何よりも財政措置が肝要である

ということがこの分権委員会でも言われたわけ

あります。そういう意味で、今回、抜本的にその

仕組みを、上下の関係から対等、協力の関係に

構築をする、それから、国と地方の間の、特に国

がされていないのでございまして、総理とか大

蔵大臣、自治大臣等も財政措置はやつていかな

きやならないということははつきりいろんなところで申していただきしておりますが、今申し上げた

このアンケートの中で一番多いのは、やっぱり財

源措置がどうなるんだろうというのが一番の思

いでございます。

今、地方自治体そのものも厳しい財政のときでござりますし、ここらを規制緩和あるいは権限移譲だけによって財政の裏打ちのないようなことにありますと、一層私は市町村のそれぞれの格差ができるかもしれません。後ほど市町村合併につけてくると思います。後ほど市町村合併につけてくると思いますが、今の状況の中で進めてお伺いいたしますが、いかがでございます。

○奥村辰三君 ありがとうございますが、そこはもう今仰せのとおりでござりますが、これが法制化になりますと、やはり地方の議会としてはことしの十二月議会までには全部受け入れといいますか、今の体制を整えて条例で進めていかなければ

なりません。しかし、大臣も申されたように、私も申し上げましたように、どうも中身がもう一つ

グランドデザインが描けないまま受け入れを

しなければならないというような思いがあるわけ

ですから、ぜひこらをしっかりと自治省を中心

にしておきたいと思います。

特に、今お話をいただきましたが、地方分権

委員会の答申に明記をされておりますように、円

滑な推進によって何よりも財政措置が肝要である

ということがこの分権委員会でも言われたわけ

あります。そういう意味で、今回、抜本的にその

仕組みを、上下の関係から対等、協力の関係に

構築をする、それから、国と地方の間の、特に国

がされていないのでございまして、総理とか大

蔵大臣、自治大臣等も財政措置はやつていかな

きやならないということははつきりいろんなところ

で申していただきておりますが、今申し上げた

このアンケートの中で一番多いのは、やっぱり財

源措置がどうなるんだろうというのが一番の思

いでございます。

今、地方自治体そのものも厳しい財政のときでござりますし、ここらを規制緩和あるいは権限移

譲だけによって財政の裏打ちのないようなことに

ありますと、一層私は市町村のそれぞれの格差が

できてくると思います。後ほど市町村合併につ

いてくると思いますが、今の状況の中で進めて

お伺いいたしますが、いかがでございます。

○奥村辰三君 ありがとうございますが、そこはもう今仰せのとおりでござりますが、これが法制化

になりますと、やはり地方の議会としてはことしの十二月議会までには全部受け入れといいますか、今の体制を整えて条例で進めていかなければ

なりません。しかし、大臣も申されたように、私も申し上げましたように、どうも中身がもう一つ

グランドデザインが描けないまま受け入れを

しなければならないというような思いがあるわけ

ですから、ぜひこらをしっかりと自治省を中心

にしておきたいと思います。

特に、今お話をいただきましたが、地方分権

委員会の答申に明記をされておりますように、円

滑な推進によって何よりも財政措置が肝要である

ということがこの分権委員会でも言われたわけ

あります。そういう意味で、今回、抜本的にその

仕組みを、上下の関係から対等、協力の関係に

構築をする、それから、国と地方の間の、特に国

がされていないのでございまして、総理とか大

蔵大臣、自治大臣等も財政措置はやつていかな

きやならないということははつきりいろんなところ

で申していただきおりますが、今申し上げた

このアンケートの中で一番多いのは、やっぱり財

源措置がどうなるんだろうというのが一番の思

いでございます。

今、地方自治体そのものも厳しい財政のときでござりますし、ここらを規制緩和あるいは権限移

譲だけによって財政の裏打ちのないようなことに

ありますと、一層私は市町村のそれぞれの格差が

できてくると思います。後ほど市町村合併につ

いてくると思いますが、今の状況の中で進めて

お伺いいたしますが、いかがでございます。

○奥村辰三君 ありがとうございますが、そこはもう今仰せのとおりでござりますが、これが法制化

になりますと、やはり地方の議会としてはことしの十二月議会までには全部受け入れといいますか、今の体制を整えて条例で進めていかなければ

なりません。しかし、大臣も申されたように、私も申し上げましたように、どうも中身がもう一つ

グランドデザインが描けないまま受け入れを

しなければならないというような思いがあるわけ

ですから、ぜひこらをしっかりと自治省を中心

にしておきたいと思います。

特に、今お話をいただきましたが、地方分権

委員会の答申に明記をされておりますように、円

滑な推進によって何よりも財政措置が肝要である

ということがこの分権委員会でも言われたわけ

あります。そういう意味で、今回、抜本的にその

仕組みを、上下の関係から対等、協力の関係に

構築をする、それから、国と地方の間の、特に国

がされていないのでございまして、総理とか大

蔵大臣、自治大臣等も財政措置はやつていかな

きやならないということははつきりいろんなところ

で申していただきおりますが、今申し上げた

このアンケートの中で一番多いのは、やっぱり財

源措置がどうなるんだろうというのが一番の思

いでございます。

今、地方自治体そのものも厳しい財政のときでござりますし、ここらを規制緩和あるいは権限移

譲だけによって財政の裏打ちのないようなことに

ありますと、一層私は市町村のそれぞれの格差が

できてくると思います。後ほど市町村合併につ

いてくると思いますが、今の状況の中で進めてお伺いいたしますが、いかがでございます。

○奥村辰三君 ありがとうございますが、そこはもう今仰せのとおりでござりますが、これが法制化

になりますと、やはり地方の議会としてはことしの十二月議会までには全部受け入れといいますか、今の体制を整えて条例で進めていかなければ

なりません。しかし、大臣も申されたように、私も申し上げましたように、どうも中身がもう一つ

グランドデザインが描けないまま受け入れを

しなければならないというような思いがあるわけ

ですから、ぜひこらをしっかりと自治省を中心

にしておきたいと思います。

特に、今お話をいただきましたが、地方分権

委員会の答申に明記をされておりますように、円

滑な推進によって何よりも財政措置が肝要である

ということがこの分権委員会でも言われたわけ

あります。そういう意味で、今回、抜本的にその

仕組みを、上下の関係から対等、協力の関係に

構築をする、それから、国と地方の間の、特に国

がされていないのでございまして、総理とか大

蔵大臣、自治大臣等も財政措置はやつていかな

きやならないということははつきりいろんなところ

で申していただきおりますが、今申し上げた

このアンケートの中で一番多いのは、やっぱり財

源措置がどうなるんだろうというのが一番の思

いでございます。

りきちんとした見直しをしていくことが必要である、これもそのとおりでございます。さらに、地方税だけでもうまくいくわけはないということもある。そういう意味で、地域間のアンバランスをどういうふうに埋めていくかという意味で地方交付税という仕組み、これについて地方の一般財源をどう確保していくかということも、これもやらなければなりません。

それから、いま一つのテーマは、第二次分権計画で述べておりますけれども、いわゆる補助金のあり方なり、そういったことをどういうふうに見直していくかということも大事なテーマでございます。できるだけ個別の補助負担金というものはなくしていく、できるだけ一般財源化していくということと同時に、そういう交付金を含めた直轄の見直しということだけでなく、いわゆる公共事業の施行に関するそういう計画を含めたあたり方をどうしていくのかということがあわせて検討していかなければならぬ大事なテーマであります。

○奥村辰三君 市町村合併もいろいろと議論を直していくかということとも大変なテーマでございます。できるだけ個別の補助負担金というものはなくしていく、できるだけ一般財源化していくということと同時に、そういう交付金を含めた直轄の見直しということだけでなくて、いわゆる公共事業の施行に関するそういう計画を含めたあたり方をどうしていくのかということがあわせて検討していかなければならぬ大事なテーマであります。できるだけ個別の補助負担金というものはなくしていく、できるだけ一般財源化していくということと同時に、そういう交付金を含めた直轄の見直しということだけでなくて、いわゆる公共事業の施行に関するそういう計画を含めたあたり方をどうしていくのかということがあわせて検討していかなければならぬ大事なテーマであります。

良県におきまして、これの全国ベースの協議会が発足をなされます。そういうふうなことで、これは自治省だけではなくて建設省にも大きなまたお

力を持たないと進んでいかないわけであります。それが、こういうようなこともひとつ話題としてお考えをいただければというふうに思います。

それと、三ヶ年のうちの人間、組織なんですが、今までの限られた人員あるいは組織の中でも移

讓事務をどんどんと効率的に執行していくこういたしますと、従来の感覚、従来のそのような形では、冒頭に申し上げました意識改革もそうです

が、受け皿として組織がうまくいっておりません、いかないと思うんです。

私は、ここらを自治省のあたりからどんどんと定員の管理指導だとか、これはまた国がということになるかもわかりませんが、人材育成という面

にかかる支援をしてあげてほしい

など思つんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(野田毅君) この点について、地方分

業を担っていく人材が今まで以上に重要でござい

ます。

そういう意味で、行政の簡素効率化に努めると

同時に、専門的な仕事にも十分なえ得るような人材をどうやって育していくのかというこの人材の育成の問題について、これは既に今までもそれぞれの自治体において、特に市町村の人材について

は都道府県がいろんな形で一緒に、例えば採用な

り研修なりいろんな形でやってきてはおりますけ

れども、なお一層、広域的な対応でやつたり、い

ろんな形で人材の育成に努めてまいらなければな

らないと考えております。

いま一つ、冒頭に御指摘がございましたが、そ

れに関連して、いわゆる市町村の合併といいます

と、これは從来の流れの中にいろんな枠組みを変えていくわけですから、やっぱり公正で簡素な税体系を整えながら地方に権限移譲をし、あらゆる問題の中に税がしっかりとそこにタイアップしていかうようなものに、ぜひこれはみんなが議論をしながら変えていく必要があるうと思いま

す。

育成をしていくとともにあわせて考えていくたいと思っております。

○奥村辰三君 市町村合併もいろいろと議論を呼ぶところであります。明治二十二年に大合併がありました。そして、昭和の大合併といいますと昭和二十八年から三十二年ぐらいだったと思しますが、全国でそれぞれ市町村合併もなされてきたわけでございます。これがいいか悪いか御検討いただければいいんですが、私は最近よく思うんですけれども、農協、JAが、不良債権の問題だとか農業の基盤をなすためにいろんな形で地域合併をしていた大いに広域連合的にしっかりとした基盤をつくろうと今頑張っています。そして、青年会議所が全国のいろんな地域で今アンケート調査をやったり、あらゆる努力をいただいています。

こういうことを喚起しながら、ある意味ではJAのあいう方向、方式を一つの参考にしながら市町村の皆さんとお話を聞いていただき、あるいはまた市町村で審議会をつくっていただきたりして進める中で、市町村合併の機運もある意味ではそういうところから盛り上がってくるのではないかなどというふうな思いであります。

今、大臣から合併の話も一部触れていただきましたが、私は十五万ではちょっと体力が弱いな、最低二十万はないと思うんですけど、なかなかその二十万になるまでが大変な地域もたくさんあるうと思うんですけど、体力、基盤をしっかりと確立するためにぜひひとつ合併の方向についても指導をお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

のは、昨年の地方分権推進計画の閣議決定を基本として法案化をしておるわけですから、小渕内閣になりましたてこの合併のメリットといいますか、さらに推進力を引きかせなければならぬということで、地域審議会の設置、それから合併特例債、これは今までにない強力な財政的な支援対策になるであろうと私は考えております。これらはいずれも法案の段階で盛り込むことができておることは申し上げておきたいと思っております。

合併のメリットについてでありますけれども、時間の関係がありますから多くを申し上げられますが、先ほど申し上げたとおり、市町村合併にせんが、先ほど申し上げたとおり、市町村合併によって、まず第一に専門的な職員を確保することが可能となる住民サービスの提供が可能になること。第二に、財政規模の拡大による重点的な投資が可能となり基盤整備が進展すること。それから第三に、広域的観点に立って町づくりを効果的に展開することができる。第四に、公共施設の効率的な配置、利用が可能になる。第五に、利用可能な窓口の増加により住民の利便性が向上する。第六に、合併により管理部門の経費の削減が可能となり、それにより新たな住民サービスに対応することができます。

そういうことをさらにぜひ住民の皆さんにもよく御理解いただいて、押しつけがましいというよりも、できれば住民自身の中からぜひ合併していきたいというふうな機運が出るような努力をさらにしてまいりたいと考えております。この法案を成立させていただいた後、都道府県の協力も必要でありますので、合併に関するガイドラインを早期に策定して都道府県の協力を要請してまいりたいと考えております。

○委員長(吉川芳男君) 奥村君、時間が参りました。

○奥村辰三君 ぜひ機運が盛り上がりますことを

実は、地域改善向け住宅等の下水道など、地域改善事業で住宅は建てていたんだすけれども、この譲渡をうまく進めていかないと、今物すごく地方の財源に支障を来しているところが多いですね、全国的にも私の滋賀県もそういうところがありまして、大変な特例的な町村があるわけであります。地方分権と同じけれども、とてももうやつていけないということで、あす、奈

良県におきまして、これの全国ベースの協議会が発足をなされます。そういうふうなことで、これは自治省だけではなくて建設省にも大きなまたお

力を持たないと進んでいかないわけであります。それが、こういうようなこともひとつ話題としてお考えをいただければというふうに思います。

○國務大臣(野田毅君) 市町村の合併というのは、今御指摘がございましたように、地方分権を進めいく受け皿として、その体力、基盤強化をする上で極めて大事な一つのテーマであると考えております。今回の法案におきましても合併特例法の改正を盛り込んでおります。

なお、この点についてぜひ御理解いただきたい

あります。

○國務大臣(野田毅君) 市町村の合併というのは、今御指摘がございましたように、地方分権を進めいく受け皿として、その体力、基盤強化をする上で極めて大事な一つのテーマであると考えております。今回の法案におきましても合併特例法の改正を盛り込んでおります。

ありがとうございました。(拍手)

○石井一二三君 二院クラブ・自由連合の石井一二三  
でござります。  
総理また自治大臣におかれましては大変お疲れ  
と思いますが、ラストバッターでございますので、  
ひとつよろしくお願ひをいたしたいと思いま  
す。

さて、中央省庁等の改革論議というものがどんどん進みまして、独立行政法人の設立や既存の特殊法人等の改革と、この霞が関かいわいも非常に大きな改革を遂げる気配というものがあるわけであります。

すが、特殊法人や外郭団体と言つてゐるもののが非常に大きな赤字を出しておる。そして、財投ほか公的資金を何らかの形で仰ぎ、その負担は国民に乗つかかつてくる。ところが、その傘下の公益法人や納入業者等、特にそこへは何らかの形で親の省庁から天下つておる。こういったところが黒字でいい目をしておる。こういう中で、天下り、高い退職金、特殊業者との恩恵、こういうことがなかなか国民には理解できない一面があるうと思うわけであります。特に営業努力をせずに競争力もないしに毎年高利益を得て業務を独占すると、仲間内でも甘い汁を吸うということに対する世論といふものが今非常に厳しいものになつてきておると思うわけであります。

例えば、傘下の株式会社の過半数の株式を保有している公益法人は現仕百八十八とも言われておりますが、この中で十社以上の会社の過半数の株式を保有している法人は、例えば郵政省関係では電気通信共済会とか郵政公済会、また建設省では日本道路公団の傘下にあります旧道路施設協会、あるいは厚生、運輸省では鉄道弘済会などが挙げられておるわけであります。このすべてについていろいろ検証していくだけの時間もございませんので、きょうは道路施設協会あるいは日本道路公団に絞って若干質問をさせていただきたいと思うわけであります。

借対照表等を見ておきますと、償還準備金である

還しております、大変順調に償還が行われております。

株式はすべて処分しているところでありまして、

あと十社につきまして、期限であります。

月末までに処分する予定でございます。

○石井一二君 今質問で第三者株主が保有する株式はその段階で何%ぐらいになるのかということをお聞きしたと思いますが、その数字はお持ち

いやございませんか。追加通告で通告いたしておりますが。

ないのか、そういうような懸念、疑問を私は持っておりますので、そういう意見があるということとも踏まえてひとつ今後前向きに対処していただきたいと思います。

次に、総理にお聞きいたしたいと思いますが、私は、政府の見解やあるいは既に決まった方針等を見ておりまして、そのほとんどは正しいものであります。ところどころは、ちょっと違うところがありますが、それは、たぶん、あれらの立場から出たものであります。たぶん、あれらの立場から出たものであります。たぶん、あれらの立場から出たものであります。

か変えるわけにいかぬのだ、メンツもある、「こういうことをおっしゃると思いますが、例えば先例として、昔、経済企画庁長官が船田元さんであつたころ、畠議員も今おられますから、そのころに景

気底打ち宣言というのをなしたけれども、数カ月たって、あれは誤りであったということを宣言されたことがあります。

例えば、今非常に世論高きものがござります郵政事業についても、先般の行政改革会議の中間報告では、例えば「簡易保険事業は民営化する。」あるいは「郵便貯金事業については、早期に民営

化するための条件整備を行う」このようになつておったわけであります、が、「行政改革会議の最終報告」これは座長はあなたじゃなかつたかと思ひますが、そこでは総務省に「郵政事業庁を置く。」とか郵政事業庁を「新たな公社に移行する。」そしてはっきりと国営化するというようなことを述

べておられる。こういうように都合のいいときにはどんどん変えていいでおられるわけでありま

す。

そういう中で、私は総理がいろいろ発表されておる中でどうもこれはよくないなと思うのが、最近起工された総理官邸であります。これは私は大いに結構だ、いいものつくっていい仕事をしていただきたいと思うんですが、そういういろいろひつくるめて七百億というような数字も出ております投資をして、しかもずっと前に決まった首都機能移転をどうしてもやらなきいかぬ問題かと。もしあれだけのお金を使うのであれば、大幅な減税をして消費を喚起した方がいい。公共事業の景気回復策というようなものが功を奏さないということはかなりの論議を得、我々の総意的なものにすらなりつある。こういう中で、もう一度総理の強い決意と指導力というものを示す意味で、この問題をじっくり考えていただきたいと思うのであります。

もし私が今あなたに答弁を求めたら、恐らくネガティブなことをおっしゃると思いますので私は答弁を求めませんが、考えておいていただきたい、そういうこととあります。

今ここへ来る途中で玄関の横を通っておりますと、伊藤博文、板垣退助あるいは大隈重信といった方の銅像がありましたが、一つあいておりました。こういうことをやりになることが、非常になんなんとする高支持率に及び、日本とに男前が上がつておるというか男を上げております総理の存在というものが高く歴史に評価をされるものである、そのような気がしてならないわけでございまして、ぜひひ御一考を賜りたいと思います。

党議で拘束したりなんかしておりますけれども、今もし党議フリーで国会議員の中で投票したら、これは地元の人の意見も踏まえて、むしろやめておこうというような意見の方が強くなる可能性のある問題だ、そのように思うわけあります。

今私は政府の見解や方針の途中変更は難しいということを言いましたが、もう一つだけ例を挙げてみますと、経企庁が最近GDPの一・九%プラス成長ということで景気回復宣言をなされましたが、私はこれはなかなかそんな易しいものではないという感覚で物を見ております。

今出たばかりの週刊誌が、例えば「小渕政権の「GDP一・九%上昇」はやっぱり粉飾決算だった」ということで、人気取りだとかいろんなことを言われておりますが、私はこれは船田元経企庁長官じゃありませんけれども、早いうちに訂正をされおいてしかるべき筋合いのものではないかといふように考るわけであります。この途中から政府見解や方針の変更について総理はどういうお考えを持って臨んでおられるか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(小淵惠三君) 明治の元勲のお名前を挙げられましたが、比べるべくもないと思っております。私は、戦後の政治はやはり多くの民意をくみ上げながら決定していくものであり、その特徴とするところは衆参両院における議員各位の考案方を十分承って最終的結論をつけていくべきものだろう、また与党たる自由民主党のいろいろな話しあいの中で結論が導かれるものと。

幾つかの例を申し上げられましたけれども、時間がありませんからすべて逐一申し上げませんが、やはりそうした過程の中で与党の政策担当の皆さんを含めて最終的には考え方を取りまとめ、時間においては前に決定をいたしましたことも修正することあり得べし。改まるにはかかることなれどとどめます。

○委員長(吉川芳男君) 石井君、時間がなくなりました。

○石井一二君 特に前段については、総理であると同時に自民党総裁であるというお立場でひとつ今後御検討をいただきたいと思います。

後段については、また六ヶ月ないし八ヶ月たつて、あなたの言うことはやっぱり違っていましたよということをどこで言わせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長(吉川芳男君) 本日の質疑はこの程度に次回は明二十九日午前九時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十六分散会